

平成30年 第2回定例会

# 大 樹 町 議 会 会 議 録

平成30年6月11日 開会

平成30年6月15日 閉会

大 樹 町 議 会

# 平成30年第2回大樹町議会定例会会議録（第1号）

平成30年6月11日（月曜日）午前10時開議

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 1号 平成29年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 議案第 42号 大樹町税条例等の一部改正について
- 第 8 議案第 43号 大樹町国民健康保険税条例等の一部改正について
- 第 9 議案第 44号 大樹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について
- 第10 議案第 45号 町道路線の廃止について
- 第11 議案第 46号 町道路線の変更について
- 第12 議案第 47号 平成30年度大樹町一般会計補正予算（第2号）について
- 第13 議案第 48号 平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について
- 第14 議案第 49号 平成30年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第15 議案第 50号 平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第 51号 財産の取得について
- 第17 議案第 52号 大樹町公共下水道大樹下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結について
- 第18 議案第 53号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第19 陳情第 1号 庁舎改築に対する要望について
- 第20 陳情第 2号 北海道主要農作物の道条例の制定に関する陳情書について
- 第21 陳情第 3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学補保障を求める意見書提出に関する陳情書について

○出席議員（12名）

1番	船戸健二	2番	齊藤徹	3番	杉森俊行
4番	松本敏光	5番	西田輝樹	6番	菅敏範
7番	高橋英昭	8番	安田清之	9番	志民和義
10番	福原孝道	11番	柚原千秋	12番	鈴木千秋

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人
副町長	布目幹雄
総務課長	松木義行
総務課参事	林英也
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	黒川豊
住民課長	鈴木敏明
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	村田修
農林水産課長兼町営牧場長	瀬尾裕信
建設水道課長兼下水終末処理場長	高橋教一
会計管理者兼出納課長	瀬尾さとみ
町立病院事務長	伊勢巖則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見由香

<教育委員会>

教育長	板谷裕康
学校教育課長兼学校給食センター所長	和田司
社会教育課長兼図書館長	井上博樹

<農業委員会>

農業委員会会長	鈴木正喜
農業委員会事務局長	水津孝一

<監査委員>

代表監査委員	澤尾廣美
--------	------

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長  
主 査

小 森 力  
真 鍋 智 光

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成30年第2回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

3番 杉 森 俊 行 君

4番 松 本 敏 光 君

5番 西 田 輝 樹 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長、安田清之君。

○安田議会運営委員長

議会運営委員会報告を申し上げます。

去る6月4日、午前9時より運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議しましたので、ご報告申し上げます。

本定例会の提出案件は、報告1件、条例の一部改正3件、町道路線の廃止1件、変更1件、補正予算4件、財産の取得1件、協定の締結1件、計画の策定1件、陳情3件、一般質問は、7議員12項目であります。

よって、会期については、提出案件の状況並びに一般質問の通告状況などを考慮し、検討した結果、本日から6月15日までの5日間とし、12日並びに13日は休会といたします。なお、会期日程についてはお手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われ

るよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議 長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

### ◎日程第3 会期の決定

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの5日間といたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月15日までの5日間と決しました。

### ◎日程第4 諸般報告

○議 長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長に内容の説明をいたさせます。

小森議会事務局長。

○小森議会事務局長

それでは、3月5日開会の第1回町議会定例会以降の諸般報告をいたします。

第1、監査及び監査結果の報告について。

1、地方自治法第235条の2第1項の規定による3月、4月、5月、6月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がありました。

2、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体の監査結果について、別紙のとおり報告がありました。

第2、一部事務組合議会等について。

十勝圏複合事務組合議会及びとちかち広域消防事務組合議会臨時会が5月21日、帯広市において開催、議長が出席しております。

第3、委員会関係について。

総務常任委員会が2回。5月23日から25日の姉妹都市相馬市親善訪問及び先進地行政視察でございますが、議会交流及び震災後の防災対策を含めた相馬市の復興状況を視察してきております。

経済常任委員会が1回、広報常任委員会が1回、議会運営委員会が3回。

第4、会議関係、第5、その他につきましては、記載のとおりでございますので、お目通し、よろしくお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

#### ○議 長

以上で、諸般報告を終わります。

### ◎日程第5 行政報告

#### ○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

#### ○酒森町長

それでは、平成30年5月22日開催の第2回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1点目の協定の締結についてですが、去る6月8日、北海道農業公社と災害等における総合応援に関する協定を締結いたしました。農業公社は、尾田地区に十勝育成牧場を有しており、災害等が発生した場合、十勝育成牧場と町営牧場の間で、牛の救出や避難の受け入れ、職員や車両の総合派遣、餌の提供などの支援、連携を図る内容となっております。

2点目の航空宇宙関連についてですが、アメリカの民間企業、ロケットラボ社がニュージーランドで運用中のロケット射場について、地元自治体との関係や地域の経済への影響、住民との協力などについて、日本宇宙フォーラム、HASTICとともに視察調査を行いました。大樹町の今後の取り組みの参考とさせていただきたいと考えています。

なお、議会に視察報告書を提出させていただきました。

3番目の町営牧場夏期放牧入牧状況ですが、前年同時期に比べ、預託戸数、頭数ともに微増ですが、随時受け入れを行っておりますので、今後も増加をしていくものと思っております。

なお、夏期放牧はおおむね10月いっぱいを予定しております。

また、晩成牧場においてですが、6月8日の夜半、預託牛の脱柵があり、57頭の預託牛が地域に脱走をいたしました。6月10日、最後の1頭の捕獲を行い、全頭を確認の上、収容しているところでもあります。今回の脱柵において、周辺の牧場で牛の捕獲等のご協力をいただいたこと、心からお礼を申し上げたいと思っておりますし、今後、そういうことのないように、しっかりと預託管理をしてまいりたいと考えております。

4番目の農作物の生育状況ですが、別紙のとおり、おおむね平年並み以上の生育となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

5番目ですが、国、道の大樹町関連事業につきましての情報を掲載させていただきました。

6番目ですが、大樹町子ども・子育て支援会議の委員につきまして、各組織や団体の異

動、役員改選に伴い、後任の方に委員を委嘱しております。

7番目の入札執行関係ですが、指名競争入札により工事請負契約を7件、物品購入契約を3件、業務委託契約を4件、それぞれ記載のとおり締結しております。

8番目のその他、来町者及び会議出席等につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

## ○議 長

続いて、板谷教育長。

## ○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

初めに、委員の委嘱についてでございます。

(1) 大樹町立小・中学校評議員についてでございます。

改選期を迎えましたので、大樹小学校5名、大樹中学校3名の学校評議員を委嘱してございます。任期については、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなっております。

(2) 大樹町学校給食運営委員会委員についてでございます。

改選期を迎えましたので、新たに学校代表、学識経験者、PTA代表の9名を委嘱してございます。

(3) 大樹町社会教育委員についてでございます。

改選期を迎えましたので、新たに体育連盟会長、保護司、大樹小中学校校長会会長など、10名を委嘱してございます。

(4) 大樹町図書館運営委員補充についてでございます。

社会教育委員町内公立学校職員からの2名を委嘱してございます。任期については、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの残任期間となっております。

(5) 大樹町スポーツ推進委員補充についてでございます。

大樹小学校教諭の1名を委嘱してございます。任期については、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの残任期間となっております。

2番目の大樹町教育委員会教育長職務代理者の指名についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、平成30年6月1日付で教育長職務代理者に、教育委員であります山下博氏を指名したので、ご報告いたします。任期につきましては、平成31年5月31日まででございます。

3番目の子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございます。

南十勝長期宿泊体験交流協議会(STEP)による体験活動の主なものとして、(1)主催事業は、春期キャンプと日帰り体験活動の2事業を実施し、(2)共催事業では、学童保育所や保育園、認定こども園での活動を定期で行うほか、(3)修学旅行受け入れ事業では、5月と6月に奈良県と大阪府の高等学校2校を受け入れております。このほか、4月28日、29日のインターステラテクノロジズ社観測用ロケット打ち上げ実験の見学



者に対して、木のロケットづくりやモデルロケット打ち上げ教室などを行ったほか、子どもの日ミニイベント会場において、ぬり絵や薪割り体験のブースを設けるなど、町のイベントにも参加しております。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

#### ○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

#### ○齊藤徹議員

3点ほどお聞きします。

1 ページ目の5月28日から6月2日のニュージーランドの関係ですけれども、射場視察調査ということで、今いろいろ説明されたのですけれども、もう少し詳細に日程、行程、どなたが参加されたのか、また、企画はどこで、うちで、大樹町で企画したのか、また別のほうで企画されたのか、その辺をお聞きしたいです。

2点目ですけれども、3ページの委員の委嘱でございます。子ども・子育て支援会議の委員ですけれども、任期は30年の6月30日ということなのですから、これをもって委員会というのは解散するのか、一応ここで、区切りでやる形なのか、また再度、委員会を開催するのか、それについてお聞きしたいと思います。

5 ページ目。6月1日、全国森林レクリエーション協会第34回通常総会ですけれども、この日程について行程、あと行った目的、誰が参加されたのか、それについてお聞きします。

以上です。

#### ○議 長

酒森町長。

#### ○酒森町長

3点、ご質問をいただきました。

1点目については私から、2点目、3点目については、それぞれ担当の課長または副町長のほうから報告をさせていただきたいと思います。

1点目の5月28日から6月2日までのニュージーランドの射場の視察の内容であります。詳細について、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

報告書にも記載をさせていただきましたが、今回の渡航の目的につきましては、今、大樹町が進めております第3の射場の設立の参考とするため、ニュージーランドのメヒア半島にある民間のロケット射場を調査し、射場が地方経済に及ぼす影響、または地方自治体がどういう協力体制をとっているか、またはニュージーランドの政府がその民間のロケット射場に対してどういう協力体制をとっているか等々について視察を行っております。

視察の目的でもありますが、地方自治体の関係を確認したいというところで、フォーク

スベイという湾があるのですが、その地域の所管する自治体のほうに協力関係、または経済効果等を確認しております。

また、ワイロワという町がありますが、そこがメヒア半島の所管している自治体ということもありますので、ワイロワの地方自治体のほうでも同様の調査をさせていただきました。また、ニュージーランドスペースエージェンシー、ニュージーランドの宇宙省ですが、そちらのほうにも出向きまして、国家としてニュージーランドが進めている航空宇宙の取り組みの内容について、情報交換をしてみました。

また、今回、日本大使館で視察の手配をしていただきましたので、日本大使館のほうにもお礼を兼ねてお邪魔をし、その中で大樹町が進めております航空宇宙の取り組み等についても説明と報告をさせていただきました。

最後に、オークランドにありますロケットラボの工場で、代表のピーターベック氏と面談できましたので、今現在ロケットラボ社が進めている事業の内容等について、またはロケットラボ、またはピーターベック氏がお考えになる今後の宇宙開発の情報等について、情報交換をさせていただきました。

なお、今回の視察につきましては、参加者ですが、HASTIC、NPO法人北海道宇宙科学技術創成センターの理事長であります上杉氏、そして一般財団法人日本宇宙フォーラムの浅田常務理事、また十勝毎日新聞社の眞尾局長と私の4名で、視察調査を行っております。もともと、十勝毎日新聞社と宇宙フォーラムのほうで、ニュージーランドへの視察計画がございましたので、お声をかけいただいてHASTICと私どもが、大樹町が参加をしたということになります。

2点目、3点目については、それぞれ説明をさせていただきます。

#### ○議 長

村田保健福祉課長。

#### ○村田保健福祉課長

大樹町子ども・子育て支援会委員について、ご説明させていただきます。

今回、ご報告いただきましたのは、前任の委員がいなくなったための委嘱でございまして、その残った期間ということで6月30日までとさせていただきます。今後、大樹町子ども・子育て支援会委員会会議も開催の予定がありますので、7月1日以降、新たな委員にまた委嘱をお願いしたいというふうに思っております。ちなみに、新たな委員につきましては、委員の任期は2年となっております、委嘱いたしましたら、また議会のほうで報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○議 長

布目副町長。

#### ○布目副町長

それでは、会議の出席関係の6月1日の一般社団法人の全国森林レクリエーション協会

の総会の関係でございますけれども、これは日程的には6月1日に東京の大塚にあります林野会館、こちらで会議がございましたので、町長が外遊しておりましたので、かわりに私が出席をさせていただきました。この全国レクリエーション協会の通常総会でございますので、通常の事業報告あるいは決算、それから次年度に向けた事業計画、それからそれに伴う予算と、こういったことが審議をされたということでございます。この組織、会長がプロスキーヤーの、あるいは登山家でもあります三浦雄一郎さんが代表者でございます、帯広支部では自治体、それから民間合わせて9団体が加入しております、全国では248ほどの団体が加入しております、目的そのものは森林の利用に関する調査でありますとか、研究、それから利用に関する普及啓発、それから人材の育成、これが組織の目的でございますけれども、大樹町もこの協会に加入したのが30年ほど前で、平成元年に加入しております、森林管理所などと連携して大光地区の森林レクリエーション地区において、昭和63年に大樹治山の森というのが設定されております。その翌年に加入したという、こういう経過がありまして、大樹ではペンケ、パンケの地区の森林整備ですとか、あるいは悠々の森、それから、近くにカムイコタンのキャンプ場などもあって、営林署とも連携しながら、この森林の良い所の周知、こういったものを図っていこうということから加入をしたと、こういうことで聞いてございます。林野庁の幹部の方も来られて、情報交換もして、そういう総会という場であったというふうに考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

内容についてはわかりました。それで、子育て支援会議の委員については、また7月以降も必要があれば委嘱をしていくとわかりました。

それで、ちょっと気になるのが、今回の町長の5月28日から6月2日、副町長の6月1日、多分これ一泊されたと思うのですけれども、例えば町長が5月28日に大樹を出発して、大樹に戻ってきたのは何日なのか。それと、副町長が6月1日に出発したのか前乗りしたのか、いつ大樹に戻られたのか、それぞれ確認をしたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回のニュージーランドの視察ですが、5月28日に大樹を離れました。6月2日の夕刻に成田に戻ってまいりました。残念ながら、その日は大樹に戻って来る手段がありませんでしたので、東京都内に戻って、翌日3日の午前中の飛行機で大樹のほうに戻りましたので、おおむね2時くらいには大樹のほうへ戻ってきたということです。

○議 長

布目副町長。

**○布目副町長**

私のほうは、6月1日の3時45分の総会の開始と、こういう時間設定でございましたので、その日に、1日にこちらを出まして、その日は会議が5時近くまでありまして、その後、林野庁の幹部方と交流会がございましたので、それに参加をして宿泊をして、次の日に大樹町に帰ってきたと、こういう日程でございます。

以上でございます。

**○議 長**

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

最後になります。私の言いたいのは、要するに、町長が5月28日から3日ぐらい大樹をあけました。副町長が6月1日から2日まであけたということは、2日間、町長は海外、副町長は東京。万が一大樹で物事が起きたときに、誰が指揮をとるのかということ。二人とも大樹町を離れているのですよ。これが本当に望ましいのかという気がするのです。

それと、5月30日に、大樹農協が目標だった10万トン達成した、唯一ある総会の日に、副町長と町長は欠席。それで、大樹町の家畜振興の家畜祭りに、町長、副町長両方欠席なのです。こういった中で、そういうこともあって、2日間大樹町を空けるというのは今までなかったと思うのですけれども、今後、そういう日程調整をきちんとやっていただきたいなとお願いをいたします。

**○議 長**

酒森町長。

**○酒森町長**

今回、私の海外出張と公務であります会議等が重なったということもあって、2日間、私と副町長が大樹を離れたというのは事実あります。基本的には、どちらかが必ず残るといような体制を取ってきてまいりましたし、今後もそういう部分については、意を注いでまいりたいというふうに思っております。

今回、私どもと、また副町長が離れるということで、会議等について、またイベント等についても、教育長のほうに私どもの代わりに出席をしていただいたということでありませぬ。

今後、そういう部分、特別職二人がいなくなるということがないように気をつけてはいきたいというふうに思いますが、どうしても、やむを得ない場合もあるということは、ご了解をいただきたいと思っております。

**○議 長**

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

**○菅敏範議員**

行政報告3番の町営牧場夏期放牧入牧状況に関連する事項なのですが、町長の報告の中

に晩成地区の牧場で放牧牛が脱柵をしたという報告がありましたが、その脱柵をしてしまった原因がどこにあったのかということが一つと、それから周辺の農地、農作物等に被害はなかったのかについて伺いたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど報告をさせていただきました晩成牧場での牛の脱柵の関係ですが、夜間でもありますし、雨が降っていたということもあって、はっきりした要因は現在のところつかめておりません。放牧牛が脱柵する場合でよくあるのは、雷で驚いて、柵を破ってということは、暴走してということはあるのですが、今回、雷も鳴っていなかったということであります。ただ、考えられるのは、まだ放牧して間もないというようなこともあって、放牧に慣れていない牛が何だかの要因で驚いて柵を破ったのではないかというふうに思っております。バラ線を破って逃げたということで、やはり体にひっかき傷があるような牛も見受けられたということです。今現在、その原因については、不明だということはご了解をいただきたいと思います。

また、周辺の農作物または牧場等に被害は発生しておりませんでした。牧場の近くで牛がいたということの連絡をいただいて捕獲をしていただいたということがありましたが、そういう被害というのはなかったというふうに今現在は確認をしております。ただ、晩成温泉も含めて、駐車場等、道路等に家畜が、牛が出入りしたということで、道路等汚したところもありましたので、そういう部分については、町内の業者さんをお願いをして道路の洗浄等は行ったということであります。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

脱柵をしたということだったので、牧柵が古くなって、そういう整備状況の問題があったのかということは推定されたのですが、整備がきちんとされていて、その中で破って脱柵したとなると、いつそれが起こるかもわからないという状況もありますので、その辺、何でもない牧柵の状況で脱柵があるということになると、今後、その対応なんかを考えていく考えがあるのか、それとも今の現状で行くしかないということで今は判断しているかだけ伺いたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私どものほうで、光地園牧場と晩成牧場のほうで牛を預託しております。預託者の畜主の方々に安心して牛を預けていただけるような、そういう使用方法、管理体制というのは

必要だというふうに思っております。ただ、残念ながら、今回のような大規模な頭数が脱柵するというようなことは本当にまれでありますし、私もこの規模というのはそんなに経験がないかなというふうに思っておりますが、小さな脱柵等については、光地園牧場でも起こり得るということでもありますので、通常の牧柵等の維持管理を努める中でそういうことが発生しないような、そういう対応をとっていきたいというふうに思っております。

何分にも牧柵、相当な延長数がありますので、それ以外の対応というのは、今のところとれる状況にはありませんが、今後も安心して預けていただけるような、そういう管理体制についてはしっかりと維持をしていきたいと思っております。

#### ○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

#### ○安田清之議員

町長、5月28日からニュージーランド視察ということで、大樹としても発射台要望を国にしているところでございます。民間の企業も、発射台があるといいなという思いが語られております。

そこで、視察して、ニュージーランド、国と県なのか道なのかよくわかりませんが、どういう形でどうなったのか。報告書はいただいたのですが、素晴らしい横文字なものですから、時間的にも余裕がなく中身を見ておりません。今後、発射台をする上で、大樹として見てきて、今後はこうやっていきたいのだというような思いがあるのか、国とどういう歩調を合わせながら早期にできるものなのか、できないものなのかだけお聞かせをいただきたいと思っております。

#### ○議 長

酒森町長。

#### ○酒森町長

今回、視察をしてまいりました所感についても、報告書のほうで概要を報告させていただいております。まずは、実際に射場の近くまで、実際に射場までは行けなかったのですが近くまで行ったということ、またはそれぞれの自治体、国等も含めて日本よりも民間の射場という部分では進んでいるニュージーランドを視察できたということは、本当に有意義だなというふうに思ったところです。また、メヒア半島にあるロケットラボの射場の近くまで実際に道路を走ってまいりましたが、条件的には非常に厳しい条件の、アクセスも含めてのところだということは感じまして、そういう部分では大樹町の航空公園、射場の候補地となっているあの場所のアクセスのよさ、利便性のよさについては、改めて適地だという思いを感じたところでもあります。

ロケットラボ社がメヒア半島で打ち上げを行ってから、まだそんなに年数がたっていないということ、またはニュージーランドの政府でも宇宙庁ができたのがまだ二、三年ということでもありますので、ニュージーランド自体での宇宙の取り組みについては、今後にか

かっているかなということでした。

大樹町が進めるに当たって、自治体の役割または国の行っている役割等についても確認をできましたので、今後そういうことについては参考にさせていただきながら、大樹町の射場の誘致に向けて、どういう取り組みが今後必要かというのは、今回視察を同行していただきました宇宙フォーラム、またはHASTICの皆さんとも協働しながら進めていければというふうに思っているところでもあります。

ただ、一番大きく痛感したのは、民間企業を取り巻く資金力の差というのは、大きな差があるなというのは痛感をしたところでもあります。

以上です。

#### ○議 長

安田清之君。

#### ○安田清之議員

町長、いろいろ教えていただきましてありがとうございます。ただ、大樹町として、ロケットの町というような形にもなってきました。民間の企業も一生懸命頑張っています。そこで、やはり町だけが一生懸命旗を振っていてもだめなのだろうと。射場を誘致するためにどういう方法を今後町としてはやっていくのか。国に対して、町民の要望等をするとか、そういう働きかけもしないと、射場がなかなかできないということになってくるのだろうと思うので、町のためにも、一番いい方法は署名運動等々もやるというような考え方があるかどうか。

今、民間が本当に汗をかいて、資金力も大変だということは聞いております。そうであれば、やっぱり町の経済効果も大変助かっている部分もある、人口もたくさんの方が住民登録もしていただいている、それからJAXAの関係もあるということですから、やはり射場を早くつくっていただくよう、国に要望をするのは、町単独だけではなく、やはり住民の声も届けるという行いが必要ではないかというふうに思うのですが、町長はそこ辺はどうお思いになりますか。

#### ○議 長

酒森町長。

#### ○酒森町長

大樹町のロケットの射場の誘致を進めるという段階でいろいろな働きかけの方法はあろうかなと思いますし、その一つとしては、住民の署名を携えていくということも、大樹町の民意を伝えるという部分では大きな意味があるかなというふうに思っているところです。

今後、どういう形で射場をつくっていくかというところで、今、それぞれの関係する方々、または大樹町が進めております宇宙のまちづくりの中でも射場の検討の項目、部会もありますので、そういうところで関係する皆さんと相談をしている真っ最中でありまして。国のほうでは、新たな射場の申請を受け付けているという状態で、国のほうは門戸を開いてくれておりますので、大樹町が長年進めてまいりました宇宙産業基地の誘致の一つの目標

でもある新たな射場の設置に向けて、今後どういう形で申請を行っていきけるかというところについても、今、関係する皆さんとご相談をしているところでもあります。

町民の皆さんの署名の関係についても、先般打ち上げの際にも、スペース研究会等が署名活動を行っていただいたということもありますので、今後、町民の皆さんの意思をどうやって大樹町がまとめていきけるかというところについては、その署名という形も一つの方法だというご提案、いいご提案をいただいたかなと思っておりますので、その部分も含めて検討していきたいと思えます。

ありがとうございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、以上で行政報告を終わります。

#### ◎日程第6 報告第1号

○議 長

日程第6 報告第1号平成29年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から報告の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました報告第1号平成29年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について、内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年度大樹町一般会計補正予算(第8号)と(第9号)でお認めをいただいた繰越明許費に係る歳出予算の経費について、法令の定めるところによりご報告をするものであります。

内容につきましては、朗読によりご説明をいたします。

報告第1号平成29年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

平成29年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

記。

平成29年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費1項総務管理費、事業名、情報通信基盤推進事業。金額3億4,099万9,000円。翌年度繰越額3億4,099万9,000円。繰越財源の内訳ですが、未収入特定財源として、国庫支出金が1億6,750万5,000円、町債が1億6,750万円、一般財源は599万4,000円であります。



次に、第6款農林水産業費1項農業費、事業名、担い手確保経営強化支援事業。金額3,118万2,000円、翌年度繰越額1,435万円。繰越財源の内訳ですが、全額が未収入特定財源で、道支出金1,435万円であります。

以上、合計では翌年度繰越額3億5,534万9,000円、財源は未収入特定財源が3億4,935万5,000円、一般財源が599万4,000円となりましたので、ご審議の上、承認を賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。

**○議 長**

これをもって報告の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で、本件の報告を終わります。

**◎日程第7 議案第42号**

**○議 長**

日程第7 議案第42号大樹町税条例等の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

**○酒森町長**

ただいま議題となりました議案第42号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町税条例の一部改正についてをお願いするもので、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令などが平成30年3月31日に公布されたことに伴い、大樹町税条例、大樹町税条例等の一部を改正する条例について、所要の改正を行うため、今回ご提案申し上げます。

内容につきましては、住民課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

**○議 長**

鈴木住民課長。

**○鈴木住民課長**

議案第42号大樹町税条例等の一部改正について説明させていただきます。

改正条例は6条からなっており、第1条から第5条では、大樹町税条例（昭和25年条

例第9号)を、第6条では、大樹町税条例などの一部を改正する条例(平成27年条例第26号)の一部を改正するものでございます。

町民税の関係では、障害者、未成年者、寡婦等に対する非課税措置の所得要件の引き上げ、均等割及び所得割の非課税限度額についての引き上げと、所得控除、調整控除に所得要件が導入されることなどにより、規定の整備を行ってございます。

固定資産税の関係では、平成30年度は土地及び家屋について、価格の変化を反映する3年に1度の評価替えの年に当たりますけれども、30年度から32年度は現行の調整措置の仕組みを継続するもの、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の見直しなどのほか、生産性向上特別措置法に基づく中小企業の設備投資に対する減免措置などが創設されたことにより、規定の整備を行ってございます。

たばこ税の関係では、現行のたばこ税を平成30年10月1日から3回に分けて段階的に引き上げ、国と地方を合わせ、1回に1本当たり……(「何ページか言え」と呼ぶ者あり)申しわけありません。これから何ページのほうに入っていきますので、前段で概略を説明させていただきます。

それでは、条文に従いまして説明させていただきます。

表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。なお、法令の改正により、条例で引用している条項にずれが生じたものの改正、字句の表現方法が改められたことによる改正などは、規定している内容に変更がないものについては説明を省略させていただきます。

2ページをお開き願います。

第24条は、個人の住民税の非課税の範囲についての規定でございます。第1項第2号では、障害者、未成年者、寡婦または寡夫に対する非課税措置の所得要件について10万円を引き上げ、135万円とするもの。第2項では、均等割を課さないもの限度額について、現行の計算方式に10万円を加算する規定となっております。

3ページに移りまして、34条の2では、所得控除についての規定でございます。雑損控除などの基礎控除を受けられる納税義務者を2,500万円以下の者とする所得要件を設ける規定となっております。

第34条の6は、調整控除についての規定でございます。この規定につきましても、所得控除と同じく、調整控除を受けられる納税義務者を2,500万円以下の者とする所得要件を設ける規定となっております。

4ページ下段の36条の2になりますが、町民税の申告についての規定でございます。

5ページに移りまして、5ページの上になりますが、公的年金などに係る所得以外の所得を有しなかった者が、源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合に申告書の提出を不要とする規定となっております。

9ページに移りまして、中ほどになりますが、第48条は法人の町民税の申告納付についての規定でございます。一番下の第2項と、10ページに移りまして、第3項になりま

すが、租税特別措置法に係る内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例の各規定の適用を受ける場合に控除すべき額を法人税割額から控除することについての規定でございます。

12ページに移りまして、一番下の第10項から13ページの第12項では、資本金、出資金の額が1億円を越える法人に対する申告書について、電子情報処理組織による提出を義務づける規定の整備となっております。

13ページに移ります。13ページの後段、第52条は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金についての規定でございます。

14ページの第2項及び第3項、それから15ページ後段の第5項、それから16ページ、第6項では、納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後さらに増額更正があった場合は、増額更正などにより納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することについての規定でございます。

17ページに移りまして、第92条になりますが、製造たばこの区分についての規定でございます。今回新たに喫煙用の製造たばこの区分として、加熱式たばこの区分を設ける法改正に合わせ整備する規定でございます。

18ページ、93条の2では、製造たばことみなす場合についての規定でございます。加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを製造たばことみなすこととする規定でございます。

下段の第94条では、たばこ税の課税標準についての規定でございます。加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの本数の換算について、現行の重量のみの換算方法から、重量と価格により換算する方式と定めるもので、この条では、平成30年10月1日の換算本数を定めるものでございますが、38ページから43ページまでの本改正条例第2条では31年10月1日、改正条例第3条では32年10月1日、改正条例第4条では33年10月1日、改正条例第5条では34年10月1日の改正を行い、5年間かけて段階的に移行する規定となっております。

22ページにお戻りいただいて、第95条になりますが、たばこ税の税率についての規定でございます。1,000本当たりの税率を5,262円から5,692円に改めるものでございます。この条では平成30年10月1日の税率を定めるものでございますが、40ページ及び42ページの改正条例第3条と第4条では32年10月1日に6,122円、33年10月1日には6,552円と、今回も含め3回に分けて引き上げる規定の整備となっております。31年に引き上げが行われないのは、31年10月に消費税率の引き上げが予定されていることにより、消費者や葉たばこ農家、小売店への影響などを勘案し、引き上げが行われないものでございます。

23ページの後段以降は附則になります。

25ページの後段に移りまして、附則の第5条になりますが、個人の住民税の所得割の

非課税の範囲などについての規定でございます。

26ページの上段になりますけれども、所得割を課さない者の限度額について、現行の計算方式に10万円を加算する規定となっております。

附則第10条の2では、法附則第15条2項1号などの条例で定める割合についての規定でございます。この規定はわがまち特例に関する条項でございますが、地方税の特例措置として、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で定める規定でございます。

改正前の第3項は、土壤汚染防止法に規定する特定有害物質の排出抑制施設が適用対象から除外されたことにより、削るものでございます。

第4項以降は、再生エネルギー発電設備に課する課税標準の特例措置の見直しなどになりますが、第6項は水力発電設備、第7項では地熱発電設備、それから第8項はバイオマス発電設備、27ページに移りまして、第9項は太陽光発電設備、第10項では風力発電設備に対する割合で、それぞれ記載のと通りの割合としてございます。

第14項は、新たに追加された規定で、生産性特別措置法に定める中小事業者などが措置法施行の日から平成33年3月31日までの間に取得した機械及び装置などに対する税額を、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間について、零とする規定でございます。

33ページに移りまして、附則第11条の2では、平成31年度または平成32年度における土地の価格の特例についての規定でございます。固定資産税の課税標準を平成30年度の評価替えにより定めてございますが、課税標準は原則として3年間据え置くものと定められており、自然的及び社会的条件から見て、類似の利用価値を有すると認められる地域において、地下が下落し、評価替えにより定めた価格を課税標準とすることが課税上著しく均衡を失すると認められる場合には、修正基準により修正した価格を当該年度分の課税標準とする規定で、31年度分または32年度分の固定資産税に適用するものでございます。

33ページのページの後段、附則第12条宅地などに対して課する固定資産税の特例、それから36ページ中ほどに移りまして、附則第13条農地に対して課する固定資産税の特例、それから37ページの附則第15条特別土地保有税の課税の特例につきましては、特例の適用期間が3年間延長されたため、改正後は平成30年度から平成32年度までと改めるものでございます。

44ページに移りまして、改正条例第6条中附則第5条は町たばこ税に関する経過措置で、45ページの第2項では、3級品に係るたばこ税についてですが、改正条例1条中第95条の税率の施行日に関連して、第3号で定める税率の期間の周期を改正後は平成31年9月30日と改めるものでございます。

46ページの第13号では、卸販売業者などが所持している3級品に係る税率についてですが、附則第5条第2項第3号で定める税率の期間を改めたことにより、税率の適用日

を改正前は平成31年4月1日とあるのを、改正後は平成31年10月1日と改め、47ページになりまして、税率を1,262円から1,692円に改めるものでございます。

下に移りまして本改正条例の附則になります。

第1条では、施行期日について規定しており、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございますが、第1号から第10号までで、施行期日が10の区分となっております。

主な施行内容についてですが、第1号では、施行日が平成30年10月1日で、加熱式たばこの換算方法、たばこ税の税率改正の1回目になってございます。第4号では、施行日が平成31年10月1日で、加熱式たばこの換算規定の2回目、それから48ページに移りまして、第6号では、平成32年10月1日の施行日で、加熱式たばこの換算規定の3回目、たばこ税の税率改正の2回目、第7号では平成33年1月1日の施行日で、障害者などの町民税の非課税措置の所得要件の引き上げ、所得控除共生控除に所得要件を定める改正、均等割、所得割、非課税限度額を引き上げの改正などになっております。第8号では、平成33年10月1日の施行日で、加熱式たばこの換算規定の4回目、それからたばこ税の税率改正の3回目など、第9号では、平成34年10月1日の施行日で、加熱式たばこの換算規定の5回目の改正規定となっております。

第2条では、町民税に関する経過措置、第3条と49ページの第4条では、固定資産税に関する経過措置、ページが飛び飛びになりますけれども、5条、8条、10条では、町たばこ税に関する経過措置、6条、7条、9条、11条では手持品課税に係る町たばこ税等に関する規定を定めてございます。

長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

#### ○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

#### ○議 長

会議を再開いたします。

議案42号の提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民和義君。

#### ○志民和義議員

加熱式たばこなのですが、これはどれくらい今普及しているのでしょうか。ちょっと、その件を伺います。

それと、加熱式たばこのこの仕組みというのはどういうものなのか。これはニコチンがあるのか、全くない本当のおもちやなのか、ちょっとお聞きします。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○議 長

それでは、再開いたします。

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

加熱式たばこがどれくらい普及しているかということでございますけれども、大樹町ということではなくて、全国でアンケートによる喫煙調査というのがございまして、そういった中では、全体の喫煙者の中の大体14.3%程度が加熱式たばこを利用されているという統計的な数字が出てございます。

それから、仕組みについては、私もちょっと詳しく説明はできないのですが、やはり提案の中で説明させていただいたように、グリセリンとかそれらの溶液を使って、たばこの葉に溶液を入れ浸してあげて、それに火を加えるのではなくて熱を加えて、たばこの煙を喫煙できるような感じのイメージのものが加熱式たばこと言われるものになってございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

ちょっと中身を教えてください。33ページから入るのかな、ここら辺、宅地等に対して課す平成30年度からと、これずっと要綱あるのだよ。それで、第5段目くらいかな、「第349条の3の2の課税に適用」というこの意味がわからないのだよ。課税って、これわかるか。俺、全然この意味がわからないので、この中身がわからないと、これ条文出されても、僕らわからないのです。要は勉強しようも、しようがないのだよ。条例集がうちがないのだよ。課長、条例集ないのに勉強できないよ、僕ら。これ町長にもお願いした、条例集つくってくれと。そうしたら、インターネットでできると言ったのだよ。だから、この説明、ちょっとお願いします。わかりません全然、僕。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 14 分

再開 午前 11 時 15 分

○議 長

再開いたします。

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

今、34ページ上から6段目、5段目からになりますか、「法第349条の3の2の規定」ということでご質問ございましたが、大変申しわけありません。僕のほうも、改正の内容の改正される部分ではなかったものですから、細かく勉強はしておりませんでした。

ただ、こちらにありまして、法第349条の3の2につきましては、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例という内容の法律の条文になってございますということで、ご了承をお願いしたいと思います。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

特例と出るでしょ。その特例がわからないのですよ、この条文だと。何を特例と言っているのか。書いてあるのか。俺が読めないのか。これ、ずっと来るのです。当該宅地等調整固定資産税がずっとつながってくるから、どこがどうなのか、このちょっと中身がわからないのです、俺。宅地持っている人は勉強しないと、固定資産税かかるわけだから。どういう理由でこうなってくるのか、全然わからないです。それで、3年間延ばすということでしょう。2年間か。平成30年度から平成32年度の各年度、宅地額は当宅地の調整同額が当該商業地等って、ずっと入ってくるのです。それで、中身がわからない、これ。あの文面読んでいて。どういうものが……、短くていいから、時間も無いからもうやめるけれども。現実的には、本当にこれわからない文面なので、お国がつくる文面なので、我々がわからないほうがいいわけだよ。素人が何ぼ勉強しても、その課税される方法というのは、按分率があって、土地の評価額があって幾らですよと、何分の何を取りますよということだというふうに解釈はしているのですが、現実的には固定資産税を2年延ばすよとか3年延ばすということでしょう。だから、その年度は前の年度で取りますよという条文なのでしょう、これ。僕の理解では。固定資産のあれが確定しないから、30年度のあれで32年まで行きますよという意味で捉えていいのかな。違うのか。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

こちらの33ページから始まる第12条の関係ですけれども、こちらについては、宅地等に係る課税のこの特例措置なのですが、これは、今回の評価替えによって、前までの

3年間より、今回新たに変えた課税の標準額が上がったときに、議員ご指摘のそのところの後ろに書いてあるのですが、たくさん、10%も20%も上がった、そういったときに100分の5を乗じて出た額ということで、上がったとしても100分の5の、5%までの上限で上げますよと。そこが、実際に計算すれば20%上がっていても5%の上限にしますよという条項になってございます。

逆に、次の第2項になりますけれども、2項は、その上げ幅をもっとたくさん上がったところによっては、ここは100分の6を乗じているから60%までの上限にしますよということで、これは商業地のところなのですけれども、そういった本来であれば生の課税標準額が3年ごとに決められていて、今回、30年度の評価替えなのですが、そこががと上がったときにそれを抑制するという、そういった特例の措置になってございます。ですので、ご質問のところは宅地については5%を上限とするよ、商業地については60%を上限にしますよという内容の条項になってございます。

よろしく申し上げます。

#### ○議 長

安田清之君。

#### ○安田清之議員

そういうふうになるのだよね、30年度。固定資産税の見直しがあるわけだから。大樹ではどのくらい、出ないのか。出ないのだと思うのだ、大樹は下がって。そうしたら、ちょっと長くしゃべらせてもらおうと、下がったら下げてくれるのだよね、現実的には。だけれども、大樹では、過去何十年変わっていないよね。相当変わったというの、固定資産税が変わったというのがありますか。そう聞いてしまうと、もう3回なので終わってしまうのだよ、俺。だから、現実的には変わっていないのかなと。若干でしょう。下がっている。そうしたら、今年度も下がるという解釈をされていていいかと。だって、固定資産税の土地の売買価格が下がっているのだから、下がるわけだね。そうしたら、見直しをすぐやるのかということが、町の財政にも係る問題なのですよ、これ。固定資産税、100分の5だったか、宅地で取られるわけだから、それが今度下がるよ、また今まで評価で7万円のところが5万円になっていますよと。そういう実例はどういうふうに見ていくのか。これは固定資産評価委員というのがあるのだな。いるだろう、十勝に固定資産税を管理している人。木野村先生そうでないか、音更の。あの人売買したら、あなたの土地が高かったか安かったかと、出してくださいと。ああいうものを国に持って行って評価するわけだから、正しいものが出てくるのだろうというふうに思うのですが。この見直しをする……、もう1問になってしまうのだよな。これでやめようか、それでは。

現実的には下がったら下げる。それで、どうなるのかの見通しだけちょっと教えてください、先のことなので。結局、売買している金額等々は実例だよ俺から言うと、ずばり。実例のものよりも、その近郊は売買されていないのだから、高いのだから低いのだからわからないわけです。どういうふうに見るのか、固定資産税を査定するときの考え方をちょっと



聞かせてください。それでやめるから、もう3問目だから。後でゆっくり勉強させてもらうから、鈴木課長。だから、さっと答えてもいいから。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

大樹町におけるその固定資産の評価の関係でございますけれども、先ほど評価替えは30年度に評価替えして、3年間固定で、特例として31、32を見直すこともできるという説明させていただきました。今回の、この後の補正予算にもお願いしているところなのですが、国で定めている大樹町の標準地点というのは3カ所ございまして、その3地点の評価の標準額が毎年1月1日現在の価格が公表されております。そのされている動向を見ながら、29年より30年度1月1日が下がっていたものですから、今回30年度に評価替えして課税させていただきさせていただきますのですが、この後の31年、32年も下がっていく傾向にあるだろうということで、大樹町のほうでも、それ以外の地点で34地点の地点を定めて、先ほど言った鑑定する人をお願いして、土地の適正な標準価格というのを定めて課税し直すということを考えてございますので、そういったことできちんと時点に合わせて見直しをかけて、税のほうをご負担お願いしたいというふうに考えてございます。その調査の費用のほうも、補正予算のほうでお願いしたいと考えてございますので、よろしく申し上げます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

3月31日付で政令が公布されたために、この条文の文字整理がされたのが大部分かなというふうに理解をしますが、難解な部分が多くて、どこを質問していいのかわかりませんので、たばこ税の関係について伺いたいというふうに思います。

22ページのたばこ税でいうと、1,000本単位で5,262円から5,692円で、30年10月1日から4,300円税が上がるということは、1本0.43円で1箱20本ですから、大体8円60銭。というのは税金が1箱で10円弱上がるということは、この10月1日に向けて、たばこの価格改定があるのではないかというふうな判断をするところであります。税の改正が先ほど説明でありましたように、何回か変わるということは、今回1箱を10円弱で、10円、10円、10円、10円と上がっていくと、何十円も税が上がっていくと、また、常にその都度その都度で、たばこの価格改定的なものがあるのか、どこかで一気にどっと上がるのかとか、そういう見通しとかあるのですか。さっき聞いたところによると、4回から5回くらい税改正があるということですから、その辺のその政令改正の考え方なんか出ているのでしょうか。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

まず、回数の話なのですけれども、たばこ税については、3回に分けて改正されることとなっております。それから、5回というほうにつきましては、3級品に係るたばこの税率の経過措置で段階的に上がるほうの回数でございます。それと今、菅議員がおっしゃったように、1本当たり0.43円でという話をしておりますけれども、それは町の税、たばこ税になっておりまして、そのほかに都道府県のたばこ税と、それから国のたばこ税というのがございますので、それぞれ足すと、この10月に1本当たり1円上がります。ですので、1箱20本なのでしょうか、それですと、この10月には少なくとも20円は税金の分として値上がりするかなと。そういった考え方が国と都道府県合わせて1本当たり1円ずつの改正なのですが、その改正が30年1月1日、この10月と、それから1年置きまして32年10月1日にまたさらに1円、それから33年の10月1日に1円ということで、経過3回に分けて上げるということになっておりまして、それぞれ今年の10月に1箱ですと20円、それから、来年、再来年には、また20円、その次の年には20円、少なくとも税金分は上がるということの改正になってございます。

○議 長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第42号大樹町税条例等の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 4 3 号

○議 長

日程第 8 議案第 4 3 号大樹町国民健康保険税条例等の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 4 3 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険税条例の一部改正についてをお願いするもので、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成 30 年 3 月 31 日に公布されたこと並びに国保税率の改定を行うため、大樹町国民健康保険税条例の一部改正をお願いするものであります。

内容につきましては、住民課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

議案第 4 3 号大樹町国民健康保険税条例等の一部改正について、説明させていただきます。

改正内容の主なものとしましては、3 点ございまして、1 点目は課税限度額を引き上げるもので、基礎課税額について 4 万円引き上げる内容でございます。なお、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額について、改正はございません。

2 点目は、保険税の減額に係る軽減の要件を緩和するものでございます。5 割軽減、2 割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者などの人数に応じて加算する金額を拡大することで要件を緩和する内容となっております。

3 点目は、税率を改正するもので、国民健康保険の事業が都道府県単位化され、町村ごとの目標税率が示されたことにより改正するもので、被保険者に対する激変緩和措置として 4 回に分けて引き上げるものでございますが、30 年度はその 1 回目として改正するものでございます。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

第 2 条では、課税額についての規定でございます。

第 2 項で、基礎課税額について定めており、ただし書きで限度額を定めておりますが、改正前の 5 4 万円を改正後は 5 8 万円に改めるものでございます。

第3条は、国民健康保険の被保険者に係る所得割額についての規定でございます。

2ページ目にまたがりませんが、100分の5.2を100分の4.86に改めるものでございます。

第6条、第7条の2、第7条の3は、後期高齢者支援金などの課税額で、第6条では所得割を100分の9.4に、それから第7条の2では、均等割額を5,630円に、第7条の3では、平等割額を世帯の区分に応じ6,740円、3,370円、5,055円にそれぞれ改めるものでございます。

第8条と第9条の2、第9条の3につきましては、介護納付金課税額で、8条では所得割額を100分の0.84に、3ページに移りまして、第9条の2では均等割額を6,535円に、第9条の3では平等割額を4,715円に改めるものでございます。

第23条は、国民健康保険税の減額についての規定でございます。

第2条の限度額の改正に合わせまして、条文中の54万円を58万円に改めるものでございます。

次に第1号では、7割軽減についての規定でございますが、ウ及び4ページのエにつきましては、後期高齢者支援金等課税額の均等割及び平等割の軽減額を改めるもの、それから、オ及びカにつきましては、介護納付金課税被保険者に係る7割軽減の均等割及び平等割の軽減額を改めるものとなっております。

第2号では、5割軽減についての規定でございますが、世帯の所得を計算する際の被保険者などの人数に応じて加算する金額を27万円から27万5,000円に改めるものでございます。ウ及びエ並びに、5ページになりますけれども、オ及びカにつきましては、第1号の被保険者と同じく、後期高齢者支援金等の課税額と介護納付金課税被保険者に係る均等割及び平等割の軽減額を改めるものでございます。

第3号では、2割軽減についての規定でございます。第2号と同じく、世帯の所得割を計算する際の被保険者等の人数に応じて加算する金額を49万円から50万円に改めるものでございます。ウ及びエ並びにオ及びカにつきましては、第1号及び第2号の規定と同じく、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税被保険者に係る均等割及び平等割の軽減額を改めるものでございます。

6ページに移りまして、第24条の2第2項では、特例対象被保険者などに係る申告についての規定でございます。解雇や倒産等で職を失った方が国保に加入する際の手続において、マイナンバーによる情報連携により特例対象被保険者などであることを把握できる場合は、雇用保険受給資格証明書の提示が不要となることの規定となっております。

附則になりますけれども、施行期日は公布の日とし、平成30年4月1日から適用するもの、適用区分では、平成30年度以後の国民健康保険税に適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

## ○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民和義君。

#### ○志民和義議員

国保税のことなのですけれども、大変な国保税で、所得金額どころか収入金額の1割に近くなってくるのではないかなというふうに思っています。それで、54万から58万に最高限度額を引き上げますと、介護分、そして後期高齢者支援分合計しますと、93万円になってくるわけです。それで、全国で、または全道の中で、国保税のやっぱり負担が多いということで、これは町長も一生懸命になって、都道府県化のときにもかなり一生懸命になって、道にも行ったりしてということで、これは高くあちこちで評価されている声を私も聞いています。そういうことから考えますと、ぜひ、国のほうも支援なくして、この国保会計、国保財政、この社会保障としての役割を果たさなくなってくるのではないかと心配しております。保険者が、自営業者がもう減っていったり、あるいは法人化で、農業者が社会保険に移行したりという、そういう保険者の減少もあるのですが、年金生活者も年金切り下げるとかということで、所得が下がっていくと。こういうことからすると、構造的に大変な人たちが国民健康保険に入ってくるということになるので、これは国に対して、やっぱり支援を求める必要が私は絶対にあるというふうに考えます。

そこで、聞きたいことは、限度額は一体何世帯上がる人が、限度額に限って、上がる人は何世帯いるのかということをお聞きいたします。

そして、もう一つは、全道または全国で法定より低く設定している自治体が幾つくらいあるのか把握していたら、お願いをいたします。

#### ○議長

鈴木住民課長。

#### ○鈴木住民課長

1点目は、限度額に達している世帯は何世帯いるかというような内容で、まだ30年度はこれからの課税となりますので、29年度の数字に所得とかに合わせまして、仮に世帯を出してみますと、54万円から58万円の世帯数が9世帯該当してございます。それから、今回58万円に改正したことによっても、58万円を越える限度額適用になる世帯が62世帯となっております。

それから、2点目の全国または全道で限度額より低く設定している町村などがということのお話でございますけれども、ちょっと全国の数字は持ち合わせておりませんが、全道でいきますと、基礎課税額、医療費分のは、全部の保険者数、自治体数ではなくて保険者数になりますけれども、177保険者数が全道の保険者数ですが、そのうち13の保険者が医療費分の限度額の、これは改正前の54万円の段階での設定の数字となっておりますが、54万円未満の限度額にしている保険者数が13、それから、後期高齢の支援金分でいきますと、12の保険者数が19万円未満、それから、介護分でいきますと、6の保

険者が16万未満の設定をしているということになってございます。

以上でございます。

○議長

志民和義君。

○志民和義議員

現実には、もう177の中で医療分というのですか、これを13ということで、1割近くになってきているなというふうに思うのです。介護分あるいは支援金分については、それに近いなというふうに思っているのです。高齢者支援金分については、もう12ですから、ほぼ変わらないなというふうに思っています。

そこで、これは町長に何度も聞くのですが、この国保財政の問題の問題点、町長の認識はいつもお伺いするのですが、町長の考え方を伺いしたいと思います。

また、54万でなくて57万とか、1世帯当たり1万引き下げとか、そういうような考えはないか、お伺いいたします。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、国民健康保険税条例の改正でご質疑をいただいております。議員ご指摘のとおり、今、私のほうの担当課長からの説明したとおり、法定額よりも低く設定している自治体というのは177保険者のうちの13があるということでもあります。国保会計全体も、非常に制度の事業の運営が大変になってきているというのは、私が申すまでもないかなというふうに思っておりますし、その将来に向けての対応として、全道で一元化を図っているというようなことはご理解をいただきたいというふうに思っているところでもあります。

大樹町も、国保の加入者が減ってきている等々も含めて、非常に国保会計事業、やりくりが大変な状況にあるということではありますが、今後も町民が安心して医療にかかれるような体制づくりのためには、国保会計の適切な運営というのは必要不可欠だなというふうに思っておりますので、大樹町としては、法に定められているとおりに行いたいというふうに思っているところでもあります。ただ、今回の改正で、町の税率の部分については、段階措置を講じさせていただいているということでもありますので、その部分については町の支援があるというご理解をいただければというふうに思っているところでもあります。

今後も大樹町として、国民健康保険制度の円滑な運営については、全道一元化になったということもありますので、意を注いで進めてまいりたいというふうに思っております。

大樹町としても、できる支援についてはさせていただいているということでご理解をいただければと思います。

○議長

志民和義君。

### ○志民和義議員

都道府県化になったときに、町としてのそれなりの対策、町独自の支援というのですか、そういうのをとっていただいているということで、どうしても、当初の値上げの過程から見たら相当頑張っていたなというふうに思って賛成をしたところだったのですが、こういうふうにだんだんまた、こっちのほうで限度額を頑張ってくれということになると、構造的にやっぱり問題があって、やっぱり国保会計全体を運営していくとしたら、ちょっと上げたから会計解決するなんてものではないというふうに思っているのです。国に対してやっぱり厳しく、保険制度も国の支援がなければ、かなり厳しい状況に追い詰められていくというふうに考えているのです。とても所得の1割を越えていくと、これは本当に可処分取得本分に減っていくから。そんなふうには私は考えておりますので、引き続き町村会通じてになると思いますが、要望していただきたいと思いますがいかがですか。

### ○議 長

酒森町長。

### ○酒森町長

国保会計、国保制度を取り巻く状況については、議員のご指摘の部分もあるかなというふうに思っておりますし、私どものほうで、十勝町村会、北海道町村会を通じて国のほうに要望していくべきことについてはしっかりと対応していきたいと思っております。

### ○議 長

ほかに質問。

安田清之君。

### ○安田清之議員

6ページをちょっと見てもらって、第1条、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用すると。適用区分というのは第2条にあるのですが、この中身が、俺、読んでいてちょっと理解できないのです。この条例の改正後の大樹町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、29年度分までの国民健康保険税について従前の例によるという、この文面、ちょっとわからない。どういう形でどうなのか。条例なので、ちょっと中身教えてほしいのと、もう一つ、国民健康保険というのはやっぱり自分のためでもあるのです、保険税を払っているというのは。全額払っているわけでありませんで、3分の2とか3分の3とか、3割負担とか2割負担、1割負担とあるわけですから、町は独自に是正もしているという、本当に思い切ったことをやっているなど。

平等からいくと普通にもらわなければいけないわけです。同じ健康保険に入っている、社会保険に入っている方は、こういうことがないわけです。そのとおりやられるわけです。これ、社会保険も減額とか何とか考えることもできるのですか。国民健康保険だけ、うちの町はやっているのですよ。所得によって減免措置しているでしょう、安く。これは税金なのです。これ、国民健康保険税。税で減免をしてやっているわけだから、平等ではない。

町民としては平等ではないわけですよ。社会保険に入っているほうは平等でない。これは、何でそうしているのか、ちょっとお聞かせを2点お願いします。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

最初の附則の適用区分のところでございますけれども、なかなか僕も税の処遇は難しいなと感じたところではございますけれども、これは、通常であれば、その年度ごとの保険税というのはその年度ごとで終わるのですけれども、万が一遡及して、資格が29年度にさかのぼって、例えば2月の途中から入らないといけない人から届け出していなかったと、その人をでもよく調べたら2月に会社やめていたねと、そういった人が国民健康保険に加入する場合は、2月にさかのぼって加入させたりするのですが、そうするとその2月分から保険税というのは発生します。そういったときには、手続をしたときの保険の税率ではなくて、加入したときに適用される条例を適用しますということで、年度ごとに保険税率の適用を分けますよということの附則になってございます。

以上でございます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

国保会計に対する町の単独での補填の助成の関係であります。過去、町民の多くが大樹町の産業構造もありますが、国保会計に加入をしていたということはあるかなというふうに思っておりますし、また、その時々農業、漁業、一次産業含めて、いろんな、例えば災害に遭ったとか天候の関係とかで収入が減るとかということも含めて、それぞれの加入者にとって大きな負担になるというようなことも過去あったのかなというふうに思いまして、そういう部分で、国保会計に対する町の支援を行ってきているという経過があるのかなというふうに思っているところです。

確かに、ほかの医療関係、医療保険等々については町からの支援をする場面がないということでもありますので、過去のいきさつも含めて行ってきたということについてはご理解をいただければと思います。ただ、先ほども説明の中でお話ししましたが、加入者が減っているというようなこともあって、国保会計自体の事業のやりくりが大変な状態にあるというのは私も理解をしておりますし、今後そういう部分を回避していくために国保制度がどういう方向に行くべきかということについてはしっかりと大樹町からも必要な意見については国保、今度全道一本になりましたので、そちらのほうにもしていく必要があるかというふうに思っているところでもあります。

いずれにしても、会計自体が円滑に動くということになれば、町の負担も減っていくのかなというふうに思っておりますので、円滑な国保事業の運営についても、しっかりと頑張っていければと思っております。



○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

十分減免をされている方にも説明をしていただきたいと思います。何%の方がおられるのかわかりませんが、やはり税の均等から考えると、町の財政の厳しい中で支援をしているということは、やっぱり言うていただかないと、半分ぐらいの方は社会保険に入っているのだと思うのです、大樹の人口の。その方は通常どおり税をきちんと納めています。それから、国民健康保険に入っている方は低所得者ですが、現実的には町の助成をいただいていると。税からいくと、平等であるべきと僕は思っていますので、十分、下げるばかりが能ではありません。自分の体を守ることが、まず一つでございますので、町の財政も、病院にかからなければなくなるわけですから。そうですね、現実的には。かからないようにしていただくよう、それから助成を少しでも切り詰めて、町の財政をよくしていくと。個人の体を大事にしてくださいよう、保健婦さんもおりますし、いろいろな方、病院関係者もおります。十分、そういう部分も広報等で言ったほうがいいと思いますよ。大樹町の税は高いと言っている方もいるのです。僕は安いと思いますよ、命守ってくれて。そうであるのなら、自分の体はしっかり自分で。できないものはありますよ、気をつければできるものもある。だから、健康でいるために、自分で努力をしていただくよう、周知徹底をお願い申し上げます。

以上。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

ただいま提案されております、国民健康保険税条例の一部改正に反対の討論を行います。

国民健康保険税は自営業者、また会社員、公務員の退職者の年金生活者、そして社会保険に入っていない非正規雇用者、また職業のない方、こういう方が被保険者となって、またそういう方々は、年齢的にも退職者など病気になりやすい人たちが被保険者になって、国保財政は大変厳しい運営を強いられているということを聞いています。そしてまた、被保険者の農業者の法人化で被保険者が減っていく、また自営業者も減少、そして、

年金の減少、年金額の支給額の減少、こういうことで、ますます国民健康保険財政は厳しい状況に置かれているのが現状でございます。こういうことから、大樹町におかれましても、都道府県化になったときに、相当大幅に上がる町村の中の一つに大樹町も入りました。4町村で協力して一緒に道庁に出向いたと、こういうことはマスコミにも報道され、高く評価されているところでございます。しかし、何と云っても、国の支援なくしてこの国保財政を安定させることはできないと私は考えておりますので、国の支援を増やすよう強く求めて、私の反対討論といたします。

○議 長

次に賛成討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長

賛成討論なしと認めます。

次に反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第43号大樹町国民健康保険税条例等の一部改正についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

起立10人、起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎日程第9 議案第44号

○議 長

日程第9 議案第44号大樹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

**○酒森町長**

ただいま議題となりました議案第44号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正についてをお願いするもので、さきの定例第1回町議会において、世帯の階層区分を国に合わせるとともに、利用者負担額を国の基準の一律40%とすることについてお認めをいただいたところですが、その後、国の定める上限額の一部が改正されたため、これに合わせて本条例の一部も改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

**○議 長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

それでは、議案第44号大樹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

今回の改正は、国における幼児教育の段階的無償化の平成30年度分であり、国の平成30年度予算措置分として、年収約360万円以下の世帯を対象とした利用者負担の軽減を行うこととしていたものによるものです。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。

1ページをお開きください。

表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

別表第1、第3階層、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税所得割課税額の区分が7万7,100円以下の世帯につきましては、利用者負担額を月額5,600円から4,000円とするものです。

2ページをお開きください。

施行期日ですが、この条例は、本年9月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

**○議 長**

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第44号大樹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第45号

○議 長

日程第10 議案第45号町道路線の廃止についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第45号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、町道路線の廃止についてをお願いするものです。今回、廃止をしようとする路線は、現在建替えを進めている町営住宅日方団地内の町道で、町営住宅の解体により一般交通の要に供する必要がなくなったため、廃止をしようとするものであります。

それでは、議案を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第45号町道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、次の町道の路線を廃止する。

整理番号69。路線名、南町2号線。起点、字日方401番地、終点、字日方401番地。延長59.00メートル。

整理番号70。路線名、南町3号線。起点、字日方401番地、終点、字日方401番地。延長58.80メートル。

参考といたしまして、次のページに図面を添付しておりますので、ご確認をいただくとともに、内容をご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第45号町道路線の廃止についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第46号

○議 長

日程第11 議案第46号町道路線の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第46号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、町道路線の変更についてをお願いするもので、町営住宅日方団地の建替え事業に伴う変更が1路線、今後の町道改良舗装工事の実施計画に伴う変更が1路線となっています。

内容は議案を朗読して、ご説明をいたします。

議案第46号町道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、次の町道の路線を変更する。

整理番号66。路線名、麻友2丁目線。起点、字日方404番地を404番地44に変更。終点、字日方401番地を字日方404番地43に変更。延長158.20メートルを

99.40メートルに変更。58.80メートルの減であります。

整理番号が68。路線名、南町1号線。起点、字日方401番地、終点、字日方401番地を字日方400番地90に変更。延長57.50メートルを458.06メートルに変更。400.56メートルの増であります。

なお、次のページに変更前と変更後の路線の図面を添付していますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

**○議 長**

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉森俊行君。

**○杉森俊行議員**

南町1号線の変更前と変更後、青いやつが変更後だと思うのですが、新が日方404番地の43というの、このところでは青い線で矢印があるところまでであるということですか。

**○議 長**

高橋建設課長。

**○高橋建設課長**

このたび変更になる南町1号線ですけれども、南町1号線、もともとその図面で見ますと、赤く変更前が。南町1号線、同じ地番なのですけれども、401番地から401番地の57.50メートルを今までは認定しておりました。

今回、その南町1号線をこの鍵の手で延伸いたしまして、日方の20号線まで延ばすという、それで、400.56メートル延びまして、新しく458.06メートルになるものでございます。

以上です。

**○議 長**

杉森俊行君。

**○杉森俊行議員**

1号線とか、矢印のあるところまであるのかということを知りたいのです。だから、矢印のところまでであると、それでいいのです。それをもう1回聞きたいです。

そして、麻友2丁目の変更前で、赤い線に変更前があるのですけれども、変更後は麻友の途中までしかないのですよ。ということは、この南町3号線は残ることなのでしょいか。

そこの2点を聞きたいのですけれども。

**○議 長**

高橋建設課長。

○高橋建設課長

済みません。南町1号線は、この青いやつの矢印のあるところまで変更で認定されます。それと、麻友2丁目線は、この赤い部分が減りまして、この青い部分で、そして、日方団地の建替え工事になりまして、この道路上に公住が建つようなこととなりますので、それで今回変更をしました。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

松本敏光君。

○松本敏光議員

今、変更後と変更前の町道なのですが、これ日方団地の公住、まだずっとこちらの南のほうまで公住が建っているのではないの。今もう道路つけれるように、これ町道になっているの、町の土地になっているのかな。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

日方の団地内の土地は、全部町有地です。そして逆に下側の道路は、まだ認定になっている道路でございます。そして、まだ供用していますので、今からちょっと廃止できる道路ではございません。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第46号町道路線の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第47号

○議 長

日程第12 議案第47号平成30年度大樹町一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第47号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町一般会計補正予算（第2号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ289万4,000円を追加するものであります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第47号平成30年度大樹町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ289万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億7,506万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、資料でご説明申し上げますので、3ページをお開きください。

なお、財源の内訳につきましては、特定財源があるもののみ説明をいたしまして、全て一般財源で措置するものにつきましては、説明を割愛させていただきます。

最初に、総務費、企画費、航空宇宙産業基地誘致事業、負担金、補助及び交付金で161万9,000円の増。

インターステラテクノロジズ社のロケット打ち上げに当たりまして、見学者の受け入れのため、実行委員会に対しまして補助金を交付してございますが、先日の打ち上げが延期になりましたことに伴いまして、次の打ち上げ時の体制整備のための補助金を追加補正するものでございます。仮設トイレ、音響機器、バリケードなどのレンタル経費並びに消耗品等の購入費用でございます。

次に、賦課徴収費、賦課徴収一般経費、委託料で47万8,000円の増。国土交通省が公表いたしました地価公示で、市街地区の地価の下落が認められたことに伴いまして、土地の評価額の下落修正のため、市街地区34地点について、鑑定評価を行うものでござい



ます。

次に民生費、福祉医療諸費、心身障害者医療費助成事業、委託料で43万2,000円の増。財源につきましては、国道支出金、道からの支出金でございますが、15万円の増。一般財源が28万2,000円の増。北海道医療給付事業乳幼児一人親重度医療等でございますけれども、レセプト併用化に対応するため、電算システムの改修を行うための業務委託費でございます。

次に商工費、商工振興費、商工指導対策事業、負担金、補助及び交付金で20万円の増。こちらにつきましては、商工会への運営費の助成金でございますけれども、予算編成の段階で後継者育成対策事業費分の助成額につきまして、青年部が主体で行う婚活事業と錯誤してございました。この錯誤分につきまして、減額して計上していたものでございます。婚活事業費につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる取り組みといたしまして企画費に計上してございますけれども、誤って減額をしておりました後継者育成対策事業費20万円につきまして、今回復元をお願いしたいと考えるものでございます。事務的なミスで大変申しわけございませんが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、諸支出金、事業会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、繰出金で1万5,000円の減でございます。後ほど、介護保険特別会計補正予算でもご説明申し上げますけれども、高齢者や障害者の方を対象とした介護タクシー利用料の助成金の支給につきまして、当初は社会福祉協議会への委託の中で行うことを想定してございましたが、事務処理の一層の簡素化を図るため、介護保険会計から直接支給することとしたことに伴いまして、地域支援事業費分の一般会計からの繰出分が減額となるものでございます。

次に、介護サービス事業特別会計繰出金、繰出金で18万円の増。こちらにつきましても、後ほど介護サービス事業特別会計補正予算で詳細を申し上げますけれども、特別養護老人ホーム所長の人事異動に伴いまして、後任の所長が社会福祉施設長資格認定講習を受講するための経費について、一般会計から繰り出すものでございます。

以上、合計で補正額289万4,000円の増。財源内訳では、特定財源が国道支出金で15万円の増。一般財源が274万4,000円の増でございます。

続きまして、第1表、歳入歳出予算の補正の歳出をご説明いたしますので、2ページをお開きください。

歳出合計補正前の額68億7,217万4,000円。補正額、2款総務費から13款諸支出金まで289万4,000円の増。補正後の歳出が68億7,506万8,000円。

続きまして、歳入の1ページをお開きください。歳入合計補正前の額68億7,217万4,000円。補正額、15款道支出金及び19款繰越金で289万4,000円の増。補正後の歳入合計につきまして、68億7,506万8,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

## ○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉森俊行君。

**○杉森俊行議員**

商工費の婚活に20万を上乗せするのを忘れたというのですけれども、こういうのは、もう少しきちんとしたことをやって、たった20万かもしれないけれども困ることがあるので、こういうことをきちんとやってもらいたいと思うのだけれども、いかかですかね。

**○議 長**

松木総務課長。

**○松木総務課長**

おっしゃるとおりでございます。大変申しわけございません。20万円が昨年から婚活事業がスタートしているのですけれども、商工会の予算要求の中にぐらいという部分で数字が入ってございました。それで、別のところに移し替えるために重複計上になるのではと考えたのですけれども、最終的には財政当局並びに原課の確認不足でございました。大変申しわけございません。

**○議 長**

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

企画費の宇宙まちづくりの経費ですが、161万9,000円ですけれども、音響施設だとかいろいろあるのですけれども、これは何日分なのか聞きたいのと、ここには職員の出した分は入っていないということですね。もしそれも含まれれば、職員分を入れると今回予算を見る中で、総体でどれくらいの経費がかかるのか知りたいです。

**○議 長**

黒川企画商工課長。

**○黒川企画商工課長**

ロケット打ち上げに関する事業費でございます。見ている内容としましては、敷き鉄板のレンタル、あるいは駐車場整備の消耗品、あるいは仮設トイレ20棟分を見てございます。それから、音響設備、会場内の電気設備工事等々でございます。締めて161万9,000円でございますけれども、おおむね3日分というふうに計画をしてございますけれども、あとは交渉次第ということになりますし、実験の計画次第ということになります。

以上でございます。

あと、人件費に関しましては総務課長のほうに。

**○議 長**

松木総務課長。

#### ○松木総務課長

先ほど、職員の時間外についての部分でございます。この161万9,000円の中には、職員の時間外手当については算入されてございません。職員の時間外手当につきまして、どの程度という部分でございますが、4月28日、29日、中止とはなりましたけれども、この折、職員を出役させてございます。その段階での執行額約43万円でございます。1日目がフルで、2日目がほぼ半分ぐらいということで、そういう金額になったものでございます。例えば2日間フルに動くとなりますと、60万円弱ぐらいの数字が出るのかなというふうには考えてございますけれども、人数、それから出役する者の月給、そういったものに関して影響がありますので、前回の43万2,000円から半日分もしくは1日半分、その程度が増えるというのが、もし3日間やった場合の時間外の見込み額ということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

#### ○議 長

齊藤徹君。

#### ○齊藤徹議員

わかりました。それで、これ今後も、今回3回目、予算も3回目ですよ。そのたびに職員が朝の4時から夜の8時までほとんど前半、午前中、午後交代してやっているのですが、こういうことが今後も延々と続くのか。今後は、やっぱりどこかで一回区切りをつけるのか。民間企業を応援するのはいいのですけれども、例えば民間企業ですから、また161万9,000円プラス職員の人件費分を上乗せして、あと民間である程度やってくださいというのも方法だと思うのですよね。毎回毎回、その職員を出役するということは、土日ですから結構若い世代もいますので、それぞれ皆さん家庭の事情もあるので、ある程度は解放してあげないと大変なことになるのではないかと思います。そういった将来的にはどういう体制をつくっていくのか、ちょっと聞きたいですけれども。

#### ○議 長

黒川企画商工課長。

#### ○黒川企画商工課長

将来的にどうするかというところでございますけれども、まずは今、実行委員会を組んで、実行委員会に対して補助金を出して執行していると。人件費の分は直接ですけれども、経費に関してはそういった形をとっておりまして、これは十勝毎日新聞社さんと、それからインターステラテクノロジズと大樹町で実行委員会を組んで、パブリックビューイングをやろうということで組んでいるものでございます。それぞれの持ち分で経費を負担し、道の補助金をいただいて実施をしているというところでございます。今回の経費につきましても、希望としては2分の1の道の地域づくり政策補助金をお願いしております。ただ、道のほうは追加ですので、予算の範囲内と言われておりますけれども、協力すると今回も言われておりまして、この事業は3年間できることになっておりまして、仮に来年

があれば、来年も補助金は見込めるというところでございますけれども、ではパブリックビューイングずっとやっていくのかというところは、これは企業さんの考え方もありますので、今回についてはまだ上がっていませんし、1回上がるまでやろうというようなことでの意思是聞いておりますけれども、その次については、そのときの協議ということで、ずっとやっていくという考えはないということでございますので、私どもではどうしていくかというところでは、まずは道路の交通安全を考えて、駐車場は確保しないと道路が渋滞すると大変なことになるということでの警察の指導もございまして、駐車場の確保、航空公園を開放するということはやっていかなければならないというふうには思っておりますけれども、やり方につきましては、議員言われたように、民間企業を使うとか、そういったことも今後は視野に入れていかなければならないかなと思っております。

また、観客の対応については町のほうでできる部分はやっていきたいというふうな大きな考え方はあります。打ち上げに関しては打ち上げ者側がやる。けれども、観客の誘導と安全に関しては、町である程度面倒を見ていかなければならないのかなと思っております。これは、内之浦、種子島にあっても、公園への誘導は職員総出でやっているということも聞いておりますので、ずっと職員がやるかという、この職員に関しては可能な人間、支障のない人に手伝ってもらえることはあると思うのですが、その中で足りないときは、民間の警備会社とか入れていくことも考えなければならぬかなと。あるいはレンタル品につきましても、ずっと使うようなものは、ある程度少しずつ買って持つておくというほうが得であれば、そういったこともちょっと来年度以降の予算で考えていきたいなど。バリケードとか、そういったもので持つていてもいいかなというものは買っていきこうかなというふうなことも考えていきたいと思っております。

#### ○議 長

齊藤徹君。

#### ○齊藤徹議員

それで、この事業は3年間続くというということで、また来年もあるのだろうと思うのですが、民間企業も多分それを当てにしてくると思うのです。それで、特に駐車場の警備だとか交通警備ですか、ほかの団体ですと、例えば地域に地域安全推進委員だとか交通安全だとか、そういう団体ありますよね。そういう団体が結構他のイベントとか、そういうのを結構繰り出して、結構ボランティアでやっているのですよ。うちの町はまだそういうところがないので、全部ほとんどが役場職員で対応するというのはどうかとは思っています。やっぱりそういう団体があれば、1回くらいは、1日くらいはボランティアで入れてもらうという、そういう話をしていくのも一つの方法ではないかと思うのです。そうしないと、多分、職員皆さん大変だと。これから夏時期入ると、特に若い世代は、子供たちの少年団活動とか部活動だって、そっちの応援も行きたいし、協議役員に行かれる方もおられるので、やっぱりそっちを優先させてあげることも、町としても方法ではないかと思うのです。ひとつ、その辺をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

杉森議員。

○杉森俊行議員

まず、商工会の青年部の話なのですけれども、商工会の青年部はボランティアで入っているみたいなのです。それは町で入っているわけではなくて、何かインターステラテクノロジーのやる人たちのあれで入っているみたいなのですけれども、それで何か総会あったときに結構もめたという話を聞くのです。片付けがどうのこうのとか、そういうのがどうのこうのとか、周りの人がどうのこうのとか、それでどういうふうにするのかというので結構もめたみたいな話を聞くのですけれども。そういうのはあるので、町でのほうでも、商工会でやっているのであれば、そういうのに入って指導するなり、何かを考えてもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

議員言われたのは、商工会ではなくてインターステラ後援会かと思います。後援会は本当に任意団体で、商工会の方もいますけれども、会長が大庭先生だったり、いろんな各種の方が参加して、私も名を連ねさせていただいておりますけれども、そちらのほうで、インターステラの活動を応援しようということで設立をされております。今回といいますか、打ち上げの際には、インターステラが行うところの観覧席のお手伝いをするということで、出店の関係ですとか駐車場の関係のほうをボランティアで手伝っていただいているというふうに認識をしております。私ども、ちょっと自分たちのほうがあるものですから、そちらには参加しておりませんが、交通安全、ちょうど国道をまたぐようなところで、そういったところの安全確保などに、大変ありがたい応援をいただいているというふうに聞いております。総会でもめたというのは、ちょっと私聞いておりませんが、やり方とか、そういった手順でいろいろ議論があったのだらうと想像しますが、それらも回数重ねるごとに修練されていくのかなということを思いますけれども、私どもで何か応援できることは、総会とかには私も参加しておりますけれども、できるだけ協力をしていきたいなと考えているところでございます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第47号平成30年度大樹町一般会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 議案第48号

○議 長

日程第13 議案第48号平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第48号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ83万4,000円を追加するものであります。

内容につきましては、住民課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木住民課長。

○鈴木住民課長

議案第48号平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について、説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ83万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,403万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

3、歳出。7款諸支出金、1款償還金及び還付加算金、3目高額医療費共同事業負担金返還金、補正額35万円の増。国民健康保険事業の都道府県単位化に伴い、市町村で実施していた高額医療費の共同事業について、29年度で事業が終了し、国及び道からの負担金の精算金により返還となることから、増額補正をお願いするものでございます。

4目、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金返還金、補正額48万4,000円の増。都道府県単位化に伴うシステム回修費用について、事業が確定し、国庫補助金を返還するため、増額補正をお願いするものでございます。

いずれの返還金につきましても、本年6月中旬以降の事業費確定後の返還となるため、今回の予算計上により還付をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明させていただきますので、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入。6款1項ともに繰越金で、1目前年度繰越金、補正額83万4,000円の増。

次に5ページ、総括の歳出をお開き願います。

歳出合計、補正前の額7億6,320万円、補正額7款諸支出金で83万4,000円の増、補正後の歳出合計7億6,403万4,000円。

次に、4ページの歳入ですけれども、歳入合計、補正前の額7億6,320万円、補正額6款繰越金で83万4,000円の増、補正後の歳入合計7億6,403万4,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### ○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

#### ○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

#### ○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第48号平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第49号

○議 長

日程第14議案第49号平成30年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第49号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第1号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ1万5,000円を減額するものであります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案第49号平成30年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7億1,388万5,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

歳出です。3款3項3目ともに地域支援事業費、補正額1万5,000円の減です。13節委託料と20節扶助費で、15万円の組み替えを行い、社協に委託していたものを地域包括センター直営とするため、委託料諸経費分の1万5,000円を減額するものです。地域支援事業費として、13節委託料で、移送サービスを社会福祉協議会に委託しております。今回、移送サービスの車両を更新するに当たり、車椅子対応の車を購入し、入退院等の必要な方に貸し出すこととして準備を進めております。一方、その方の身体の状態から、ストレッチャーでの対応が望ましい方については、介護タクシーを利用いただき、その費用の半分を助成することとしております。

移送サービスにつきましては、従来から社会福祉協議会に委託しており、介護タクシーの利用についても、当初、社会福祉協議会の委託を予定しておりましたが、移送サービス



利用の際には、最初に地域包括センターに相談があること、また、病院から在宅へ戻るなど、医療機関と家族との連携、介護タクシーの利用は病院から病院、病院から自宅など、関係機関との調整が必要なことから、地域包括支援センターで全て手続が終わるようにすることが利用者やその家族への利便性が高いと考えて、介護タクシーの手続については、直接地域包括支援センターが直営で行うこととしたものです。

介護タクシーについてですが、帯広・大樹間で利用いたしますと、業者によって異なりますが、大体2万から3万程度の費用がかかると聞いております。その半額、1万5,000円の10人分として15万円を組み替えることとさせていただいております。

次に、歳入についてご説明しますので、6ページ、7ページをお開きください。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1万5,000円の減となります。

次に、総括の歳出、5ページをお開きください。

歳出です。3款地域支援事業費、歳出合計、補正前の額7億1,390万円、補正額1万5,000円の減、計7億1,388万5,000円でございます。

次に4ページの歳入です。

6款繰入金、歳入合計、補正前の額7億1,390万円、補正額1万5,000円の減、計7億1,388万5,000円でございます。

以上で説明を終わります。

#### ○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

#### ○西田輝樹議員

一つ確認をしたいのですが、現行の社会福祉協議会にある車というのは、車椅子にも対応するし、ストレッチャーにも対応するという認識でいるのですが、町の補助があるということなのですが、高齢世帯ですとか、なかなか1万5,000円とかというのは、もう大金の部類ですし、今ある枠組みの中で社協のほうの手続上のことだったら、中でどうにでもなることですし、ちょっと住民の方に酷な行政の提案でないかなというふうに思っているのですが、そこら辺はいかがなんでしょうか。

#### ○議 長

村田保険福祉課長。

#### ○村田保健福祉課長

現在使っている移送車、議員ご指摘のストレッチャー対応の車につきましては、老朽化しておりまして、平成12年に購入しておりまして、現在14万4,700キロほど走っております。車の調子も非常に悪いということになっておりまして、今回買い替えををさせ

ていただくということでございます。また、運転手の確保が非常に難しいということで、今後はそういったことで、ストレッチャー対応から車椅子対応の車に変えて貸し出しということにさせていただいております。

もう1点、ちょっとこれは関係機関からのご指摘なのですが、ストレッチャーの対応ということで行っているのですが、運転手が行って、家族とも立ち会いなのですが、運ぶ際にそういった専門職の方がいらっしゃらないというようなご指摘もありまして、やはりそういった場合に対応できないのではないのかというようなご指摘もでございます。そういった分も含めて家族、あるいは地域包括センターがそこに入ってきちんと対応ができるような形にするということも含めまして、今回このような提案をさせていただくということとともに、そういった、どうしても移動中の見守りが必要な方については、そういった専門職の方が乗っているような介護タクシーを利用させていただくという方が、ご家族にとっても、本人にとっても良いのではないかとということで、今回こういう形で進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**○議 長**

西田輝樹君。

**○西田輝樹議員**

14万キロということで、大変老朽化も進んでいるということなのですが、車は例えば、赤い羽募金のそういうふうな応援をいただいて、社協だったら更新できると思うのですよ。そういうふうなものを利用するとか、それから社協のことですから、町のことは直接はなりませんけれども、専門職の人がいないというのだったら、例えば社協にも保健師さんの資格を持っている人もいるし、そういうふうな、いないというのですから一生懸命探してもいないのしょうけれども、でもまだ有資格の方がいたり、行政のやっぱり優しさというのは例えば病院なり包括支援センターの保健婦さんが応援してくれるとか、そういうふうな優しさがあっても、一生懸命検討されたことだとは思いますが、少し今までやっていたことができないのだよというのは、ちょっと住民に少し冷たいのではないかとと思うのですが、再度そういうふうな創意工夫で住民の方の幸せが向上していくような負担がかからなくいくようなことをもう少し考えていただけたらと思うのですが。

**○議 長**

酒森町長。

**○酒森町長**

ただいま、介護保険特別会計の補正の中身の説明をさせていただいているところであります。今回の予算の組み替え、または減額等の内容については、先ほど担当の課長から説明をさせていただいたとおりであります。

議員のご指摘もありました、利用者にとって、町民にとって優しさがいいのではないかと、というところ、私どもは全くそういう思いを持って今回のことに取り組んでいるつもりは

ありません。説明の中でも、車両の老朽化により更新が必要になったということ、また、帯広等への移動の際の利用者の方の安全、安心な部分を考慮しての今回の判断ということでもありますので、その点については、ご理解、ご了解をいただけないかなというふうに思っております。今後もこの事業にかかわらず、全ての事業、事務事業において、町民目線に立った優しさを感じられるような、そういう事務事業の執行については努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第49号平成30年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○議 長

会議を再開します。

#### ◎日程第15 議案第50号

○議 長

日程第15 議案第50号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第

1号) についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

#### ○酒森町長

ただいま議題となりました議案第50号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ18万円を追加するものであります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### ○議 長

明日見特別養護老人ホーム所長。

#### ○明日見特別養護老人ホーム所長

それでは、議案第50号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ18万円を追加し、歳入歳出それぞれ3億7,828万円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

歳出です。2款介護老人福祉施設事業費、1項介護老人福祉施設事業費、1目介護老人福祉施設費、補正額18万円の増につきましては、9節旅費、19節負担金、補助金及び交付金の増額です。理由としまして、今年度4月の人事異動によります、所長の異動に伴い、施設長資格認定講習の受講が必要であることから、そのための旅費と受講料を計上させていただきました。

次に、6ページ、7ページの歳入をお開きください。

歳入です。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額18万円の増。

次に総括、5ページの歳出をお開きください。

歳出です。2款介護老人福祉施設事業費、歳出合計、補正前の額3億7,810万円、補正額18万円の増、計3億7,828万円となります。

次に、4ページの歳入をご覧ください。

歳入です。3款繰入金、歳入合計補正前の額3億7,810万円、補正額18万円の増、計3億7,828万円となるものです。

以上で説明を終わります。

#### ○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第50号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第51号

○議 長

日程第16 議案第51号財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第51号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするものです。

取得しようとする財産ですが、種類は物品、名称はスクールバス、数量は1台、取得金額は990万円、取得の方法は指名競争入札による物品売買契約、取得の相手方は広尾郡大樹町鏡町1番地42、有限会社三浦自動車工業代表取締役三浦祥嗣、納入期限は平成31年2月28日であります。

購入予定車両は29人乗りで、平成12年に購入したスクールバスを今回更新するものであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

名称がスクールバスという車があるのだね。名称、スクールバスという車。どこのものですか。

○議 長

和田学校教育課長。

○和田学校教育課長

名称についてですけれども、スクールバスとなっております。実際入れる車なのですが、東日本北海道日野自動車のリエッセという29人乗りのバスを購入させていただくことになっております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

現実的には物品購入だからスクールバスという名称ではないのだよ。スクールバスと勝手につけているのだよ。子供を乗せるからスクールバスなのだよ。名称というのは、本当は車体番号が入らないと名称にならない、どどここの車と。こういう車はないのだから、ここら辺は訂正をしてください。どどここの車を買うのですよと、もう買っているのだから。それにけちをつけたわけではないのだけれども、名称というのはどどここの何々の車でございますというのが名称なのですよ。これはちょっと間違いだと思いますので。まさか安田清之を名称、きよと言いませんでしょう。やはり、ちゃんと名称をきちんと言うときには、安田清之さんと、こう言うでしょう。（発言する者あり）いや、名称を入れている、きちんと、名称だから。スクールバスという名称は本当はないと思うよ、俺。どどここの車。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 2時 09分

再開 午後 2時 09分

○議 長

再開いたします。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま財産の取得の関係で、購入車両の名称のご質疑をいただきました。今回、入札の際にスクールバスの入札という形で入札させていただいておまして、今回、財産の取得の名称についてもスクールバスとさせていただきます。従前から、この形で財産の取得の議決をお願いしている経過がございます。ただ先ほど、学校教育課長のほうから説明をしたとおり、購入車両は日野の29人乗りの車、リエッセというのでしょうか、そういう名前の車でありますので、今後財産の取得の議決の書き方についてはご指摘のところも十分検討した中で、今後議決をお願いする段階で表示をしたいと思いますので、今回についてはスクールバスでご勘弁ください。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第51号財産の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第52号

○議 長

日程第17 議案第52号大樹町公共下水道大樹下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第52号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

す。

本件につきましては、大樹町公共下水道大樹下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結についての議決をお願いするものであります。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第52号大樹町公共下水道大樹下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結について。

大樹町公共下水道大樹下水終末処理場の建設工事委託に関する協定について、次のとおり締結したい。

記。

- 1、協定の目的、大樹町下水終末処理場建設工事（機械・電気設備）の委託。
- 2、施工場所、大樹町暁町7番地。
- 3、協定事業費、1億1,880万円。
- 4、工事予定期間、平成30年度から平成31年度までの2年間。
- 5、協定方法、随意契約。
- 6、協定相手方、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団、代表者理事長辻原俊博。

この協定は、公共下水道の長寿命化計画に基づき、下水終末処理場の機械設備、電気設備の整備を行うもので、実施設計も下水道事業団に委託をしております。また、24年度から27年度にかけても、下水道事業団との協定を締結し、施設設備の整備を行った経過があります。協定は2カ年となりますが、平成31年度の予算については、債務負担行為の議決をいただいております。

本協定に基づき委託する建設工事は、5,000万円以上となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、ご提案を申し上げるところであります。

また、後ろに図面も添付させていただきましたので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### ○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

#### ○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（なしの声あり）



○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第52号大樹町公共下水道大樹下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第53号

○議 長

日程第18 議案第53号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第53号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてをお願いするもので、対象地区は旭であります。

今年度、改良舗装工事を行う旭浜東通線の財源として、財政的に有利な辺地対策事業債を活用するための辺地計画策定について、知事との協議が整いましたので、今回、ご提案するものであります。

議案を朗読いたします。

議案第53号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、旭辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

次のページの計画書の内容ですが、計画期間は平成30年度から34年度までの5年間、整備施設は道路1路線であります。

次のページに図面を添付しておりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

この道路なのですけれども、このところに家というのは確か石橋さんしかないような気がするのですけれども、まだ家があるのでしょうか。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

この旭山東通線には石橋さんがまだ住んでおります。（「石橋さんだけしかない」と呼ぶ者あり）石橋さんだけです。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

石橋さんだと、この赤い旭山東通改良道路とあるでしょう、矢印が。そのところで、石橋さんのところが終わってしまうのですよね。こっちのほうは将来的に町のほうで、こっちのほうで住宅が増えるとか、そうしてまた、この建てるほうに道路を、行きどまりでなくて逃げる道路をつくるために考えているのかということを知りたいのですけれども、いかがでしょうか。（発言する者あり）いや、この赤い線で矢印があるでしょう。そのところでは石橋さんの家なのだ。ということは、石橋さんの家しかないでしょう。ということは、こっちまでつくる必要があるのか。そうでなかったら、この道路を縦に今度は上がって行って、こういうふうにくっつけてぐるっと回るように道路をするのかということですよ。（発言する者あり）いや、鍵の手になるけれども。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

旭山東通線、今、町道として認定されているのは、この区間だけなのです。それで、将来的にはまだ上に上がっていくかどうかというのは、まだそこまでは計画ありませんので、現段階ではここまで整備したいというふうに思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第53号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 陳情第1号から日程第21 陳情第3号まで

○議 長

日程第19 陳情第1号庁舎改築に対する要望について、日程第20 陳情第2号北海道主要農作物の道条例の制定に関する陳情書について、日程第21 陳情第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障を求める意見書提出に関する陳情書についてを一括議題といたします。

以上3件の陳情の内容については、お手元に配付したとおりであります。本陳情については、会議規則第94条の規定に基づき、議長において所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

#### ◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議事の都合により、12日及び13日は休会にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、12日及び13日は休会とすることに決しました。

#### ◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時22分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員

# 平成30年第2回大樹町議会定例会会議録（第2号）

平成30年6月14日（木曜日）午前10時開議

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

## ○出席議員（12名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範
7番 高橋英昭	8番 安田清之	9番 志民和義
10番 福岡孝道	11番 柚原千秋	12番 鈴木千秋

## ○欠席議員（0名）

## ○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人
副町長	布目幹雄
総務課長	松木義行
総務課参事	林英也
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	黒川豊
住民課長	鈴木敏明
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 尾田認定こども園長兼学童保育所長	村田修
農林水産課長兼町営牧場長	瀬尾裕信
建設水道課長兼下水終末処理場長	高橋教一
会計管理者兼出納課長	瀬尾さとみ
町立病院事務長	伊勢巖則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見由香

## <教育委員会>

教育長	板谷裕康
学校教育課長兼学校給食センター所長	和田司
社会教育課長兼図書館長	井上博樹

<農業委員会>

農業委員会会長

鈴木正喜

農業委員会事務局長

水津孝一

<監査委員会>

代表監査委員

澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長

小森力

主査

真鍋智光

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

6番 菅 敏 範 君

7番 高 橋 英 昭 君

8番 安 田 清 之 君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。  
質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
初めに、5番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、先に通告してあります1番目の自主防災組織と大規模災害対策について、一般質問させていただきます。

災害は、忘れたころにやって来ると言われております。寺田寅彦なんかの言葉では、災害ではなくて、天災という言葉であらわされていたようですけれども。町においても少し前に断水のときの大変さは、行政の方も我々も本当に大変さを記憶にしているところでございます。

その折には、自分が感じたことは地域での助け合いの必要性というのは、本当にもう十分感じました。それに、学びました。町内会単位の自主防災組織があれば、もっと色々ボランティアさんばかりではなくて、もう少しスムーズにいったのではないかなという考えも持ちましたので、その点の町長のお考えをお知らせいただきたいと思います。

あわせて災害備蓄品のことですか、避難所の状況についてもお知らせ願いたいと思います。

## ○議 長

酒森町長。

## ○酒森町長

それでは、西田議員ご質問の自主防災組織と大規模災害対策について、お答えをいたします。

災害対策基本法では、地域の防災計画を定めこれを実施すること、自主防災組織の充実を図ること、住民の自発的な防災活動の促進を図ることは、市町村の責務であると明記されております。

地縁や近所づき合いなどを背景に、従前、自然に根づいていた地域住民相互の助け合いとしての防災機能は、社会環境や住民意識の変化により低下していると言われてきましたが、阪神淡路大震災を契機に、その後も頻発する大規模災害への対応を通じて、その重要性が見直されてきたところであります。

現在、町内の自主防災組織としては、浜大樹と旭の自衛消防隊がありますが、議員ご提言の町内会単位の自主防災組織についても、地域防災計画に「町内会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進する」ということを明記しており、その一助となるよう地域コミュニティ推進事業のメニューの中に「自主防災活動」を加えたほか、要請に応じて、行政区などで行われる防災体制強化に関する研修などに職員を派遣しております。

住民活動の基本単位となっている行政区ですが、それぞれ人数や環境に違いがあり、自主防災組織としての基本的機能の保持を図る上では、行政区以外の単位での組織化も必要と考えていますが、その前提として、何よりも住民の皆様の理解と意識の高揚が不可欠であります。

東日本大震災による沿岸住民の避難所生活や一昨年全町断水、強風や大雪による長時間の停電、記録的短時間降雨などによる交通障害など様々な災害が発生する中、住民連携による共助の体制づくりは非常に重要な課題であると認識をしておりますので、行政区活動に限らず、さまざまな機会を利用して意識の醸成に努めてまいります。

ご質問の2点目、最初に災害備蓄品の状況ですが、町が備蓄する食糧の備蓄目標は町民の3割が必要とする量の三日分で、前年度末実績では、食糧が目標1万6,200食に対しアルファ米が7,000食、缶入りのパンが6,600食の計1万3,600食。飲料水が目標1万6,200リットルに対し1万4,400リットルとなっており、今年度購入予定の食糧3,500食程度、飲料水3,300リットル程度を加えると、おおむね目標数量に達しますが、消費期限の迫ったものを講習会や訓練などで一部消費をしていきますので、今後も計画的に補充をしていきたいと考えています。

食糧以外の備蓄品としては、避難所配備用の資材として毛布やアルミマット、ストーブ、照明機器、発電機などを、給水活動用として水袋や給水タンクを、水防用資材として土のう袋を、生活必需品として歯ブラシや食器、乾電池などを備蓄しておりますが、その内容や数量については、関係者の意見を聞きながら必要に応じて見直しをしております。



次に、避難所の状況ですが、屋外の一時避難所としては公園や学校等のグラウンド13カ所、屋内の避難所としては、津波が想定される場合の指定緊急避難所として歴舟と中島のコミュニティセンターを、津波以外の災害の指定避難所として行政区会館や学校、公共施設など38施設を、障害などにより避難生活に特別な配慮を必要とされる方のために福祉避難所については、1カ所を指定しております。

**○議 長**

西田輝樹君。

**○西田輝樹議員**

それでは、今、お答えいただいた分のことについて順次お伺いしていき、その後時間があれば、日ごろ思っているようなこともありますので、そのことをお聞きしたいというふうに思っています。

一つ目、今の備蓄の内容について理解できました。私の今までの中のあれでは、消防庁舎の中に備蓄されておりますので、消防庁舎は耐震性も高い施設だというふうに思っているのですが、そのほかの施設、例えば行政区会館ですとか学校だとか体育館だとか、新しいものは耐震度で問題ないと思うのですが、古い耐震関係に問題のあるような施設にも備蓄されているのか、まず1点目お聞きしたいと思います。

**○議 長**

松木総務課長。

**○松木総務課長**

ただいまのご質問にご説明申し上げます。

耐震強度のないところにもあり得るかということなのですが、耐震診断を行っていない施設に若干備蓄してございます。

主な指定避難所の中の備蓄品を置かせていただいているところ、大樹中学校B&G海洋センターそれから中島・歴舟・尾田の各地域コミュニティセンター、こちらのほうの耐震強度のほうは確認されているのですが、そのほかに行政区会館が何カ所かございます。

行政区会館のうち、旭行政区と浜大樹行政区会館につきましては、新しいので耐震の部分は大丈夫なのですが、生花の研修センター、それから晩成の福祉館、それから美成の福祉館、こちらのほうは耐震診断を行っていない状況でございますので、そこは確定的なお答えはできません。

それともう一つ、今年の春先に雨により融雪が進みまして、相川地区、一部橋が通れないということで孤立いたしました。そちらにつきましても、もし帰られない場合どうするのだということで、急遽食糧・毛布等を配備した経過がございます。

備蓄場所の状況につきましては、以上のとおりでございます。

**○議 長**

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今の耐震診断の分の町の施設、計画的にされているのではないかと思いますのですが、通常の場合には順位は下がってくるのかと思いますけれども、そういうふうな災害備品なんかを収納しているような場所については、今、総合計画の中で位置付けはどのようになっているのか、すみません、勉強してきていませんけれども、そういうふうな必要を感じているのですが、町長なんかは耐震検査を前へ進められるとか、そういうふうなお考えはあるのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、避難所の施設の耐震の関係のご質疑をいただいております。

特に、生花と晩成については、津波に対する避難所という意味合いもありますし、今、行政区のほうを通じて、どういう形で整備を行っているかというのは行政区のほうとも相談をさせていただいているところです。

ただ、今現在、明確に何年度に改修を行う、整備を行うということは、まだ確定をしておりませんが、そういうことが目途が立った時点で、予算計上も含めてご提案を申し上げたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それから、次に備品倉庫の次に備品というのでしょうか、避難所の毛布ですとかアルミマットというのですか、それからストーブのことや照明機器などの説明されておりまして、お話の中では関係機関との意見を聞きながらというふうなことで、集約のほうを急いでおられると思いますが、これはいつまで意見の集約というか、協議の具体的なスケジュールがあるのかどうか、まずお聞きしたいことと、関係しますのもう一つ、このことでお聞きしたいのは、この町では、冬のことが大変ではないかなというふうに本当に思っているのです。

それで、冬の対策も色々アルミマットとかストーブのことですとか、冬の対策のことを毛布ですとかというのは準備されていると思うのですけれども、職員の方なり地域の方なり、今は夏ですけれども、冬に試験的に宿泊されて、本当に今の備品の中で対応できるのか、そういうふうな試験なんかについてもお考えがおありなのかどうかを追加でお聞きします。

あともう一つ、各家庭の自己責任だと言われれば、それまでの話なのですが、町としても各家庭への備品というか備蓄というのですか、それを促すようなそういうふうなことの活動は、いかがかなというふうに思っているのですが。具体的な町の行政としての働きかけがあるのかとか、なければ今後具体的にどのような方法で備蓄を促すかというようなことを、3点お聞きしたいと思います。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

私のほうから、1点目の備蓄品の関係、関係機関との協議の部分についてご説明を申し上げます。

どの備蓄品が必要かというのは、実はその災害の形態によってかなり異なるものと考えてございます。一例といたしまして、寒さ対策も含めてなのですが、以前の一般質問の中で、冬場でもかなり暖かい眠りを確保できるということで段ボールベッドのご質問をいただいた経過もございます。もともと、そこにつきましては想定をしてございませんでしたけれども、それが新しい防災資機材として普及してきているということで、昨年度試験的に15基購入した経過がございます。

そういった形で、言葉が悪いのですけれども、災害があちこちで頻発するようになりまして、そこまで想定していなかったものが、随時これがあつたらよかったのだというご意見をお聞きしています。

ですから、調整の中で速やかに整備すべきものも当然ございますし、この後、追加でこういうのが必要になるのだというものも出てくると思われまますので、そこにつきましては、実は終わりのない調整になるのかなというふうに考えるところもあるものでございます。

1点目につきましては、以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ご質問の2点目、3点目について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

冬の対応ということで、備蓄している資材を使っての実際に冬場の避難の状況等についてということではありますが、私も冬場暖房がないところでの備蓄品を使った避難の状況については、確認の意味も含めて訓練するというが必要かなというふうに思っているところでもあります。

他の自治体を見ても、例えば体育館とかで一晩を過ごしてみるというような体感的な訓練を行っているという事例もありますので、私どもも津波に対する避難訓練は行っていますが、そういう部分では、市街地等で町民の皆様も参加いただきながら、そういう訓練というのは必要かなと考えております。

また、各家庭の備えということではありますが、災害に対する備えとしては、当然自助という自ら備える、自ら助けるということもありますので、各家庭における備品の備え等についても広報紙等を通じて町民の皆様にごこういうことが必要です、ごこういう備えをしましょうというようなことはお伝えをしたいと、広報させていただきたいと思えます。

○議 長

西田輝樹君。

## ○西田輝樹議員

冬場対策での試験的なそういうふうな宿泊についても、やっていただけるということで、本当に必要なことだというふうに思っています。

老婆心ですけれども、北見日赤にそのような専門にやっている准教授の先生がいて、テレビでしばしば見ておりますので、そういうふうな先生の専門的知見、見知をぜひご利用いただいて、後顧の憂いのないそういうことを実施、予算もいることですからけれども、そういうこともぜひご配慮いただければよろしいのではないかとということで、大変失礼なことですが、老婆心として申し述べさせていただきました。

それから、今、町長のお答えの中で、町内会単位では自主防災組織、人数というかスケールが小さくて色々課題もあるのだということは、それは私も感じております。私の住んでいる寿などでも本当に高齢化が進んでいて、世帯は100戸なのですからけれども、本当に65歳以下の方というのは、非常に少ないように感じておりますので、そこで、今そういうふうな具体的なことがなければあれなのですが、町長お考えの、例えばブロックというのでしょうか、何町内会か固めてそういうふうな自主防災組織を川南と北ぐらいで分かれてくるのか、四つ、五つぐらいの行政区の中で、市街地を組織化していくのかというようなことで、何かお考えがあればそのイメージをお教えいただきたいと思えます。

また、区長会議や色々防災会議とか働きかけできる場があると思われるのですが、そのような場での話していただいたことがあるのか、これから予定があるのかもあわせてお答えいただければと思います。

あともう一つ、私どもの、自分の属している町内会ではそのようなことをやっておりませんので、また区長さんとも相談してですが、自主防災活動にコミュニティ推進事業の予算を使っているのだよということなのですが、そのような事業の実績ないし、それから職員派遣のこともお話しになっておられましたので、実績についてお伺いしたいと思います。

## ○議 長

酒森町長。

## ○酒森町長

私どもの町内会でも、まだ自主防災組織が実際に組織化されているということは、ありません。町内会活動で、例えば高齢者の見守りの活動であるとか、例えば私の町内会では玄関先に曜日のプレートを配布して、毎日それを見せて安否を確認するというような活動は行っておりますが、残念ながら自主防災組織という段階までは、まだっていないというのが実情であります。

私は、まず地域コミュニティを支えていくのは、町内会・行政区がその礎、基礎となるべきだなというふうに思っておりますので、今後も行政区単位での防災組織の設置については、区長会議または行政区等を通じて、今後も周知並びに情報の提供をしていきたいというふうには考えております。

コミュニティ事業につきましても、先ほど答弁の中で申し上げましたが、コミュニティ推進事業とは別メニューで防災のメニューを設けております。この内容等については、行政区長会議等を通じて、活用についてお願いをしているところでもあります。事業で取り組んでいる行政区、結構ありますので、内容等については総務課長のほうから説明を行います。

**○議 長**

松木総務課長。

**○松木総務課長**

ただいまの地域コミュニティの自主防災事業についての状況並びに職員の災害対策に対する派遣状況でございます。

職員の派遣と自主防災事業がかぶるところはありますけれども、この事業、平成26年度からスタートしてございます。今までに約8の行政区にお使いいただいています。ただ、尾田地域のように一つではなく複数行政区がまとめてやっているところもございまして、実数としてはもう少し多く感じています。

内容につきましては、例えばAEDの使い方を学ぶであるとか、防災時の心構えを学ぶであるとか、実際に非常食糧を食べて、それで満足できるかどうかも含めまして体験してみるなど、そういった形が主でございます。特にお使いになられているのが、市街地の行政区が多くなってございます。

また、自主防災組織につきましても、取り組みを最初の1歩を進んでいるところはあるのですが、なかなか最終的な組織化、私どもの考える自主防災組織と住民の皆さんが考えている自主防災組織に、ちょっと差があるかもしれません。私どもは、その機能の役割分担も含めた中で、かっちりしたものができているのが自主防災組織という認識になってございますので、それに類似した行動、それから組織づくりをしているところは多分あるのだろうと思います。

ですから、私どもが自主防災組織として、今現在、把握しているのは二つということでございますけれども、それに近い組織づくり、それから行動をしているところもあるのだろうとは思っています。

職員の指導派遣につきましては、ほとんどコミュニティ事業のこの自主防災組織、自主防災メニューの中で派遣しているというのが実態でございまして、今年度につきましては、今のところ終わっているのが二つ。それから、今お話いただいているところが、今現在お一つ聞いているところがございます。

以上です。

**○議 長**

西田輝樹君。

**○西田輝樹議員**

次の福祉避難所の問題は前にも話題になって、非常に大切なことだなというふうにして、町でも福祉避難所については設置ということでのご答弁いただいております。

そこまで色々価値観の問題もあるからあれなのですが、お聞きしたいのは、一つは福祉避難所の具体的な内容とかどのようなところまで対応できるのかとか。それから、そのような具体的な内容についてのお話一つを、このごろテレビで、避難所のあれを見ていますと、ペットなんか今、家族関係で色々、近隣の方とは非常に無縁社会とか何とかと言って、非常に冷たい社会になっているのですけれども、ペットなんかには特別な思いの方もたくさんいるので、そういうふうなペット対策なんかも福祉避難所の範疇に入るのか、そのことをお伺いしたいと思います。

**○議 長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

まず、福祉避難所のほうについて、私のほうでお答えさせていただきます。

福祉避難所につきましては、らいふ高齢者保健福祉推進センターが指定をされております。実際どの程度の対応が可能かということですが、基本的には障がいのある方ということですが、自立されているような方を基本的には想定をしております。例えば医療行為が必要だとかそういう方については、多分職員のほうも、らいふのほうから通常の避難所等への対応も含めて出払うということもありまして、正直難しい部分もあるのではないかと、いうふうに考えております。

ただ、らいふの隣には、老人ホームとかデイサービスもありますので、そういった職員の助けを得ながら、そういった方々をある程度収容してお世話をしていきたいというふうに考えております。

定期的な医療とかそういう部分につきましては、さらに隣の町立病院のほうと、そういう連携が必要ではないかということと考えております。

以上でございます。

**○議 長**

暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時30分

**○議 長**

再開します。

一般質問を続けます。

松木総務課長。

**○松木総務課長**

私のほうからは、後段のペットの関係についてご説明を申し上げます。

広報紙に、その避難所でのペットの関係につきまして掲載させていただいた経過もござい

ますけれども、災害が頻発するようになりまして、ペットを避難所に持ち込む、連れて行く、それは避難される方の精神的な支えになる部分もございまして、国のほうもそこについては、配慮をするようにというような通知が来てございます。ただ、個別具体的に申しますと、そのペットのサイズ、それから種類、しつけの状況とかにもよりまして、なかなか一律な基準としての判断は難しいかと思えます。

私ども、今、HUG、避難所運営ゲームという防災に対する知識啓発のための研修等を色々なところで行っているところもございまして。実は、その中では、その避難所を運営する方たちが、例えばこの人たちはどういう配慮が必要だからどこの部屋に寝ていただくとか、どういった形をとるかとか。その中で、例えば具体的に言うのも変なのですけれども、例えばゴールデンレトリバーと一緒にやってきたよとかシェパードと一緒にやってきたよとか、チワワと一緒にやってきたよと、そうした場合に、例えばサイズであるとか鳴き声とか、そういったもので非常に苦慮するところもあるのですけれども、基本的には避難された方が精神的な支柱にされている部分もございまして、協力という部分は考えるものでございましてけれども、それはどうしてもケース・バイ・ケースでの判断にならざるを得ないかなと考えるものでございまして。

以上です。

#### ○議 長

西田輝樹君。

#### ○西田輝樹議員

それでは次、色々配慮いただいているようですので、ただ犬アレルギーだとか猫アレルギーとか色々いますので、何ぼ優しくてもそういうふうなことで被害者になっては困りますので、そのようなことも色々お考えいただければと思います。

耐震関係、もう少しお話いただいて、役場庁舎の防災の指揮所というか、そういうふうな重要な視点の中で整備が予定されているのですけれども、その他の町の施設でこの問題で考えたときに、例えば公営住宅だとか、そのほかの先ほどの総務課長のお話の中で、どんどん耐震も終わっているのもあるのですけれども、あと公営住宅なんかどうかなと思っているのに、疑問が、相当古いところもあるので。民間の方には、それぞれ補助金というか助成金なんかも出していただいて、耐震検査をやったらいいですよというお勧めがあるのは十二分に承知しているのですが、その中で公営住宅なんかどうなっているのかなということが一つと、給食センターみたいにして指揮所にはならなくても、食事を出すのに非常に重要な施設もありますけれども、あれについてはRCで相当何というか、備品が移動したりなんかするような事故があっても潰れるような心配はないなというふうには思っています。

あと、民間施設ではありますけれども、お子さん何百人もおいでな、例えば保育園なんかの、それは園が経営していることですから、うちが事業主体になることはないというふうには、それは共通の認識なのですが、指導なり助成なりそのような多くのお子さんがある施設については、あそこもだいぶ古くなったり、特に北保育園なんかは、南も一緒かもしれませ

んけれども、相当古くなっておりますので、そこら辺の防災対策についてお聞きします。

○議 長

高橋建設水道課長

○高橋建設水道課長

公営住宅の関係につきましては、私のほうから説明させていただきたいと思います。

詳しい資料が手元にはありませんけれども、日方団地は、当然古くてもう相当たっております。そこに関しましては、今現在、建て替え事業を進めている段階でありますので、随時古い公営住宅につきましては、新しい公住に建て替えて進めてまいります。

あと、町内会では、町内といたしましては新通、柏木町にも1棟古いものがありますが、これも随時取り壊しの方向に進んでいるところでございます。

公営住宅に関しては、以上でございます。

○西田輝樹議員

耐震検査しているのかと、俺聞いたのだけれども。

○議 長

高橋建設水道課長

○高橋建設水道課長

すみません、古い公営住宅に関しましては、耐震診断は一切しておりません。

以上です。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時36分

○議 長

再開します。

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

保育園についてのご質問についてですけれども、社会福祉事業会のほうで経営していただいております北・南の保育園につきましては、その耐震診断等について、今、手元に資料がございませんので、後ほどご報告させていただきたいと思います。

○議 長

静粛にしてください。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

せっかく高校生の方もたくさんおいでですので、なるべく短目に終わりたいと思ったので



すけれども。あと、町長、すごい南海トラフのことをこのごろ随分テレビ・新聞等でなのですが、政府の発表では何だか起きたら170兆円ぐらいの被害ですし、私の手元の資料の土木学会のあれでは、経済的な損失のことも計算しているのかもしれませんが、1兆円以上の被害が出るということでの新聞や資料で読むことができました。

それで、400年とか600年に1回の十勝沖というか、この道東沖の地震のことには、町長も興味あると思うのですが、津波の高さの何十メートルというような、そういうふうなことについては、色々町からのほうの説明も聞いているのですが、町としては、400年とか600年に1回の道東沖の、それによって津波も起きるのですけれども、通常南海トラフなんかの住宅の被害のことですとか、そういうことを含めての政府の発表なんかもあるのですが、資料としては、そのような津波の高さとか被害でなくて、建物被害ですとかそういうふうな経済的な損失のことというのは、町のほうでは資料なんかはあるのでしょうか。

#### ○議 長

酒森町長。

#### ○酒森町長

ただいま、南海トラフ、関東中京地方で大きな被害が想定されている地震のお話をいただきました。

私も、確かに金額を見て大変衝撃を受けたということであります。また、この十勝エリアにおいても、十勝沖地震が心配をされておりまして、今後大きな地震が30年か40年の間には7%から40%の確率で起こり得るということでありまして、過去何百年かの地層を調べた段階では、大きな津波による被害がその中から地層で見受けられるということも聞いております。

大樹町も東北の平成23年の大震災を受けて、ハザードマップの見直しを行ったところです。その中で、想定されている津波の高さに応じて、施設等の改修や避難施設の整備を行っているところでもあります。

幸い、この十勝沖については、地震が起きてから津波が沿岸部に到達するまでは、30分程度の時間があるという予想が成り立っておりますので、まずは人命の被害をなくすという部分では、沿岸部の皆さんに早急な避難を、避難施設に避難をしていただくということが第一なのかなというふうに思っております。ただ、大きな地震が来れば施設によっては、被害がこうむるだろうというのは否めないことかなというふうに思っております。

そういう意味では、今、議員からご指摘のある耐震診断をそれぞれ進めて、耐震補強を行っていくということが、公共施設または民間、個人の住宅も含めて必要な対策であろうかなというふうに思っております。

想定される地震において、大樹町がどのぐらいの建物も含めて被害が出るかということ、厳密には数字は押さえておりませんが、その被害を少しでも少なくする、災害に対して備えるということは、私ども町の使命でもありますので、今後も町民の皆様が安心して暮らせるような、そういう対策については適宜必要なものも含めて対応していきたいと考えてお

ります。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

これで最後にします。

資料を集めている中で、よいことだなと思ったのは、他町村の先進事例のことを僕よく言っただけを買っている面もあるのではないかとは思いますが、他の町村では、防災ハンドブックですとか、それからすごく町内会で進んでいるところについては、その町内会自身が防災のマニュアルというか、そのようなものを防災手引きなんかを、それは芽室町なのですけれども、そのように防災ハンドブックなんかを豊頃町が出されているようですが、ハザードマップや何かについては、私も町民の一人としていただいておりますけれども、そのような町として、町民にわかりやすいハンドブックのようなものを作ったり、町内会にそのような手引きをつくるのだよというようなことでのお話があったら、積極的な支援をしていただけるかどうかを最後の質問としてお願いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

子どもも災害に備えるという意味では、ハザードマップであるとか防災マップを作成して住民の皆様にお配りをした経緯があります。ただ、新しいものでも2013年ということでもありますので、5年たっておりますので、また新たなものについては、内容を見直した中で作成については進めていければと思います。

また、町内会単位でハンドブックであるとか、マニュアルというところも管内でも取り組んでいる自治体があるということですので、そういう情報については私のほうでも内容を確認して、必要な部分については対応していければと思います。

ありがとうございます。

○西田輝樹議員

どうもありがとうございました。

終わります。

○議 長

次に、3番齋藤徹君。

○齋藤徹議員

よろしく願いをいたします。

さきに通告いたしました高校の配置計画、二間口の存続維持の関係ですけれども、それに対して町への影響と対策についてお伺いしたいと思います。

今現在、大樹高等学校は1948年に創立以来、今日まで70年の歴史を築いてきております。卒業生が延べ7,618名の卒業生が社会でそれぞれの立場で活躍をしております。

また、今年同窓会を中心に70周年記念事業が秋に予定をされているところです。

その中で、なおかつ人口は静かに減少傾向の一途をたどり、小中学校の児童生徒も減少しつつある中、本町もそうですし、南十勝の実態がそういう実態となっております。

そうしたことから、大樹町では通学の補助、下宿補助、検定合格補助制度、また学校給食の提供など支援の取り組みで現在二間口を維持している実態から、今後について何点かお聞きしたいと思います。

1点目ですけれども、平成30年度は新入学生48名でしたが、南十勝、広尾から中札内までの中学生の卒業生のこの先3年間での生徒数はどれくらい推移しているのか、お聞きしたいと思います。

2番目ですけれども、今現在の十勝管内の大樹高等学校は適正配置計画の枠に入っていますので、その実態についてを知りたいと思います。

3番目ですけれども、特に過去に特例二間口の時期もあったのですが、配置計画の中で、二間口と一間口の大きな違い、例えば教務課程だとか教員の配置、あと部活動等、それと町への経済的影響はどれくらい出るのかということを知りたいと思います。

4点目ですけれども、小・中・高連携教育の実態、今の実態と今後への新たな取り組み、特に今3部門あるのですけれども、特にどの部門を強化していくのかについてお聞きしたいと思います。

5点目ですけれども、生徒数が減少する中で、二間口維持に向けて新たな支援とか取り組み、例えばハード面やソフト面において、こういった考えをお持ちなのか聞きたいのと、最後に、今、傍聴されています大樹高校生に特に期待することをお聞きしたいと思います。

## ○議 長

板谷教育長。

## ○板谷教育長

齋藤議員の高校配置計画（二間口維持）の町への影響と対策についてお答えいたします。

1点目の南十勝（広尾・大樹・忠類・更別・中札内）の中学卒業生の動向についてですが、平成30年度の卒業見込み者数は175名、31年度は190名、32年度は168名となっております。

2点目の十勝管内の適正配置計画の状況についてですが、道教委では、十勝学区内における中学校卒業見込み者数が平成30年度で3,065名、平成37年度では2,756名で309名の卒業見込み者数の減になると推計されており、平成33年度では1学級の減、平成34年から37年度までの4年間で1から2学級の調整が必要と示されています。

3点目の配置計画の二間口と一間口の大きな違いと町への経済的影響についてですが、二間口から一間口になることにより、年々教員の数も減少し、一間口が3年間続けば、現在、加配教員を含めて20名いる教員が12名となります。そうなれば、現在、13教科47課程の教務課程を実施しておりますが、現状の教務課程を維持することは難しくなります。

また、部活動についても指導を行う教員の数が減りますので、廃部や休部もしくは他の町

村との合同チームでの出場という部もあるものと予測しております。

次に、町への経済的影響についてですが、町民税や生活費などを考慮して約2,000万円程度の影響が出ると考えます。

4点目の小・中・高連携教育の実態と今後への新たな取り組み、特に強化する部門の考えについてですが、大樹町では子どもの成長・発達段階を考慮し、小中高12年間の学びを見据えて系統的に推進できるよう、平成27年6月に「大樹町小中高連携教育推進委員会」を設置し、教育内容の計画・実施・評価などについて研究と実践を行っています。

具体的な事業推進のために3つの部会を構成し、各教頭先生をチーフにそれぞれ小中高から担当教諭が参加して推進しております。

第1部会では、大樹町の特色を活かした教育内容の創造、すなわち「大樹学」に関する研究・推進をテーマに取り組み、小中校生を対象に星空観察会、夏・冬休みにおける小学校でのチャレンジスクールに高校生が補助教員役で参加するミドルティチャー事業、大樹学NEWSの発行などを実施しています。

第2部会では、生徒指導や課外活動に関する研究・推進をテーマに取り組み、夏・冬休みの暮らし方リーフレットの作成、スクールカウンセラー講演会、中高バスケット部による小学生バスケット教室などを実施しています。

第3部会では、学習・進路・特別支援教育などの学習指導に関する研究・推進をテーマに取り組み、特別支援教育について児童生徒の指導計画のスムーズな引き継ぎ、研修会などへの相互参加、職場体験学習の方法やキャリア教育にかかわる情報の交流などを実施しています。

今後の新たな取り組みにつきましては、小中高連携教育活動の取り組みを町民の方にも知っていただけるように、児童・生徒の手づくりによるポスターを作成し、町内の施設などに掲示していくことと、町のホームページなどを利用して小中高連携教育活動の取り組みの広報活動を強化していきたいと考えております。また、児童・生徒及び教職員の連携は当然のことですが、今まで以上に教育委員会を窓口「地域とともにある学校づくり」コミュニティ・スクールを推進することが、より実効性のある小中高連携教育につながり、大樹町の未来を担う人づくりに貢献できると考えております。

5点目の生徒数の減少傾向の中で、二間口維持に向けての新たな支援・取り組み（ハード面・ソフト面）の考えと大樹高校生徒に期待することについてですが、社会の急速なグローバル化の進展の中で、英語力の一層の充実は極めて重要であると考えております。

学習指導要領が改訂され、小学3年生からは外国語活動の早期化、5年生から外国語の教科化が実施されることとなり、大樹町では昨年度からALTを2名配置し、小中学校のほかに町立及び法人の認定こども園にも派遣し、幼児期からの英語学習機会の充実を図っております。新しい支援・取り組みとして、本年度からは大樹高校へもALTを派遣し、英語力の一層の充実を図りたいと考えております。

また、今年度より、大樹町との友好都市台湾高雄市大樹区への見学旅行を実施し、実体験

をもとに視野を広げる好機とします。

次に、大樹高校生徒に期待することについてですが、高校の3年間は、思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会を展望し、自分は社会でどのように生きるかという課題に出会い、進学や就職といったそれぞれの人生の岐路に立って、葛藤の中で将来を描いていく時期です。先生方のチーム力と先輩方のご努力下、今、大樹高校はとても評判のよい学校になっています。失敗を恐れず積極的に学び、自分のよさや持ち味を伸ばし自他を尊重しつつ、社会的な自立を果たして、大人として社会的な貢献を自覚し、信用される行動がとれるような生徒になることを期待しております。

生き生きと学び合い、爽やかな振る舞いができる大樹高校生が通う魅力と信頼のある大樹高校づくりを応援してまいります。

**○議 長**

それでは、暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

**○議 長**

それでは、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

齋藤徹君。

**○齋藤徹議員**

先ほどの説明で大体今の現状と、今、委員会でこれから何をしようと、どういうところに手をつけようというのは理解できました。

それで、先ほども言いましたけれども、大樹高校は適正配置計画に該当している中で二間口から一間口になると、より年々教員数も減少し、一間口が3年続けば20名いる教員が12名となるのですけれども、そういった答弁をいただきました。

それで、一番大事なのは、一間口が1年目なったとき、それで2年目に経過していく中で、特に必須教務課程、主要5教科や体育科、芸術科、家庭科等に教員に結構影響が出てくるのですけれども、具体的に生徒への影響についてどれぐらい出るのか、お聞きしたいのですけれども。

**○議 長**

和田学校教育課長。

**○和田学校教育課長**

生徒への影響についてですが、一間口が続けば教員の数が減りますので、地域連携特例校として指定、位置付けられる可能性が高くなります。

地域連携特例校に位置付けられれば、協力校からの出張授業や遠隔授業などによって授業

を行うこととなりますが、出張授業は週当たり 8 時間程度と決められておりますので、教員数がどのくらい減るかによって教務課程の見直しをすることになりますので、現段階では教務課程にどのくらいの影響が出るか予測は、現段階ではできないと考えております。生徒への影響が出るのは、間違いないと考えております。

**○議 長**

齋藤徹君。

**○齋藤徹議員**

確か、例えば今現在ですと、主要 5 教科ですと、各教科に 2 名の教員がいるのですよね。それが 1 年経過すると、1 年目 5 月 1 日付での生徒数でいきますので、教員は二間口でいるのです。2 年目が、それが二間口に戻れば先生が維持されるのですけれども、一間口が 2 年目続くと 4 名減るということで、一番手をつけやすいのが、例えば体育科、芸術科、家庭科。特に、期限付きの先生とか講師となりますと、講師は特に部活動を持ってませんので、そうすると子ども達に、先ほど答弁もありましたように、芸術とかそうなりますと吹奏楽だとか体育系の部活動に影響する実態となるのですよね。

それで特に、今、学校現場においては働き方改革と色々見直し等が国も道も提案しつつありますが、例えば体育の児童や生徒、過去の流れからも現在も、保護者を含めてですけれども、大変南十勝全体で少年団・部活動が盛んな地域なのです。

現在、大樹高校の部活の加入率と、できれば大樹中学校を含め南十勝、中札内・更別・広尾・幕別・忠類、各学校の部活の加入率について、もし、わかればお知らせをいただきたいと思えます。

**○議 長**

和田学校教育課長。

**○和田学校教育課長**

大樹高校の部活加入率と各中学校の部活率についてですが、大樹高校の部活加入率は 85.8%となっております。

次に、南十勝各中学校の部活率についてですが、大樹町が 91.9%、中札内村が 82.5%、更別村が 95.9%、広尾町が 87.6%、幕別町忠類が 89.1%となっております。

**○議 長**

齋藤徹君。

**○齋藤徹議員**

今の説明の中の、大変、南十勝全体的に少年団・部活動が盛んな地域でありまして、そういったところから、結構南十勝から色々な選手が全国大会、インターハイということで、生み出せる地域なのですけれども。

それと、次に、大樹高校への町からの補助金の関係でお聞きしたいのですけれども、今の実態についてお伺いいたします。

平成 30 年度予算において、通学費等の補助金、検定受験料の補助金、振興会の補助金、

海外見学旅行費補助金と全て内訳とどれぐらいの予算を組まれているのか。また、教育予算に対して、どれぐらいの程度の割合が占めているのか、お聞きしたいのですけれども。

○議 長

和田学校教育課長。

○和田学校教育課長

大樹高校への町からの補助金の内訳についてですが、通学費等補助金が2,371万1,000円、検定受験料が23万5,000円、振興会補助金が280万円、海外見学旅行費補助金が112万円となっております。

次に、教育予算に対しての割合についてですが、本年度の教育費予算が6億760万円、補助金の合計が2,787万6,000円となっており、約4.6%の割合となっております。

○議 長

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

それは町として、南十勝の子ども全体ですけれども、かけるお金が予算で約2,780万と結構いい金額になるのですよね、教育予算の約5%弱なのですけれども。今後、大樹高校の存続に向けて二間口を続けていく中で、また新たな補助金の新設だとか、また今の補助金に対する増額だとか、二間口に向けての考えはあるのかどうか、お聞きしたいのですけれども。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

厳しい町の財政が続いている中で、最大限の努力をさせていただいていると考えておりますので、新たな補助の創設や、また現補助金の増額等は、現時点には考えておりません。

○議 長

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

恐らく、今の2,780万という金額を維持することが今の最大限の数字なのだと思います。ひょっとしたら場合によっては、減らせる可能性もあるのですけれども、あるのかどうかわかりませんが、ただ、補助金は当てにならないと、そうしたらあとはどうするかと言ったら、あとは教育の内容充実ですよね。具体的にどう取り組んで行くか、教育委員会として。答弁の中で、「生き生きと学び合い、爽やかな振る舞いができる大樹高校生が通う魅力と信頼のある大樹高校づくりを応援していきます」というのですけれども、私は応援ではなくて、もう大樹高校づくりは実践していくことが大切でないかと思うのです。小中高の連携教育、27年から始まったのですけれども、12年間の学びを見据えた具体的に大樹町の特色ある教育内容の計画実践が小中高、特に高校の二間口を含めて、現段階で新たな取り組みが本当に必要ではないかと聞いておるのですけれども、それについてお考えをお聞きし

たいのですけれども。

○議長

板谷教育長。

○板谷教育長

12年間の学びを見据えた小中高連携教育は、これからの大樹高校づくりにとても大切なものと考えております。本町の強みを活かしながら、今後も風通しのよい小中高連携教育に力を入れ、活力と魅力のある大樹高校づくりを推進したいと考えております。

具体的には、小中高の丁寧な情報交換による生徒指導の充実で、より個の特性に応じたサポートに努めます。現在、授業のユニバーサル化でわかる喜びを味わうことができている授業づくりのさらなる浸透を図ります。大樹学の学習やふるさとキャリア教育の実践で学んだ成果を高校生議会で発信し、まちづくりに貢献します。JAXAやインターステラテクノロジズ社、大樹町ならではの貴重な教育資源の有効活用の充実に努めます。

○議長

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

今の小中高連携の中で、もっと具体的に個を大切にしていけることがわかりました。

それで、一つの考えといたしまして、来年度から小中学校、道教委が計画実践に取り組もうとしているコミュニティ・スクール、CSというのですけれども、今の段階では道としては小中学校に予算付けをして、来年度から実施したいという傾向なのですね。その後、まともなれば高校にも着手をするというのですけれども、コミュニティ・スクール「地域とともにある学校づくり」をもとに色々と課題があります。

例えば高校ですと、地域運営委員会ということで、色々な地域の方に、南十勝の地域の方を入れてやらなければならない課題はあるのですけれども、小中高連携の中で大樹町独自の大樹高校を巻き込んだより実効性のあるコミュニティ・スクール事業を展開できないのか、それについて、お伺いをしたいと思います。

○議長

板谷教育長。

○板谷教育長

齋藤議員ご指摘のとおり、教育委員会としても「地域とともにある学校」コミュニティ・スクールはとても有意義なものであると考えております。将来的には、小中高連携教育の成果を活かし、大樹高校を含めたコミュニティ・スクールを導入したいと考えております。コミュニティ・スクールの先進地で実践されている中身の大部分の素地は、既に本町でも形づくられております。

しかし、学校設置者の違いや、齋藤議員ご指摘のとおり対象区域の違いがありますので、まずは、小中で立ち上げさせていただきます。



○議 長

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

それは、わかりました。

でもやはり、これから先ほど言いましたように、子どもは減っていく、小学校も減っていく中で、やはりまずは小中学校もいいのですけれども、3年先、5年先を見据えた中で、そういうこともコミュニティ・スクールの実践として取り組んでいくことが大切ではないかなと思っております。

それと先ほどの、部活動・少年団の話が出て、南十勝は全体的に加入率が高いのですけれども、高い中で、減少していく中で部活動が成り立たない、例えば指導者不足も色々成り立っていくということで、先ほど話しされたように、色々できたくても部活に入りたくても入れない。それとまた、他町村との合同チームでされるということなのですから、今後そういった現状を考えると、小中高のある程度の少年団・部活動の中で、子ども達が12年間通えるような、できれば統一した種目を……。今の状況ですと、高校も中学校もどこかでやはり部活動を整理していかなければならないのですけれども、どこかで統一の種目を整理しながら、これやはり町全体として、特に社会体育を中心に、こういったコミュニティ・スクールを活用しながら地域の人を、指導者をうまく巻き込んで、南十勝の子ども達を大樹町で育成していくのだということも大切ではないかと思うのですけれども、そういう考えはないでしょうか。

○議 長

和田学校教育課長。

○和田学校教育課長

十勝全体で中学校の部活の数が年々減少していく中で、平成30年度から南十勝の中体連大会開催することができなくなっております。西部と南部の合同の中体連大会となり、教育委員会としても大変深刻に受けとめております。

今後は、コミュニティ・スクールを活用しながら地域人材を発掘しながら指導者の育成、外部指導者の導入、中高での連携協力、少年団・部活の種目の整理などの検討をしていきたいと考えております。

○議 長

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

最後になりますけれども、ぜひ、これは学校管理課だけではもう駄目なのです。隣町の社会教育課も一緒に交えて社会体育全体で、やはり小中高を通して、例えば今でしたら、文化系であれば吹奏楽とか、例えば体育系であれば、今、高校は10名が全道大会に行くということで、そういった個人種目を整理するとか、そういったことを小中高連携の中で、うまくコミュニティ・スクールを活用しながら、やっていただきたいなと思います。

それで最後なのですけれども、行政地域が高校二間口維持存続に向けて、色々な場面で計画を立てながら、今日までやってきています。ただ、自分の母校が廃校や統合になるということは大変寂しいことです。本当でしたら、高校生が傍聴の席でお話したかったのですけれどもいけませんので、高校生自身にも存続に向けた活動、例えば生徒会を中心に色々な活動の場があると思うのです。そういったことを、私はお願いしたいと思っています、高校に。行政からも、特に最後ですけれども、今の大樹高校生に存続に向けて期待することを聞いて終わりたいと思います。

**○議 長**

板谷教育長。

**○板谷教育長**

大樹高校生に存続に向けて期待することですが、金田校長先生のリーダーシップのもと、先生方のご努力や町民の大きな支えに応えるように、大樹高校生自らの頑張っている姿が町内外の方から認められるようになり、「いい高校ですね」とお褒めの言葉も届いております。これからも、町民はもとより十勝管内からも通わせたい大樹高校、そして中学生はもちろん小学生・幼児からも憧れの高校生が生き生きと学び、活躍する通いたい大樹高校として自発的に地域貢献し、パワーアップされることを切に願っております。

そのためには、目的意識をしっかりと持ち、「今から・ここから・自分から」をモットーに行動を起こし、ふるさと大樹に愛着と誇りをもち、自分磨きをし続けるすてきな大人になってくれることを期待しております。

ともに、頑張りましょう。

**○議 長**

齋藤徹君。

**○齋藤徹議員**

それで最後に、少子化・高齢化が進む中で、厳しい町の財政からも補助金支援も限界状態です。また、先ほどの新聞によりますと、平成33年には十勝管内においても進学校の間口が一間口減ということが、新聞で報道されています。大樹高校も決して油断できない状況が現実ですので、高校を核として教育委員会もそうですけれども、今から3年先、5年先、10年先を見据えた小中高連携教育を強化し、大樹町で南十勝の子ども達は大樹で育てるといふ、そういったふるさと大樹と愛着を誇りを持てる生徒となることを期待いたしまして、一般質問を終わります。

**○議 長**

次に、4番松本敏光君。

**○松本敏光議員**

それでは、一般質問を行います。

質問事項としては、高齢者ドライバーの運転免許証の返納後の対応について、町長にお伺いいたします。

近年、高齢者ドライバーによるアクセル、ブレーキの踏み違い、高速道路の逆走等事故が増加しております。

こういったことから、高齢者ドライバーに免許の返納を勧めています。返納後、タクシーの割引券を支給する町村もありますが、大樹町としてはどのような対応をしているのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

松本議員ご質問の高齢者ドライバーの運転免許証返納後の対応について、お答えをいたします。

最近、高齢ドライバーによる運転操作ミスによる事故が後を絶ちません。5月28日、神奈川県で90歳の女性が運転する乗用車が交差点に突っ込んだ後、歩道に乗り上げ、通行していた4人をはね、そのうちの一人がお亡くなり、3名が怪我をされるという悲惨な事故が発生しております。大樹町でも3月30日、高齢の女性が運転する乗用車が店舗に突っ込むという事故も発生しています。

高齢ドライバーの増加に伴い、運転免許証の自主返納件数は、全国で平成24年11万7,000件が、平成29年42万4,000件と激増しており、大樹町でも平成26年度5件が、平成29年度は19件と年々増加しております。

運転経歴証明書発行には、交付手数料が1,100円、30年の3月までは1,000円でしたが、今は1,100円が必要となります。町では65歳以上の方が運転経歴証明書の交付を受け、町に申請があった場合に交付手数料を助成することとしております。平成29年度の運転経歴証明書の交付数は14件、そのうち助成金を申請されたのは9件、64.2%でした。

運転免許証自主返納者のメリットとしては、60歳以上で運転経歴証明書を所持している方に対し、十勝バスと拓殖バスの運賃を半額にする優遇制度があります。管内ではコミュニティバスの料金割引や、タクシー乗車券の交付などの措置を講じている町村もあります。

当町においては、病気の治療等のため医療機関に通院する高齢者に対し、自主返納にかかわらず年間1万5,000円分のタクシーチケットを交付しております。また、社会福祉法人光寿会においては、他人の介助なしでは公共交通機関を利用することが困難な高齢者などを福祉有償運送による移送サービスを提供しております。

今後は、他町村の例や町の施策を考慮した上で、運転免許証自主返納者への施策を検討してまいりたいと考えております。

○議 長

松本敏光君。

○松本敏光議員

現在、町で行われている助成は、治療と通院されている方の特定の高齢者が対象でありま

す。これでは、大樹町のように面積が広い町等で遠隔地に住んでいる高齢者は、車など生活に必要な必需品です。遠隔地に住んでいる人たちのことを町長はどのように考えているか、質問させていただきます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

議員もご承知のとおり、大樹町、広大な面積の中に住民の方がお住まいでありますので、生活には車は非常に重要な役割があるというふうには思っております。

ただ、残念ながら高齢等により車の免許を自主返納された場合に、日常生活、生活用品の購買にもお困りの方が今後発生するということは、想定されるというふうに思っておりますので、交通弱者、お足のそういう部分で手段がなくなった方に対する日常生活の支援については、商工業者等、また商工会等通じながら、どういう対応ができるかは、今現在も検討しておりますが、今後もしっかりと考えて対応していきたいというふうに思っております。

また、病院等への通院の足の確保についても、今現在、ふれあいバス等活用していただいておりますが、今後そういう部分では年間1万5,000円ですが、タクシーチケット等の交付も行っておりますので、ぜひ町のほうにもご相談をいただければと思います。

○議 長

松本敏光君。

○松本敏光議員

今、町長がお答えになっている、私も調べた結果、平成29年の3月に定例会で交通弱者の救済策を質問している、その中で、その後支援策が進んでいるとは、私はちょっとされていないのではないかなという考えもあるのですけれども、今後の大樹町としての高齢者の運転免許証の返納に対して、住民が安心して生活できるかどうかという結果的なことを、私は、今後大樹町としては、どのような方向で行きたいかということをもう一度質問させていただきます。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

職員の中で、一昨年だったと思うのですけれども、交通弱者対策検討委員会ということで、検討している組織が今あるわけなのですけれども、そこで町内に今おっしゃられるような足の確保についてどのような方策があるだろうかということ、何度か会議を持って検討しておりました。ちょうどそのころ、今年の自動運転の関係とかということがございまして、そういったものの推移を見ながら、将来例えば市街地の買い物難民とか、そういった足の確保をするためにはどういうルートがいいとかということ、あるいは郊外なども含めて、その後のそれを見て、例えばアンケート調査をすとかということをして、その対策を検討していこうということで今のところは終わっております、今のところ具体的な何かこうしよ

う、ああしようというのではないですけども、町長が先ほど申したとおり、今後はそういう高齢者の足の確保については喫緊の課題ではあるかなというふうに思っておりますので、また我々の委員会、そこを通じながら検討を深めてまいりたいなというふうに思っているところであります。

**○議 長**

松本敏光君。

**○松本敏光議員**

以上で、このような住民が安心して暮らせる町の一層の積極的な施策実施をお願いして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

**○議 長**

それでは次に、10番福岡孝道君。

**○福岡孝道議員**

それでは、さきに通告どおり第5期総合計画と所信表明について、酒森町長にお尋ねしたいと思います。

今年は第5期大樹町総合計画10年の半ば5年目、酒森町政は任期の最終年となりました。就任直後の所信表明では「人と自然に優しいまちづくり」を初めとして、5点を掲げました。

その具体的な中身として、施設整備について「憩いと交流の場として公園施設などの整備充実」、「自然エネルギーやバイオマスエネルギーの利用」とあります。また、「市街地での認定こども園開設に向けた支援や協議を進めるとともに、学童保育について、土曜保育の早期実施と新築を含めた施設についての検討」、「知の拠点としての図書館や老朽化の著しいプール新築に向けた検討」とあります。

そこで、第5期総合計画と所信表明について、何点か質問させていただきます。

1点目として、総合計画の実施計画で予定されていた木質ボイラーの導入・整備、図書館の整備、役場庁舎改築事業はどのような理由で未着手になっているのか。

2点目、総合計画では学童保育所・児童館施設建設の総事業費として平成27年度から総工費1億4,200万円が計画されておりましたが、実際には事業費8億円を超える額になりました。どうして総合計画から事業費が5倍以上にもなったのか、経緯を説明願いたいと思います。

3点目として、一つの事業で計画を大幅に上回る予算となると、町民が切に要望している事業が次々先々に延ばされ、「安心と支え合いのまちづくり」にはならないと思われます。今回、この金額で学童保育所・児童館を新築することにより、他の事業が先送りになるなどの影響はないかどうか。

4点目として、住民要望では南北保育所1カ所にし、より質の高い認定こども園の改築や福祉センターの改築があります。また、町長も所信表明で「憩いと交流の場として、公園施

設などの整備充実を図ります」と述べておられます。現在、学童保育所・児童館の新築工事の入札は1回目が中止となっており、これを機に学童保育所・児童館は設計から見直し、総工費を下げ、要望の多い他の施設を早期に新築する考えはないかどうかお伺いします。

5点目として、所信表明「交流と協働で進めるまちづくり」の中で、「行政運営等の点検評価と改革を進め、信頼される行政運営と健全な財政基盤の確立を図ります」と表明しておりますが、このことについて現在どのように考えているか。

以上、5点をお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

## ○議 長

酒森町長。

## ○酒森町長

福岡議員ご質問の第5期総合計画と所信表明について、お答えをいたします。

第5期大樹町総合計画は、今年で5年目を迎えており、これまで五つの基本目標に向かって施策を講じてまいりました。

ご質問1点目の「総合計画実施計画で予定されていた、木質ボイラーの導入整備、図書館の整備、役場庁舎改築事業は、どのような理由で未着手になっているのか」につきましては、町の公共施設全般の執行計画について、職員で構成する第5期大樹町総合計画執行計画プロジェクトチームで検討を進めており、昨年4月に議員協議会において第3回目の報告を行わせていただいたところです。木質ボイラーの導入につきましては、晩成温泉の導入以降は、対象施設の改修・改築にあわせて導入を図るよう検討しているところであります。

図書館の整備と役場庁舎の改築につきましては、まず役場庁舎の耐震化の検討を行い、昨年11月、住民で組織した庁舎改築検討委員会の報告及び12月大樹町議会による役場庁舎検討に関する報告を受け、現在、職員による庁舎改築検討チームにより内容の検討を行っているところであります。

庁舎は、他の施設の検討に大きな影響があるため、庁舎の位置、他の施設との合築検討などの結果を踏まえて、図書館等他の施設の整備を考えることとしているため、庁舎の検討を最優先としているところであります。

ご質問2点目の「総合計画から事業費が5倍以上になった経緯について」であります。総合計画策定時、学童保育所につきましては、現在利用している武道館を改修することで調整を行ってまいりました。これは、小学校を建築したときに想定していた小学校の空き教室が当面発生しないことや雨天時や、冬期間の運動場の確保として武道館が適していたとして、その改修費として1億4,200万円を見込んだところであります。

その後、教育委員会との協議において、武道館の学童保育所利用は暫定措置であり、体育施設等の利用調整会議でもそのように説明していることや、トレーニングルームに対する要望などを踏まえて、武道館を学童保育所として改修することを見直し、新たな施設として建設することとなったため、事業費が増加したところであります。

ご質問の3点目、「大幅に上回る予算となると、町民が切に要望している事業が次々先に延ばされる、「安心と支え合いのまちづくり」にはならない。学童保育所・児童館を新築することにより、他の事業が先送りになるなどの影響はないか」につきましては、当然大きな予算を伴う事業を行う場合は、財政的に慎重に検討をし、無理のない中で次の施策を実施することとなります。

町民が切に要望している事業、喫緊の課題を最優先に事業を計画するため、整備の順番を検討し実施しているところであり、「安心と支え合いのまちづくり」のために学童保育所・児童館の整備が急がれるということで、着手に踏み切ったところでもあります。他の事業につきましては、役場庁舎の改築に向け取り進めており、大きな影響はないものと考えております。

ご質問4点目の「学童保育所・児童館は、設計から見直し総工事費を下げ、要望の多い他の施設を早急に新築する考えはないか」についてであります。学童保育所・児童館につきましては、現在、設計事務所において町が指名業者から聞き取りを行った内容を検討しているところでもあります。設計事務所からは、6月末を目途に検討内容について報告をするとの申し出があり、その検討した結果を受け内容を精査の上、他の施設を早期に新築とのご指摘ではありますが、今後については議会そして住民の皆様とご相談をさせていただきたいと考えております。

ご質問の5点目の「行財政運営について」ですが、第5期総合計画を策定した平成25年度と直近の平成28年度の決算を比較すると、実質公債比率は3.5ポイント改善し9.5ポイント、将来負担比率は39.6ポイント改善し22.9ポイントであります。

町債残高は4億7,338万円の増ではありますが、基金残高は11億2,708万円の増となっており、地方交付税が減少する中で、財政の健全性を高めてきたものと考えております。

行政組織については、平成27年度に業務分担の見直しと課の統廃合を行っております。

行政運営の信頼度については、客観的な尺度を持ち合わせてはおりませんが、町長と語る会やブロック別懇談会の開催、パブリックコメントの実施などを通じて、住民の皆様との対話の拡大と行政情報の発信、町政に対する意見・要望の把握に今後も努めてまいりたいと考えております。

○議 長

休憩します。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

福岡孝道君。

**○福岡孝道議員**

それでは、先ほどの町長のご答弁いただいたことにつきましても、もう少しお聞きしたいと思えます。

まず1点目、総合計画では木質ボイラーを26年に晩成温泉、それから28年に海洋センター、29年度、特別養護老人ホーム、30年には学習センターに設置するとなっておりますけれども、答弁では「晩成温泉の導入以降は対象施設の改修・改築にあわせて導入を図る」とお答えいただきました。

それでは、木質ボイラーの対象施設に上がっている特別養護老人ホームと学習センターは、今後近々、改修・改築の予定があるのかどうか。それから、さきの晩成温泉にボイラーを設置したとき、ボイラーの計画、色々議員等々見てきたり、町側の説明では海洋センターのプール、あの辺が耐用年数もかなり過ぎていて、近々のボイラーを取り替える必要があるというような説明がありましたけれども、この点、現在使われているボイラーは当面替える必要はないのかどうか。この点まずお伺いしたいと思えます。

**○議 長**

布目副町長。

**○布目副町長**

今、特別養護老人ホームとそれから学習センターの木質ボイラー化の目途と申しますか、予定はということのご質問でございますけれども、両施設とも約20年もう経過しております。設備もかなり古くなっているかなということ認識はしておりますけれども。この導入計画のときには、それぞれのそういう暖房設備が更新する時期にあわせて導入をしていこうということで、ここの施設以外も含めてですけれども、そういう予定で検討している経過でございます。

**○議 長**

井上社会教育課長。

**○井上社会教育課長**

プールのボイラーにつきましては、議員おっしゃるとおり、プールのかなり老朽化はしております。設置当時のボイラーをそのまま使っているところでございます。プールに改修にあわせてボイラーもということで、今検討はしているところでございます。

**○議 長**

福岡孝道君。

**○福岡孝道議員**

これからその建物の改修にあわせるということでありまして、それまで今のボイラーはもつ予定ですか。もつ見込みでありますか。



○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

毎年、ボイラーについては点検等を行っており、必要な部分の修理等はその都度行っております。

ただ、先ほど申したとおり、設置当時からのものを使っております。かなり部品の供給もできなくなってくるということも業者からは言われておりますが、まだ使えるところまで使っていきたいということで考えております。

○議 長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

ボイラーのことは、了解いたしました。

それで昨年、私、財政についても質問いたしました。このご答弁で、建物の新改築は財政が破綻しないようにローリングしながら進めていくとお答えありましたが、ローリングについては理解できるのですけれども、今の状態では先ほどの年度計画から大幅に狂っているというか。それで、ローリングではなくて全てが、先へと延ばされているように思うのですけれども、第5期総合計画が計画どおりに進んでいないように見えるのですけれども、その理由はどんなようなことなのでしょう。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、施設の整備・建築の関係で総合計画との差異があるのではないかというご指摘をいただいております。

今回の学童保育の建設に至った経過については、先ほど答弁で申し上げさせていただきました。また、総合計画については大樹町の一番上位の計画であります。今、第5期10年間の計画をもって、施設整備または各種事務事業を行うという内容で計画のほうを策定をされているところです。

ただ、いかんせん、諸事情色々な事情も含めて、その計画の中身については建物の建設も含めてローリングをしていくというのは、ご理解をいただけるかなというふうに思っております。今現在、役場内で検討した結果、最優先であった学童保育の施設を建設をすることで計画を進めていたところでもあります。

今後、それぞれの総合計画の中で計画している施設等々がありますので、そういう部分についても逐一色々な課題をクリアしていかなければならない部分がありますが、優先順位とまたはその施設を建築するに当たっての諸課題がクリアできたものから、順にやっていきたいというふうに思っているところでもあります。

10年間で全ての計画ができるかどうかというのは、財政的な部分、またはその時々に応

じた喫緊の事業等が出てきた場合については、計画したものがずれ込むということも当然あるかと思いますが、総合計画の中で計画したものについては、極力その計画の期間内に終わらせていきたいというのは町の思いでもありますので、そういう部分で計画に盛り込んだ内容については、実施に向けて鋭意取り組んでいるということについてはご理解をいただきたいと思います。

○議 長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

その総合計画の進め方なのですけれども、その策定に当たりましては、町内の40名にも上る学識経験者で構成された委員会策定され、また答申された計画でありますので、極力それに沿った形をとっていただきたいなと思っております。

続いて、学童保育の建設費が5倍以上になった経緯は、武道館を改修して使う予定が使えなくなり、新たな施設として建設することになったためとお答えいただきましたけれども、当初改修費で1億2,000万円を計上したのですけれども、この1億2,000万円の根拠はどのような根拠なのか。例えば、中だけの改修で1億2,000万円かかる予定だったのですか。それとも増設する予定か、または横に何かつくるか。どのような根拠から、1億2,000万円の数字が出ていたのかお聞きしたいと思います。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

詳細な部分は、今、手元にはございませんが、武道館を改修するという事で、今まで1階で使っている部分の部屋等をまず改修するという事、新たな玄関、トイレを、子ども用のです、玄関を設置すること。あとは子ども達の更衣室、そういった部分での部屋の改修、あとは1階部分なのですけれども、そういった木質の関係の部分もある程度想定した形で部屋を直すということで、想定しての1億4,200万円ということでした。

以上でございます。

○議 長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

それでは改修という形で1億4,200万円ですか、これがかかるということで、このたび新規に建てることによって大幅に増額したということで理解はいたしますけれども、町民が切に要望している事業を優先的に進めた結果、学童保育の改築を決めた、このことも理解はできます。

ただ、そのほかにも町民の望む公園や南北の認定保育園の改築ができなかったという、この先に認定保育園のほうが、優先順位が高かったということなのですか。この辺は、どういうふうにお考えなのですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私どもの総合計画に基づいて、なおかつ町民の要望の強い施設については、整備または色々な各種事業を行っているというつもりであります。南北の保育所の認定こども園になるという部分についてのご支援については、大樹町しっかりと務めさせていただき、今現在の認定こども園化になっているというふうに思っております。

また、南北の保育所の施設の整備の関係も、私どもは法人と協議をしているつもりであります。ただ、あくまでも法人の施設でありますので、法人が理事会等でその整備の内容等について検討し、決定した内容については大樹町もしっかりご支援をしていきたいと考えておりますが、法人のほうから具体的なその南北の保育所、認定こども園の施設のあり方についての方向性が示されていない段階では、今現在、そういう部分ではその施設の整備の部分についての作業は進捗していないということでもありますので、今後、法人のほうで、ご意向で町内の保育所の施設整備、認定こども園の施設整備のご要望があれば、町としては積極的にかかわっていききたいと思っております。

○議 長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

もう1点なのですけれども、学童保育が非常に高額な建設費になった、この経緯というか、これは高額になるまで町長は幾らぐらいの建設費になるかということ把握していなかったのか。それとも、高額になるのは見えていても、なぜ決意したというか、仮に学童保育が必要だとしても、ほかの例を見ますと、大樹町の半分とかそれ以下で建っているところもたくさんあるわけですね。そこまで使わないで、ほかの施設、今、プールとかそういった公園とか町民が切に要望しているところを、その予算の半分でも振り分けて、そちらも同時に進めるというそのような考えはお持ちではなかったのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

学童保育施設の建設に当たっては、当初は武道館を改修して行うというもくろみでありましたが、大樹小学校の空き教室が期待できないとか、基本的には武道館は体育施設でありますので、体育関係団体の要望があったりとかということも含めて、それを改修しないで学童保育施設については建設を進めたいということ、または、その建設に当たっては、例えば木材を活用していきたいとか、どういうところに設計をお願いしたいとかということについては、逐一議会や町民の皆様と私どもは説明をしております。その段階、段階においてご理解をいただいた上で、基本設計、実施設計、そして建築に至ったということでもあります。

そのご了解をいただいた中には、私は金額の部分についてもご了解をいただいて進めてき

たというふうには考えております。ただ、残念ながら私が思っていたよりも高額になってきたということではありますが、今回、平成30年度のご予算においてその部分についての予算も認めていただいたところでもあります。

そういう課程は踏んできたということでもありますので、その学童施設が建設するに至ったという経緯については、ご理解をいただけているというふうには判断しております。

**○議 長**

福岡孝道君。

**○福岡孝道議員**

色々経緯があり、議会もその都度認めてきた経緯もあるのですけれども、現在、学童保育所の開設は多くの町民が望んでいるところでもありますけれども、一方で高額な建設費に町民の多くが疑念を抱いているのは現状ではないかと思えます。将来の財政を不安視する声や学童保育所利用者数の減少が予測される中で、なぜそこまで高額な児童館が必要なのか、町民の望む施設など先延ばしにならないか、不安な声が多く聞かされております。

さきの入札では、建設費が折り合わず中止になりましたけれども、また6月末には再度設計事務所から新たな設計図も出されるとお聞きしておりますけれども、内容によっては本年度、学童保育所の開設には至らない可能性も多分にあるのかなと思っております。

議会も含め、一度はこれ、承認した件でもありますけれども、本当にこの責任はかなり大きなものがあるのかと思っております。その後の町民の声を聞くに当たり、一旦白紙に戻すことも必要でないのかなというふうに、私も最近では考えております。

まだ設計変更の内容が詳細にわからない時点で、町長もご答弁は難しいのかなと思うのですが、ここで一度立ちどまって、もう一度お互いの責任のもとで検討すべき事項でないのかなということも、ちょっと私は思いますので、その点を私の考えを述べさせていただいて、質問は終わらせていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

**○議 長**

次に、9番志民和義君。

**○志民和義議員**

さきに3点通告しましたが、その1点目、生活保護費削減の影響について町長に質問をいたします。

国は、生活保護費のうち生活扶助費を2018年10月から最大5%削減する方向で検討しているとお聞きをしております。保護基準の見直しで、影響し得るほかの制度はどのような項目があるかお伺いをいたします。

そして、また保護費の削減は生活保護世帯以外にも及ぶので、削減を行わないよう国に求めてどうかをお伺いいたします。

**○議 長**

酒森町長。

## ○酒森町長

それでは、志民議員ご質問の生活保護費削減の影響について、お答えをいたします。

今回、生活保護基準の見直しで予定されているのは、主に食事など日常生活に必要な生活扶助と児童養育加算、母子加算と聞いております。

生活保護費の支給額は、居住地によって基準が変わるほか、年齢や世帯構成、扶養児童の有無によって各世帯の金額が異なります。今回の見直しでは、新たに高校生までが児童養育加算の対象となる一方で、母子加算や基本となる生活扶助が段階的に減額される予定です。

生活保護費の算定は、北海道十勝総合振興局において行っており、影響額についてはその世帯の状況から単純には積算できませんが、居住地等の点から都市部より影響は少ないと聞いております。生活保護制度では、生活保護を受けていない一般の低所得者との公平性を確保するため、日常生活に充てる生活扶助の基準額を5年ごとに検証しており、今回の見直しはこの検証を受けて行われるものであり、当面はその推移を見守ってまいりたいと考えております。

## ○議 長

志民和義君。

## ○志民和義議員

私の求めていた、まず、生活保護基準の見直しによって、ほかに影響してくる制度はどんなものがあるかお聞きしたところなのですが、医療費の問題とか住民税の課税限度の引き下げとか、そういう問題があるのです。そのほかに、どんなものがあるかお伺いいたします。

それと、今、町長の答弁いただいたのですが、この見直しになっている高校生についての新たに加わると、児童養育加算の対象ですね、これは大変新たになってくるということで、これはいいことなのですが、母子加算とかそれから児童扶養加算という、これは本当に子育ての真っ最中ですよ。こういうときに、非常に影響を受けるというふうに私は考えているのです。確かに、比べれば都市部よりはいいということも、そういうレベルの問題では私はないというふうに考えているのです。確かに、田舎だから影響は少ないとは私もわかりますけれども、5年ごとに検証を行っているという、この検証自体が、やはり私は今回引き下げの予定という、その検証を見直してほしいというこういう私の要望なのですけれども。

その点について、お伺いをいたします。

## ○議 長

村田保健福祉課長

## ○村田保健福祉課長

生活保護の基準の見直し、これに伴い、他制度に生じるということの影響なのですけれども、大樹町では準要保護等の基準が生活保護の基準を使っているということなのですけれども、ただ大樹町におきましては、準要保護につきましては、影響がないようにということで、従来、確か平成26年か7年の基準を固定したままにしてありまして、そこで動かさないというふうにしておりますので、今回の改正に伴って直ちにその制度に影響が出るというような

ことは聞いてはおりません。ほかの住民税等につきましても、その基準が変わったからといって生活保護の方が対象ではなくなるということだと思っておりますので、直接的な影響で生じるというふうなところでは、今の時点では聞いてはおらないところでございます。

以上でございます。

**○議 長**

志民和義君。

**○志民和義議員**

生活保護が下がったからといって住民税がどうなるというのではなくて、住民税の算定、課税基準が生活保護などを参考にして勘案して決めるという、こういうふうになっているわけです。そうすると、影響がないということにならない。影響はそのときは出ないかもしれないけれども、1年後に出るかもしれないし、そういう問題が、私はあるからこれは大きな問題だというふうに考えているのです。

そもそも、生活保護基準という生活保護制度、これは憲法で認められた25条で、全ての国民は健康で文化的な最低限度のということと定めているわけです。それが基準になって、ほかの制度もあるわけですから。確かに、低所得者との公平性と、この公平性とかそういうことをバランスとかと言ってしまうと、いわゆる負の連鎖ということが今まで問題になってきたわけですから、ここのところを上げないとほかも上がってこない。こういう重大な問題になってくるわけです。

それで全体に、そのことばかりでなくて、大樹は就学援助の関係はその平成25年に下げられたそれ以前の基準ということですから、25年に下げられたときの10%下げられた影響は受けてないわけですね、今。だから、大変大いに配慮していただいていると。今回も前回の議会のときに、教育長からも10月の削減についてはそういうことは考えていないというふうな答弁をいただいたので、それは大変ほっとしているのですけれども。そこの見直し、検証、これはそこのところ私は見直しを見直してくれということです。そうしないと、本当に負の連鎖が起こるというふうに考えています。

いかがですか。

**○議 長**

酒森町長。

**○酒森町長**

私、先ほどの答弁の中でも申し上げさせていただきましたが、今回の見直しについては、生活保護を受けていない一般の低所得者の方々の公平性を確保するためということであり、そういう意味では物価も上がったり下がったりしますので、その時期時期に応じた中身を検証して見直すという作業は必要だというふうに思っておりますし、その中で新たに高校生までの児童養育加算を対象とするという追加項目が出てきているということも考えれば、必ずしもその5年ごとの検証が削減ありきではないというふうに思いますので、国が進める生活保護費の5年ごとの検証という作業は、私は大切だというふうに思っております。

すし、その中で、どういう形になって見直されていくかというところについては、今後もその推移を見守ってまいりたいと思っております。

**○議 長**

志民和義君。

**○志民和義議員**

全くそのとおりなので、もちろん見直しは大事なので、削減ばかりではなくて上のほうに見直しということで、これは一部入っていますけれども。しかし、本体のところがそういうことで見直しされていますし、子育て世代の厳しさというのは、これはもう連日言われていることなので、ぜひそのことは国に伝えていっていただきたいというふうに私は考えておりますので、そのことをお願いして質問を終わります。

**○議 長**

次に、6番菅敏範君。

**○菅敏範議員**

さきに通告してありました公園の整備計画について、町長の考え方を伺いたいというふうに思います。

以前から、子ども達や若いお母さん方から、安全で楽しく遊べる遊園地が欲しいという声が数多くあります。町内には数カ所の遊園地・公園がありますが、遊具も少なく喜んで子ども達が遊ばないという状況であるということがあります。昨年の高校生議会でも柏林公園の整備を求める声がありました。近隣の町村の公園では、休日等には家族連れで賑わいをみせているところもあります。

将来的には、町外からも人が集まるような公園の整備を進める考えはないか、伺います。

**○議 長**

酒森町長。

**○酒森町長**

菅議員ご質問の公園の整備計画について、お答えをいたします。

現在、町内には都市公園が8カ所、その他の公園が8カ所整備されおり、そのうち8カ所の公園に遊具等が設置されております。その遊具につきましては、滑り台、ブランコ、シーソー等の一般的な公園に設置してある遊具であり、公園全体から見ると設置数も少ない状況にあります。

最近では、近隣の町村で公園等が整備され遊具等も充実し、他町村の家族連れも利用されているとお聞きしており、本町では小さな子どものいるお母さん方から子ども達が色々な遊具で楽しく遊べる公園の整備を求める一方、近隣の公園と同じ遊具であればそちらを利用しますといったご意見もお聞きをしております。

公園は、子どもから大人までの幅広い世代の利用を考えると、遊具の設置から原っぱのような芝生のみ公園など多種多様なものがありますので、今後も利用者の皆さんの声をお聞きしながら、町の財政状況や他の公共施設の優先順位等も踏まえ、公園整備については検討

してまいりたいと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

私も、町内に小規模の公園が数多くあることは承知をしているところであります。町長の答弁にもありました町内にある16カ所の公園が整備をされ、そのうちの8カ所に遊具が設置されているということではありますが、公園が数多くあって、そして遊具が整備されていればいいということではなく、町内の家族連れまたは子ども達が、どの程度この整備されている16カ所の公園をここ数年間で利用されているか、その整備をしている状況から見て把握をしているとすれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

公園の利用状況だと思いますけれども、公園を利用している人は自由に公園を利用できますので、公園の利用状況につきましては特に調査しておりません。把握していない状況でございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

調査をしていないという回答なのですが、公園を設置して整備をするからには、町民にどの程度利用されているか、正確な数字でなくても大きくくりでも把握をしていなければ、目的が達成されないし、もし利用されなければ整備する必要があるかどうかの問題になるわけがあります。

ですから、全く調査もしないで、整備はするけれども、どの程度利用されているか把握されないで、毎年毎年経過をしているのであれば、本当にこれはどういうことなのかなと疑問になるわけでありまして。多分、個別の箇所ではいいかと、そんなに利用している状況はないというふうに思います。

ですが、全く把握していないで、状況をほとんど認識していないという理解をしておいてよろしいのですか。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

数字とかそういうのは、全く押さえてはおりませんけれども、私自身も例えば柏林公園の子ども達が遊んでいる状況ですとか、そういうのは目に見て確認しております。また、少ない公園も確かにあると思っておりますけれども、現実的には結構家族連れで賑わっている公園もあ



るかと思えます。中にはそういうところも見受けられますので。まず数的には把握はしておりません。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

揚げ足を取るつもりはないのですが、大樹の公園で家族連れで賑わっているという状況があるというのは、ちょっと理解しがたいのであります、残念ながら。

僕は、その数はあるのだけれども、これは無駄遣いと言ったら語弊がありますけれども、本当に必要かどうかということであって、今のニーズに対して全く目的が達成されていないというふうに理解をします。

それで、例えば昨年近隣の町村でオープンしたところもあります。今年も5月か6月に、例えば隣の町の公園で家族連れで賑わっているところ、ちょっと顔を出してきました。大体肌寒い日でも100人ぐらい、おばあちゃんに連れられた孫とか、若い家族連れが遊んでいる姿があります。やはり、3桁の数字の人たちが集まっていると賑わっているなという感じがありますし、やはり遊具も整備されている状況にありますので、実際には大樹の若い家族も、それからおじいちゃんおばあちゃんに連れられている孫も、そういうところにやはり行くと思うのです。ですから、例えばお母さんお父さん休みだから公園に行こうというときに、例えば子どもに大樹の公園に行くぞと言えば、嫌だと絶対言うと思うのです。現実には、そういう状況でないかというふうに思います。

これは、現実から見たら致し方ないのです。なぜかという、子どもが悪いのではなくて遊園地なり公園に行こうと言えば、やはり遊びの遊具が色々種類があって、例えば水場があるとか、それから周辺に例えば芝生があるとか、お弁当を食べてとか買い物ができるとか、そういう色々な周辺環境の状況もありますから。そういう意味で言うと、今、大樹町に設置をされている16カ所の公園というのは、例えば町民に、そして子ども達の求めているニーズに対して全く適していないというふうに僕は残念ながら言わざるを得ないと思います。

その辺の理解について、町長に見解を伺って、今後のあり方について再度お聞きをしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私も菅議員と同じ町内会におりまして、同じ町内会に児童公園、団地の中に公園があります。土日も含めて、遊んでいる子どもが1日通してゼロということはありませんが、賑わっているという状況にはないというのは、私は理解をしているところであります。

町内に、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、都合16カ所の公園がありますが、いわゆる昔のタイプの公園でありますので、今の子ども達がそこで賑わうほど遊んでいるかという状況にはないというのは、私も理解をしているところでもあります。

近年、近隣の町においてそれぞれ特色ある児童・子ども向けの公園が整備をされております。そういったところに大樹町からも多くの子ども達が、お母さんや祖父母と一緒に遊びに行っているというのも承知をしておりますし、そういう状況にあるというふうに聞いております。

大樹町の公園の整備の方向としては、高校生議会でもご指摘がありましたとおり、柏林公園を活用してはというご意見をいただいているところでもありますし、子ども・子育て支援会議等々の会議の中でも、近隣と同じものを大樹町はつくる必要はないのではないかというご意見をいただいております。大樹町、もし公園をつくるとしたら、フィールドアスレチックのような体をあいう形で動かせるような、そして高学年も、小学生も高学年ですが、そういう子ども達も遊べるような公園が欲しいというようなご意見もいただいているところでもありますし、また冬場、子ども達の居場所がないというようなことも含めて、子ども達が冬場安心して遊べるようなそういう空間が欲しいというご意見もいただいているところでもあります。

公園の整備の関係につきましては、近隣の状況も含めて大樹町はちょっと遅れているというのは、私も感じているところでもあります。議員からご指摘の部分については、最もだということが多々ありますので、今後、まちづくりにおいて公園をどういうふうに整備していくかについては、保護者または子ども達、生徒からも意見を聞きながら進めていければというふうに思っております。

#### ○議 長

菅敏範君。

#### ○菅敏範議員

今の答え、この次に聞こうと思っていたことが入ってきたのですが、私もこれから大樹で公園を整備するとなれば、やはり中途半端なものでは、これは宝の持ち腐れになっていけないのではないかというふうに思います。だから、やはりどうあるべきかは難しいのかなと認識はしています。というのは、それと町長の回答にもありましたように現在の財政状況、そして公共施設の優先順位を踏まえて検討していきたいとなれば、そうするとそちらのほうの優先順位を押されると、ひょっとしたら公園の整備というのは子ども達が楽しく遊べる場所のセッティングはぜひやりたいけれども、どんどん先送りをされて、これはどこまで先送りにされてしまうのかなと危惧する面もあります。

何となくこちらのほうが結構早目に優先順位が来るのではなくて、例えば今話題になっています、話題というか建設予定の学童の問題、それは完成すると庁舎の問題も議論になっていますし、図書館・プール等々が議論としてあります。そうすると、公園の問題は置き去りにされるのではないかということもありますが、その辺をどうあるべきか、本当に真剣に検討しなければいけないのではないかというふうに思っています。

大樹は、色々な環境的にはものがあるのです。キャンプ場もありますし、パークゴルフ場も人が集まるし。ただ、複合的に集中されていなくて、単発的にばらけているのです。そう

すると、どうしても他町村からとかそういう遊びに来る、観光に来る人たちがゆっくりくつろぐような状況になっていないという問題点を抱えていると思うので、町長の考えとして、いつの時期とは別にして、今後、公園整備をすることになれば、例えば現状にある柏林公園とかを一つのスペースとして整備をするとかえを持っているのか、複合的に新たな公園施設を検討していくという方向なのか、その辺をちょっとお伺いたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

前談、優先順位等も踏まえ公園整備については、優先順から行くと遅れてしまうのではないかというご指摘をいただいたところですが、まずはどういう公園が必要かというところをニーズも含めて、全体を確認するということが必要かなというふうに思いますし、何も単年度で全てを賄うということもないかなというふうに思っております。

全体を見つめた中で、どういう公園が必要かというのがみんなの総意で固まれば、それがある程度、例えば2年とか3年分けて整備をしていくという方法もあろうかと思っておりますので、町民の皆様のニーズも含めて検討した上で、どういう形で早期に実施できるかということとは、皆さんと一緒に知恵を出していければなというふうに思っているところです。

公園の候補地としては、先ほどの答弁の中で申し上げたとおり柏林公園があるかなというふうに思っておりますし、また前談、同僚の議員からご質問がありましたが、南北の保育所、認定こども園の施設整備の方向が今後示されるかなというふうに思っているところです。大樹町の町有地として南保育園の下段に雑種地的な土地があるのですが、そこを保育所と一体化して公園化できないかということのもくろみも持って土地を今、用意しているところでもありますので、その部分で保育所との協議もありますが、いわゆる遊園地的なものとして整備ができればなという思いもしておりますので、候補地についても利便性のある使い勝手のいい公園になるような、そういう適地を検討した上で整備については進めていければなと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今の答弁でいうと、どうしてもかなり遅れるのかなというなるわけです。というのは、町長言われたように完成は1年間でなくても2年、3年かかっても僕はいいと思うのですが、町として公園の整備をどういう構想で検討していくのかと、10カ年の基本計画があるわけですから。それを、こういう構想を持っていますということを町民に提示をして、その理解を得られたら着工して完成させるというようなペースで行くと若干早いのですが、これから町民にどんなものか聞いて、それをまとめて構想をつくっていくとなれば、その間のスパンがかなり時間かかるわけです。その把握の仕方、どんなものか聞いて、町民の子ども達もどういうニーズを持っているのかということの意見を聞いてまとめて、構想を検

討して構想を練って、それを実現させるとなると、かなりこれは遅いなと思わざるを得ないので。

そのこのところ、僕は順序として、先ほど回答にあったように、公共施設の優先順位等を指定するわけではありません。ただ、その中で町民が理解していただけるように、こういうことがあるのでこういうものをつくりたいが、もうちょっと待っていただけませんかというのだったらわかるのですが、これから話を聞いてやるとなれば、本当にやる気あるのかというふうになっていくから、その辺は町長、もっとその話を本当に早く進めていただきたいと思うのですが、その辺は早急に取り組むということによろしいですか。

#### ○議 長

酒森町長。

#### ○酒森町長

先ほども説明の中で、答弁の中で申し上げさせていただきましたが、子ども・子育て支援会議等の中でも、どういう公園が望ましいか等のご意見をいただいているところでもあります。ただ、保護者の皆様の世代によって求められる公園のニーズ、形というのは、おのずと変わってくるということでもありますので、どういう形の公園を整備していくか、遊具をそろえていくかということも含めて、やはりニーズの調査というのは重要なことというふうに思います。

そういう意味では、今後そういう組織がありますので、そういう場でこちらから話題として投げかけさせていただいた中で、早期にニーズの調査を行ってどういう公園をつくっていくかというところの構想が見えてくるような、スピード感を持った取り扱いをしていきたいというふうに思います。

#### ○議 長

菅敏範君。

#### ○菅敏範議員

スピード感を持ってやっていただきたいというのは、私が声を大きくして言いたいのであります。10年間の計画の中に公園の整備も基本構想にあるわけですから、もう既にどういうものがあるのか色々な意見を聞く場があつて、もう既に構想がまとまっていて、これをどう実現させていくのかという検討に入っているような状況でなければいけないと思うので、それがない状況で今、小さな公園の整備をしながら対応している状況でありますから、ぜひそこは本当に町民が安心して家族連れで遊べる、そしてほかの町からも足を運んでもらえるような公園整備を進めていただきたいという要望がたくさんある中で、実現性を持っていただきたいということでありますから、ぜひ、ここで堂々めぐりしても仕方ありませんので、町長が言われたようにスピード感を持って町民の声を把握して、早い時期に公園整備が実現するように、検討、検討で長引くのではなくて、実現に向けた検討に取り組んでいただきたいことを強く最後をお願いをして質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議 長

次に、8番安田清之君。

○安田清之議員

さきに質問を出しております学童保育・児童館について、町長のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

2問ほどございますので、学童保育・児童館建設について、5月に我々に説明をいただき、入札をその後されております。協議会で色々な状況については、説明を今までもいただきました。しっかり耳の中には、心の中にも入れてあります。

しかしながら、1点目でありますが、学童保育所建設、児童館の工事が入札に至らなかったと、この理由がまだはっきりわかりません、我々も。そこをまず一つ心を開いて、お聞かせをいただきたい。聞く耳を持っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、学童保育・児童館建設工事、今後のスケジュールがどのようになっていくのかをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、安田議員ご質問の学童保育所・児童館についてお答えをいたします。

最初に、入札の取りやめまでの経過をご説明させていただきます。

5月16日に学童保育所・児童館建設の関連工事として、建築主体・機械設備・電気設備の3本の入札を予定しておりましたが、入札の前日までに入札辞退の届け出があり、前日の15日に入札の執行を取りやめる通知を発したところであります。

建築主体工事については、2社を指名いたしました。その2社から辞退の届け出がありました。1社からは「都合により入札をできなくなった」ため。もう1社からは「当企業体の都合により辞退します」という理由を付した辞退届け出がありました。

機械設備工事については、4社を指名いたしました。5月14日と15日に3社から辞退の届け出がありました。1社からは「積算の結果、公示比較価格よりも工事原価が上回った」こと及び「質疑回答が十分な積算のできる回答になっていないが、さらなる原価の増額が想定される」こと。もう1社からは、「積算の結果、公示比較価格では施工できない」こと。さらにもう1社は「積算の結果、公示予定価格の範囲内で入札できない」ためということでありました。

電気設備工事については、2社を指名いたしました。辞退の届け出はありませんでした。

建築主体工事では、2社がともに辞退をしたため入札が成立せず、建築主体工事本体の入札が執行できない以上、他の入札の執行は適当ではないと判断をして入札の執行の取りやめを行いました。

ご質問1点目の、学童保育所・児童館建設工事が入札に至らなかった理由及び質問2点目の今後の対応についてであります。現在、委託先の設計事務所において、町が指名業者か

ら聞き取りを行った内容を検討しているところであります。設計事務所からは、6月末を目途に検討内容について報告したいとの申し出があり、その検討した結果を受け、内容を精査してから、今後については議会、住民の皆様ともご相談をさせていただきたいと考えております。

○議 長  
休憩します。

休憩 午後 1時55分  
再開 午後 2時10分

○議 長  
会議を再開いたします。  
一般質問を続けます。  
安田清之君。

○安田清之議員

今、町長から答弁をいただきました。中身について、若干お聞かせいただきたいというふうに思います。

企業体が機械設備等々、それから町側も業者から聞き取りをされたという話でございます。しかしながら、ここで一つは機械設備の4社指名いたしましたというこの文言の中に、町長が言われたように「試算のできる回答になっていないが」と、これどういう意味なのか僕ちょっとわからないのです、現実的に。「質疑回答が十分な積算のできる回答でない」というようなお言葉があったように思うのでありますが、この文面がなかなかわかりません。

それから、設計をする上で隈研吾事務所というのですか、世界的な有名な方が設計をされました。すばらしいものを描いていただいて、我々もいいなと思って認めもいたしました。しかしながら、現実的にご回答いただいたら、積算、今の提示された金額よりも高くなるのですというご回答でございます。そうであれば、なぜこんなことになったのかなど。普通からいくと町サイドは、どれだけこの中身について協議をしてきたのか。それが悪い、いいではないのです。子ども達も本当に喜んでいるのだらうと思います。立派なものができるのですという話も聞いていますから。これができなかった理由がわからない、現実的に。

あとは「内容については報告申し上げましたが」なんていうことがありましたが、町サイドとしては、どのようなお考えをお持ちなのか、今後。今、入札ができなかったことは、町としてどう思っているのか。町が入札を執行者でありますから、何か世界的な有名な事務所が積算検討しないと我々にお教をいただけないのかどうか、お聞かせをください。

○議 長  
酒森町長。

## ○酒森町長

ただいまご質疑、2点いただきました。

機械設備工事の辞退届けの中に記載をされております「質疑回答が十分な積算ができる回答になっていない」というコメントについては、企業体のほうから出されたことでありまして、その内容が私はちょっと答えられる内容を持っていないのですが、後ほど、答えられれば担当のほうから説明させていただきたいと思います。

もう1点、設計に基づいた設計金額と業者さんが施工するに当たって、これを積算した結果、自分たちではこの工事は価格内ではできないと言ったところについては、私も建築に関しては素人ではありますが、どうしてこういうことが起きるのかなというのは、正直疑問に思っております。そういう意味も含めて、今回企業体として入札に参加をいただいた企業体のほうのご理解とご協力をいただき、私どものほうで内容等の聞き取りをさせていただいたところでもあります。その内容を設計事務所のほうに情報としてお渡しをして、今現在、内容の精査・検討が行われているということでもあります。

説明の中でも申し上げましたが、その検討内容についての報告については6月末になるということですので、今現在、私どものほうで情報を持ち得てないということについては、ご理解をいただきたいというふうに思います。

では、1問目については、担当のほうから説明を行います。

## ○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時15分

## ○議 長

再開いたします。

布目副町長。

## ○布目副町長

「質疑回答が十分な積算のできる回答になっていない」という、ここの内容がちょっと不明瞭だという、こういう質疑だと思うのですけれども。これは入札通知を出して、入札を執行するまで工事縦覧書類に対して閲覧、公告しているわけですから、それに対して設計図ですとか仕様書等について質疑があれば出してくださいというに対する業者さんのほうからの質問ということなのですから。

それに対して、何点か質問があつて町のほうから回答をその質問者に出しているわけなのですが、その回答は回答で出してはいるのですけれども、質問者が意図とした質問に対して納得といいますか十分わかり得るような回答がそこではなっていなかったのかなというふうに推測できるような文面でございます。

質問を出されたら、うちも答えられるものはそのままストレートに出せるものもありますけれども、また委託の設計業者、隈設計事務所でありますけれども、担当の方に質問を出して、そこからまた答えを報告してもらって、それに対して回答をするという一つの流れになっているのですけれども、そのことが、質問者にとっても十分な理解できるといいますか、回答は回答としているわけなのですけれども、得られなかったのかなということで、それによってさらなる工事価格が増嵩されるということが想定されるというのが、この辞退の2点目の理由でございました。

以上です。

## ○議 長

安田清之君。

## ○安田清之議員

ボタンのかけ違いなのか、聞き間違いなのかということだろうと思うのです。聞いているほうと聞かれているほうが、マッチングができてなかったということなのだろうというふうに思います。

しかしながら、やはりこれだけの大工事をやる上で、ミスマッチングが起きては駄目なのです。7億も8億もかけて子ども達のためにということで、マッチングができない。それから回答するほうも、きちんと問題集を読んでいなかったと。これは隈研吾事務所の不手際でもある。なっていない部分、上目線で大樹の業者を見ていたのではないかと、立派な方だから。このぐらいのことはできるでしょうと、思ってやったのかもしれない。

それがどうかは別にして、今後、町長、このまま走らざるべきなのか走らざるべきなのかという問題がやはり目の前に来ているのだろうと。ここに僕も聞いているのですが、今後これをやっていくと6月に回答が来て、内部で協議をして7月ぐらいまでかかるのか。そうすると、8月になってしまうと。我々にもご説明をいただけるのだろうというふうには思うのですが、そうすると今後9月になるのかと。9月に了解をとって、もう一回議案なのか、そのまま了解をとれたら行くのかという問題になるのだろうというふうに思うのです。

僕は、これは入札が現実的にできなかった理由は、やはり何らかの問題があったからできなかったと、これは認めます。そこは言いません。何でできなかったのだとは、言いません。なぜなら、これ水かけ論になるのです、お互いに。我々も認めたのですし、いいものだと思ってやったわけですし、それから、工事をやる方が結局はこの予算ではできないということになってくると。そうすると、町の考えることは現実的に7億数千万という予算は、もう手の中に持っているわけです、認めているわけですから、我々は。建てることも認めている。だから、今後どういうふうにしていこうという考えをお持ちなのか。このまま、隈研吾事務所で図面を引き直すのか、書き直すというのですか、何というのですかね。もう一回、引き直すのでしょうか。重量計算から全部変わるのでしょう、現実的には。

そうすると、これは仕切り直しと同じなのです。だから、もう一回どういう形が1番ベターなのか。我々も認めていますし、責任もあります。今後、これをどうやって町民がよく頑張っ



たね、町長と、議会もよく頑張ったねと言われるような形に持っていくのかというのが、我々の務めだろうと。お互いに足の引っ張り合いをしている時期ではないというふうに思っていますから、若干きついお言葉も出ますので、お許しをいただきながら、今後本当にどうしたらいいのだと、町サイドの思いが僕らにまだ見えていない、みんな。不落になりました、入札ができませんでしたということは、お聞かせも協議会でいただきましたし、この色々な諸事情についてもご説明をいただきました。

しかしながら、今後、それは認めたことだけれども、図面が変わるということは新たになるのか、どうなのかというこれは見解が分かれるのかもしれない。しかしながら、色々な意見が出ているのであれば、どういう形を今後、町サイドとしては今のまま行きたいのか。もう一回同僚議員が言っていたように、一回立ちどまってというようなご意見もあった。それから、隈研吾事務所で作っていただいて、小さくするということになるのだろうと。そうすると、坪単価がどうなるのかという問題も出てくるのでしょう、要は。それから、工事費の中に、我々は認めましたから余り言いませんけれども、備品関係も全部入っているのです、これ。これを、今後外してオープンにしたような形で指名をしないで、こういう類似のものでやれるのだ、そうすると下がるのだというような形ができるのかどうか。そこら辺の中身をもう少しゆっくりみんなで心を開いて、子ども達のためですから、開いて論議をいたしませんか、町長どうですか。今聞いたことを、ゆっくりとお願いをいたします。

#### ○議 長

酒森町長。

#### ○酒森町長

今回、5月に予定しておりました入札が執行できなかったということについて、私は非常に残念だというふうに思っておりますし、その至った原因または設計事務所からの報告を待って、内容等を確認したいというふうに思っております。その回答が6月末ということですので、今しばらくお待ちをいただければなというふうに思っております。

今回、平成30年度の予算において、学童施設の建設にかかる工事関係または備品も含めても予算を認めていただきました。そのお認めいただいた金額については1,405平米の学童保育を建てるための予算だというふうに思っております、お金ありき、事業費ありきというふうには、私も考えておりません。

今後、内容等を見直していくというようなことになれば、その建設ありきではなくて、タイミングも含めて、本当にこの時期に工事を発注することがいいかどうかということも含めて、そこは慎重に丁寧に考えていきたいなというふうに思っているところです。

当初の目論みでありました5月の入札が無事に執行され、その後の臨時会等で契約がお認めいただければ、工事が発注できて、年度内の完成ができたという工期も含めてのスケジュールでありました。今現在に至っては、今年度末までの建物の竣工というのはもうかなわないというふうに思っており、この遅れたことに対して学童保育で新年度からそこで保育をしてあげられた子ども達には申しわけないという思いでいっぱいではありますが、今後6月

末の回答をもって、その内容等を十分精査した中で、また改めて内容等については議会、そして住民の皆様にも報告をしていきたいというふうに思っております。

備品についても、予算のときに議員各位からご意見をいただいておりますので、その思いのことについては、私、今も全く変わっていない思いで受けとめておりますので、備品等の手配についても、施設が決まらないと備品だけ買うということはありませんけれども、施設の建築にあわせて備品の購入等についても、再度見直すものについては見直し、余分な経費がかからないような、そういう対応はしていきたいと考えております。

#### ○議 長

安田清之君。

#### ○安田清之議員

現実的には、町長の今、本当に精査ができないだろうと察するところであります。お腹の中では持っているものがあるのだろうと、あってもしゃべられないこともあるわけですから、これは僕が飲み込んでおきます。いつもの調子でいけば、もう少し噛みつくところでありますけれども、我々も認めた以上、不落になった理由は我々にも若干はあるのだろうというふうに思っていますから、これ以上は余りいきませんが、現実的にもう工期、万が一、年内に発注してもまた冬工事でしょう。そうすると、単価がまた上がりますよね。だから、現実的に今後どうやってやるのか。そうすると、スケジュール的に行くと、もう年内は無理だろうと僕は思っています。議会を了承させるということは、町長も大変だろうというふうに思いますから、もう一回論議をしっかりと議会と町民とさせていただいて、3月、4月選挙になりますので、補正予算になるのだろうけれども、予算は持っていますから、繰越明許費にでも置けるわけですし、色々な面でやはりきちんとした対応をしていただくというのが、僕は1番のベターだと思います、町長。多分、冬になると養生するのに少なくとも1割なり2割なり上がるのです、要は。そうすると、今の単価ではできない。そうすると、平米数を減らすかといったら、今度は馬小屋がうさぎ小屋になってしまう。これでは、駄目なので。少しでもいいものができて、それから僕は隈先生という立派な方だろうというふうに思いますけれども、そこだけにこだわる必要もないだろうと。3,600万ぐらいですか、設計費含めて出していますけれども。改めて公募してみると、もう駄目だったのだから白だというような気持ちも持っていたらいいのと、そういう気持ちもありきではないかと。町長、そういう気持ちも持ちながら、隈先生、立派なものを、僕も賛成をいたしました。なぜなら、そういう立派な方がつくっていただくのだから、素晴らしいものだろうというふうに思っていますし、多分そうだろうというふうには認識していますが、できた後、町民から不平が出るような建物ではあってはいけないというふうに思っていますから。十分そこら辺は、親心だと思って聞いていただきたいと思います。町長よりは、十四、五個上なので、時代は甘いもしょっぱいも知って、相当こらえてしゃべっていますので、いつもの調子ではないだろうと。普通であればもう少しがんがん行くのですが、これはやはり町長のためでもありではないのですよ。子どものためなのですから、我々は認めたの。

だから、子どものことを思って、町長も心広くして立ちどまるものは立ちどまる、もう一回検討して議会の上承をとって進みたいのだというような意向を、ちょっと言っていただくと。先ほどちらっとは言っているような気はしたのです。町長は、年内には難しいかなというお言葉をちらっと入れていたような気がするのですが、今日は一般質問をさせていただいて、私はこれ約5年振りぐらいだと思うのです。思いもありますので、現実的にはもう年内はちょっと難しいかな、できても3月に発注ができればなというぐらいの気持ちで行くのか。ゆっくりもう一度、職員の方も大変だと思うのですよね、また出てきてから色々精査するわけでしょう、要は。どういうものが出てくるか知りません。だけれども、1回出されたものとだいぶ変わるのだろうという認識はしています。それであれば、もう一回議会とも十分議論をしていただいて、立ちどまって町民の皆さんにご理解をいただいて、町長も選挙、我々も選挙ですから。執行は3月、4月までは予算も暫定予算までは責任がありますが、確定ではありませんので、町長も落ちるかもわからないし、我々も落ちるかもわかりません。

ということですから、十分時間をかけて立ちどまって、庁舎もある、色々なものをもう一回みんなで議論をしながら、考えていただきたいというふうに思うのですが、町長一言だけそういう思いを、私の思いですから嫌だったら嫌でいい。やるというならやるでもいい。だけれども、立ちどまる勇気も町長の器の広さかなと。直球ばかりでは、町長、生きていけないから、たまには落ちる球だとか横へ流れる球とかというのも必要なもので、心広くしてご答弁をお願いしたい。

#### ○議 長

酒森町長。

#### ○酒森町長

何度も繰り返しますけれども、今現在、設計事務所からの報告待ちということですので、その報告を待って、あらゆる方策について検討させていただきたいというふうに思っております。その中には、議員ご指摘の方向もあるかなというふうに思っておりますが、まだ報告の内容が私どもは把握していないということですので、明確な方向性については答弁を差し控えたいなというふうに思います。ただ、あらゆる方向で検討させていただきたいということは、お伝えをしたいというふうに思います。

今回の学童施設、子ども達にとって必要な施設であるということ、そして今現在、3学年までしか学童保育を実施できないという事態、状況にありまして、それを高学年になるとどのくらい人数が増えるかわかりませんが、6学年までやってあげたいという思いも込めて検討したということについては、議員各位もご理解をいただいているかなというふうに思っているところであります。

町としても大きな事務事業、建設工事になりますので子ども達はもちろん、町民の多くの皆様が建ててよかったと思えるような、そういう施設を目指していきたいというふうに思っております。その方法として、方向を定めるに当たって、私も、議員もご指摘がありました。が、来年の約束をするわけにはまいりませんので、今年度どういう判断をすることが一番ベ

ストなのかということについては、しっかりと考えていきたいというふうに思っております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

やはり町長、自分ではなかなか言いづらい。心の中には、色々あるのでしょうか。それ以上は、聞きません。現実的には、子どものためですから、いいものを我々も子どものためと、それから6年生ということも協議会等で聞いていますから、十分認識をしているところでもあります。ですから、町長よく頑張ったねと、議会もよく理解してやったねというようなことが、そして、町民の皆さんもよかったねと言われるような協議をしながら、前に進めていくことを願って、一般質問を終わります。

○議 長

次に、5番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは2番目に通告してございます、学校における働き方改革について、教育長に質問させていただきます。

今日、社会における大きな関心の一つに働き方改革のことが課題となっております。これは、単に労働時間だけの問題でなく、教育のことでいえば、地域における学校のあり方にもかかわる重要なことだというふうに認識しております。矛盾するようなことかもしれませんが、児童・生徒の学力等の担保や心豊かな子どもの育成と学校における働き方改革というのは、単に工場での機械を動かすわけにはいきませんので、非常に難しいものがあるとは思いますが、具体的には4点について町内の現行の状況と伺いますか、学力の水準や運動能力の評価について、現状をお知らせいただきたいと思っております。

それから、2番目は色々後ほどお話申し上げますけれども、部活動ですとか、休養日というのでしょうか、そういうふうなことの現行の取り組みと、これからお考えのことがありましたら、そのことを。

それから、同じく長期休業中の閉庁日という言葉がいいのかどうかちょっと自信がないのですが、俗に言うその閉庁日の考え方。

それから4番目、教員の勤務状況と実態についての把握を大樹町の教育委員会として実施されているのか、されていないのかを含めて、実態についてお知らせいただきたいと思っております。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

西田議員の学校における働き方改革関連のご質問にお答えいたします。

1点目の町内の学力水準及び運動能力の評価についてですが、全国学力・学習状況調査及

びC R T検査（標準学力検査）を実施し、その調査結果を各学校及び大樹町教育研究所で分析及び改善方を検討し、今後の学力水準の向上に役立てております。

全国学力・学習状況調査結果では、小・中学校ともに年度のばらつきはありますが、年々、全国・全道との差を縮めており、平成29年度の調査結果では、小学校の算数で全国平均を上回り、基礎・基本の定着に重点を置いた指導の成果があらわれてきていると考えております。

ただし、特に中学校では、国語の調査結果が全国・全道平均を大きく下回っており、教育委員会では国語力をつけることが必要と考えております。対策といたしましては、昨年度から、小・中学校に週2回ずつ図書館司書を派遣し、日本十進分類法に基づく図書の並びかえ、展示場所の工夫、朝読書の実施など図書に親しむ環境づくりに努めているところであります。

次に、運動能力についてですが、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の項目と同様の種目を小・中学校ともに全学年で年2回実施しております。

調査結果から、年度のばらつきはありますが、50メートル走・20メートルシャトルランと走力が低い値となっております。また、全国平均と比べて小学校より中学校のほうが高い値が出ており、部活動への入部率の高いことが要因と考えております。

対策といたしまして、中・高生バスケットボール顧問・部員によるバスケットボール教室、中・高教諭による走り方教室、ヤマダ電機やホクレン女子陸上部による走り方教室、休み時間の体育館及び校庭での運動などの取り組みを行っているところであります。

2点目の部活動休養日の取り組みについてですが、部活動休養日を週1日以上、定期テスト前3日間の部活動を休止しております。また、文部科学省から学校における働き方改革についての通知などが多数出されている中、道教委は本年3月に「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」を策定いたしました。

この中で、平成28年度に行った教職員の時間外勤務等にかかわる実態調査の結果で、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が、教諭については小学校で2割、中学校で4割を超えており、教頭に至っては小・中学校とも7割を超えているなどの課題が明らかになっております。

大樹町教育委員会としましては、学校における働き方改革は必要であると考えておりますので、道教委のアクション・プランを参考に部活動の休養日等の完全実施、学校閉庁日の設定、勤務時間を意識した働き方の推進などを盛り込んだ「学校における働き方改革大樹町アクション・プラン」を6月中に策定すべく準備を進めております。

3点目の学校閉庁日の取り組みについてですが、今年度から始め、今年度は夏期休業中に8月13日から15日の3日間、冬期休業中は年末年始休暇の12月29日から1月3日までの6日間を学校閉庁日として設定いたします。

4点目の教員の勤務状況と実態についてですが、小・中学校の教員は少年団や部活動を指導している教員が多く、指導後に各種報告書の作成、事務処理、児童・生徒の日記・提出物

の添削、授業の準備などの業務処理、また新学習指導要領の移行期にあり、授業改善、自己研修、校内研修の推進・充実に努めており、定時で退勤することが難しい勤務状況となっているのが実態でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

本論の前に若干の確認事項をよろしくお願いいたします。

先ほど、平成29年度の学力テストと言わないのか、すみません、僕古い言葉で申しわけありませんけれども、色々改善されているようなこともわかりました。

そこで確認したいのは、十勝管内なんかでは、例えば全国・道内何とかというような結構統計資料が出ているのですけれども、大樹町教育委員会の中では、この管内での学力の関係ではどのような位置といいますか、状況なのか、まず一つ教えていただきたいと思えます。

あわせて、文部省がやっているような授業以外に、何かその他教科で大樹町の子どもさんの学力状況などというのは、わかるようなものというはあるのでしょうか。例えば、興味があるのは英語だとか理科だとか社会だとかです。他のものの、そのような比較するような資料があるのかなというように教えていただきたいと思えます。

あと、高校についてもずっと興味のあることなのですが、特に英語なんかでいけば3年間で英検なんかどれくらい3級取得しているかなというのも一つの学力の目安になるのではないかなと思って、素人目にはそういうふうなものというのは、高校生には色々受験料的なことも応援しながらしているのですが、中学生なんかに対してはそういうことも学力アップの一つの手段かなと思っているのですが。

まず、この3点についてお答えいただければ、お答えいただきたいと思えます。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

1点目の全国学力・学習調査の管内の結果でございます。道教委のホームページに全て出ております。町村ごとにも出てございます。小学校については、かなり成果が上がっておりますし、注目されている状況でございます。ただ、残念ながら中学校については、まだまだこれから伸びしろがたくさんあるという状況でございます。

2点目は、町のほうでお金を出していただいてCRTという標準検査、西田議員が教育委員会にいたところから行ってくださっていますが、その結果はまあまあということです。そして、理科だとか英語については、全国平均の上を行くようなよい状況も出てございます。

3点目の英検は、本当にこれから大いに利用しなければいけないものでございますし、道教委も力を入れて、中学校3年生卒業程度の英検3級の合格率を50%にしようとか、

そういう目標も出ている状況です。ただ、英検会場が結構、都市部に限られているものですから、その部分を少し考慮していかないといけないなと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

大変安心、安心とは一部安心してですね、成果が上がっているのだなということも理解できましたので、今後またゆまぬ全力を教育委員会として進んでいただければというふうにして思っております。

次、北海道のアクション・プランとか中教審のものですとか、僕は自民党の教育に関する働き方改革の資料を少し読んできたのですけれども、その中で、今は大樹町教育委員会では部活なんかの休養日というのは、週1回というようなことで、何か言葉の端々からそれを感じているのですけれども、現資料は見ておりませんので新聞のものですけれども、帯広市あたりは週2回、そのような休養日を設定すると報道で知り得ているのですけれども、6月末までに教育委員会としての姿勢なり大樹町アクション・プランというか、そのようなものを樹立いただくような準備をしていますし、道教委のアクション・プランの中では、市町村教育委員会に求めているのは各町村のアクション・プランをつくりなさいということと、それから、地域に即した教育課題という言葉であったか、そこら辺も済みません、専門用語で失念しておりますけれども、そのような地域に合った教育のアクション・プランというか、その働き方や中身のことを含めて計画を樹立するのだということが、うたわれていると思います。

それで、ぜひここで話したいのは、こちらが1で向こうが2だから、2より3がいいとかそのようなこと決して言うつもりはございませんけれども、ぜひ同じ生身の先生が同じような授業されて、同じような働き方をされているので、ぜひ教育長部会なり教育委員長さんのそのような会合なのか校長会なのか、そこら辺よくわかりませんが、大樹が遅れをとるとというのは、何か言葉がちょっと変ですけれども、大樹の先生も他町村の先生と同じような余裕まではできないかもしれませんけれども、決して大樹の先生が過労死になるような、そういうことのないような十勝水準といいますか、そういうふうなことも考えていただきたいと思うのですが。

まず、ちょっと今のこと、何点かこれからお聞きしますけれども、1点目、十勝水準のそのようなアクション・プランができると思うのですけれども、そこら辺、今日なり自分の資料の中でも、日数が少ないのではないかなと思われるような心配事もあるものですから、教育長のお考えをまず、全体的なアクション・プランのお考えを聞かせてください。

○議 長

板谷教育長。

## ○板谷教育長

午前中の齋藤議員のご質問にもありましたが、地域柄で大変部活動の盛んな地域でございます。北海道もそうでございます。そして、北海道のアクション・プランのほうが、スポーツ庁で出しているガイドラインよりもかなり緩いのは事実です。

今、西田議員ご指摘のように、北海道アクション・プランは、毎週1日以上の休養日を取りましょうです。スポーツ庁のほうは、週当たり2日以上ということになっています。あと、休日の練習時間についても、スポーツ庁のほうは3時間程度と、北海道のほうは半日程度というふうになっています。

やはり急激に変えるのはどうかなということで、先般十勝管内の教育長部会があつて情報交換をしました。まずは、北海道アクション・プランでいきましょうということです。ただ、いずれは国としてということですから、スポーツ庁が言っているほうにスライドする。帯広市は学校教育部長、かなり頭の固い人なものですから、途中で変えるの嫌だから最初からこちらで行くと。現場はかなり反対があつたのですが、それで押し切っているようでございます。

以上です。

## ○議 長

西田輝樹君。

## ○西田輝樹議員

あと、それぞれの資料の中で週6時間以上の、今のお答えの中でも小学校では2割とか中学校では4割とか、教頭先生に至ってはもう7割以上の方が非常に多い時間お仕事をされているというふうなことです。後から自分の考え方とかこういうことはどうなのかということとは聞くのですけれども、もう少し現況で、この時間外の業務で、想像つくのは部活だとか色々少年団のことだとか、そういうことが大きな過重がかかっているのではないかなというふうには思っているのですけれども、何か教育委員会として独自で分析されるなり、またはそのような今の過重がどの部分に学校の先生にかかっているのだというような資料なり統計なりがお持ちでしたら、教えていただきたいと思ひます。

## ○議 長

板谷教育長。

## ○板谷教育長

私、まず西田議員の一般質問通告書を見て、さすが昔、教育委員会におられた方だなど思ひました。単に労働時間だけでなく、地域における学校のあり方にもかかわる重要な課題というこの認識、すばらしいなど思ひています。私もそのとおりだと思ひています。

アクション・プランとなると、当然数字が出てきますので、こういう細かいところになってしまひますが、学校現場の教員は子ども達のためなら、何ぼでも頑張りたひという気持ちを持っている人間がほとんどでございます。それで一番疲れるのが、前回の町議会でも申し上げましたが、子どもに事件・事故があるときでございます。荒れた中学校で、その



対策でほとんど連日のように長時間の会議となって、なかなか収まらないと。そこで、仲間で話し合ったのが、会議は30分以内にしようと。そのかわり、わかる授業をしようということをやったら、学校が落ちついていったという事例がかなりあります。

そこで、先般全国の教育長の会議に出席させていただいたのですが、その中で忘れてはいけないのは、何のための学校の働き方改革なのかということで、これは教員が子どもと向き合う時間を確保し、教育の質を高めるための働き方改革であると、これを見失わないで、そのためには、午前中、齋藤議員からもありましたが、「地域とともにある学校づくり」コミュニティ・スクールを進めることによって、課題を保護者・家庭・地域と共有して、そのためにこうやってやっていこうと、ベクトルがそろって子どもも安心しますし、教師も頑張れるのだということで、単なる時間だけではないということで、ご理解いただければありがたいと思います。

#### ○議 長

西田輝樹君。

#### ○西田輝樹議員

全国的な傾向としては、運動会を午前中に終わらせてしまうとか、実際的には行事の後片付けの時間も授業の一環で、そういうふうなことで全体的な授業数をそれで確保したりカットしたりとか、そういうふうなこともあってどうなのかなと。確かに、全体の時間外だとか何とかという働き方の実際の時間は減るかもしれませんが、そういうふうなお父さんお母さんがお弁当つくって、みんなで楽しむとか、それは田舎の山の学校ではないのだぞと言われれば、また時代もそうなのかもしれませんが、でもやはり、今教育長おっしゃられた、工場ではなくて、我々は学校の支援の仕事や関心のことを持っていますので、大きな世の中のことはそのような色々先ほどおっしゃられたことも、むげにならないことも出てくるかもしれません。

多分、少年団や部活動や、今の問題のようなとんでもないことが起きたときに、学校の先生、時間外も関係なくお持ちでないかなというようなそういうふうな認識を持っているのですけれども、一方、先ほど教育委員会にいたのでしょうかとおっしゃられたので、関係することを言おうと思っていたことをありますので。例えば学校には、教育委員会は例えば報告書を求めたりとか、それから僕なんかは今、瞬間的に思っているのは、例えば家庭教育学級なんかの補助金などというのは、今も多分2万円か3万円だと思いますし、PTAの補助金なんかも、多分2万円か3万円かの小さな補助金ですけれども、学校には必ず別々に補助申請を求めているのですよね。教育委員会のできる全国的なルール以外にも、教育委員会のできるということというのは、色々あるような気するのです。

その中の一つに、事務のそのような学校にお願いするようなものとか、学校に課せるような伝票の支出の方法もまた改善したら、もう少し学校も楽になるのかもしれませんが、色々ここでは僕、もう大分現職から離れておりますけれども、思いついたのはそのような補助金をばらばらでなくて、教育委員会が一つで必ずコアでこれとこれは事業実施して欲

しいとか、そういうことなんかも具体的に大樹町教育委員会ができる具体的なことでないかなと思うのですよね。一時期、生涯学習社会をつくるのだということで、人材登録ですとかそういうことも、このごろ教育委員会として、何か少し体温が下がっているように自分は勝手に思っているのですけれども。そういうふうなことを頑張っていけば、学校さんのほうも教頭先生や事務の先生かもしれませんけれども、行く行くはその方が校務で楽になれば、先生方の応援も事務職の方なんかもとか事務補助員の方も、なかなかそういうふうにしてできるのではないかなというような僕は考え方を持っております。

もちろん校務支援システムなんか、実際に本当に動いているのかとか、役に立っているのかというようなことも、教育委員会としてチェック入れていただきたいと思うのです。流れはそのようなコンピューターを利用して、もっともっと事務が楽になるようなそういうふうな方向性なんかも一つの方法でないかなと思っているのです。

これで、この部分は1回とめて、あと事業の縦とか横とか気になっていることがありますので、それはご答弁いただいてから、次に話をさせていただきます。

**○議 長**

板谷教育長。

**○板谷教育長**

今、盛んに言われているのがチーム学校です。大樹町の大樹小学校の場合は、平成24年度から道教委の学校力指定を受けていますので、加配事務職が配置されていまして、事務職2名で今まで教頭がやっているような仕事も分担してやってくれている状況になっております。いかに事務効率を上げるかというところ、西田議員の指摘いいなと思っているのですが、委員会事務局のスタッフほど、また大変なものはないのです。本当に、行革で人数減らされている中、毎日超勤やりながら頑張ってくれているという状況でございます。それで、その部分をまた教育委員会でかぶれというのは、無理かなと思っています。

校務運営支援システムですが、これは道立校を対象につくったものです。なかなか義務教育学校には合わないもので大分改善されていますが。そして使え使えと言っているのですけれども、使うとお金が取られて、そのお金が今年また倍ぐらいに上がってしまったものですから、小学校は辞退しているという状況になっています、厳しい財政ですから。そうやって機械に頼らないで、仲間で頑張ろうという状況です。

以上です。

**○議 長**

西田議員、質問を簡潔にいただければ、助かります。

西田議員。

**○西田輝樹議員**

あとそれから、先生方の実際的な負担が、例えば今の部活のこととか少年団とかの中で、多分教育委員会で総合スポーツクラブなどというのも手がけている教育委員会も田舎では、非常に難しいということはわかるのですけれども、そういうふうな何かかんかしない

限りは、子どものためというその純粋なお気持ちも本当にありがたく思っていますけれども。何かかんかしなければ、重さは軽くならないのではないかなというふうに思っておりますので……。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時02分

○議 長

再開します。

○西田輝樹議員

具体的にはそのようなことですか、あと俗に言うソフト面での教育の再構築なんかもこの際、お考えいただいて、何と言ったらまた元教育委員会職員ですので、何と言えどこんなこともありますよねということは、十二分にお話も色々頑張れるのではないかなというふうに思っております。

今、教育長おっしゃられたように「先生が忙しすぎる」をあきらめない」という本の中にも、それと同じことが面々と書いてありましたので。けれども、例えばタイムカードで時間を管理していくとか、やはり今までにないようなことも色々、この際ですので、頑張ってくださいなというふうに思っております。

そういうことで、やめますので。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時03分

○議 長

再開します。

板谷教育長。

○板谷教育長

地域人材も活用ということで齋藤議員からも言われましたけれども、社会体育との連携とか外部から本当に技術を持っている人もいるわけですから、そういう人材を発掘しながら地域でやっていくということを大事にしていきたいと思っています。それを進めるのもコミュニティ・スクールの一つの役割だと思っております。

そして、西田議員が言われた時間の客観的な把握というのでしょうか、タイムカードだ

とか、今パソコンを起動するとその時間が出るという、実際に士幌町やなんかは活用しているみたいなのですけれども、そういう動きがありますので、ちょっとお金がかかるのですけれども、やっていきたいなと考えております。

以上です。

○西田輝樹議員

どうもありがとうございました。

◎延会の宣告

○議 長

お諮りします。

本日はこれにて延会とし、明日15日、午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とし、明日午前10時より開催いたします。

延会 午後 3時05分

# 平成30年第2回大樹町議会定例会会議録（第3号）

平成30年6月15日（金曜日）午前10時開議

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 陳情第 1号 庁舎改築に対する要望について
- 第 4 陳情第 2号 北海道主要農作物の道条例の制定に関する陳情書について
- 第 5 陳情第 3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障を求める意見書提出に関する陳情書について
- 第 6 発委第 1号 北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書について
- 第 7 発議第 1号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 第 8 議員の派遣について
- 第 9 委員会の閉会中の継続審査について

## ○出席議員（12名）

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 船戸健二  | 2番 齊藤徹   | 3番 杉森俊行  |
| 4番 松本敏光  | 5番 西田輝樹  | 6番 菅敏範   |
| 7番 高橋英昭  | 8番 安田清之  | 9番 志民和義  |
| 10番 福岡孝道 | 11番 柚原千秋 | 12番 鈴木千秋 |

## ○欠席議員（0名）

## ○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- |                            |      |
|----------------------------|------|
| 町長                         | 酒森正人 |
| 副町長                        | 布目幹雄 |
| 総務課長                       | 松木義行 |
| 総務課参事                      | 林英也  |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長        | 黒川豊  |
| 住民課長                       | 鈴木敏明 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 |      |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長           | 村田修  |
| 農林水産課長兼町営牧場長               | 瀬尾裕信 |

建設水道課長兼大樹下水終末処理場長	高橋 教 一
会計管理者兼出納課長	瀬尾 さとみ
町立病院事務長	伊勢 巖 則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板谷 裕 康
学校教育課長兼学校給食センター所長	和田 司
社会教育課長兼図書館長	井上 博 樹

<農業委員会>

農業委員会会長	鈴木 正 喜
農業委員会事務局長	水津 孝 一

<監査委員>

代表監査委員	澤尾 廣 美
--------	--------

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	小森 力
主 査	真鍋 智 光

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

9番 志 民 和 義 君  
10番 福 岡 孝 道 君  
11番 柚 原 千 秋 君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 昨日に引き続き一般質問を行います。  
質問の通告がありますので、順次、これより発言を許します。  
まず初めに、9番志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました質問について、質問を行います。  
森林環境税について、町長に質問いたします。  
国は、森林環境税導入を決めたとお聞きしております。第1次産業の重要な税源だと聞いております。その内容はどのような税制か、大樹町にはどのくらい森林対策として交付されるのか、お伺いをいたします。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、志民議員の森林環境税についてお答えをいたします。  
平成30年度税制改正において議論が進められました森林環境税は、市町村が行う森林整備の財源として、個人住民税を納める約6,200万人を対象に1人当たり年1,000円を住民税に上乗せして徴収し、私有林の面積に応じて市町村や都道府県に配分しようとするものであります。

土砂災害や地球温暖化の防止、国土保全、水源涵養など、森林の持つ公益的機能の保全を目的に平成25年度から本格的な議論がスタートし、平成31年度税制改正において創設される予定となっております。

個人住民税には現在、東日本大震災後の防災対策に充てる費用として1,000円が上乗せされているため、森林環境税の賦課はこれが終了する平成36年度からとなりますが、これに先行して平成31年度から森林環境譲与税を創設、配分することとし、先行実施する財源は交付税及び譲与税配分金特別会計の借入金で賄うこととされております。

地方公共団体への配分総額は、平成31年度からの3年間は200億円、平成34年度から平成36年度が300億円、平成37年度からは特別会計借入金の返済が始まるため400億円から500億円、返済が完了する平成45年度以降は600億円程度と見込まれており、配分割合は都道府県が10から20%、市町村が80から90%とされております。

使途につきましては、間伐や人材育成、担い手確保、木材利用の促進や普及啓発などに充てることとされており、その使途はインターネットなどにより公表が義務づけられる見込みであります。

地方公共団体への配分は、私有林、人工林面積、林業就業者数、人口を基準に算定されますが、林野率などによる補正などもあることから、配分額の試算は行っていませんのでご了承願います。

#### ○議 長

志民和義君。

#### ○志民和義議員

森林環境税の財源は、復興特別税の終了をもってということですね。6,200万人の住民税対象者ということになって、1,000円ずついくと600億円ということになって、最終年度からはほぼ全額回ってくるということで、第1次産業の農林水産業も林業も貴重な財源として、これから活用されていくというふうに考えております。

そこで、総務省とか林野庁との連携と役割分担とか、それから、全体の今後のスケジュールなど、どういうふうになっているかお伺いをいたします。

#### ○議 長

松木総務課長。

#### ○松木総務課長

森林環境税のスケジュールということでございますけれども、今現在、当然、法制化はなされてございません。平成31年度からは、とりあえず森林環境譲与税という形で配分していくと。ただし、その担保をとるために、平成31年の税制改正において森林環境税に関する法の関係の整備が始まるというふうに聞いてございます。

とりあえず、交付税及び譲与税の関係の特別会計の借入金で当初は賄うと、平成35年度までですね。平成35年度で東日本大震災後の復興対策に充てる住民税に上乗せされていますので、平成36年度から賦課されてくると。ただし、そこまで待てないということで、平



成31年度からは交付税関係の特別会計の借入金、先行で借り入れした上で事前配分かけていくという形になります。

また、配分率の問題なのですが、都道府県、当然私有林という私の持っている林という部分はないのですが、市町村の私有林を、森を育てるためには道の役割、都道府県の役割もあるということで、当初は20%ぐらいの配分が見込まれておりまして、市町村に直接来るのは80%と。順次役割が、市町村が主体的に進めていけるということで、道に対する、都道府県に対する配分が漸減していきまして、市町村に対する配分が増えてくる、そういう流れとなっています。

また、関連法案といたしましては、所有者の不明な山林、そういったものも私有林として自治体で管理していかなければならないという部分の絡みも含めまして、森林経営管理法という法律が成立してございます。要は、持ち主が判明しないとか手をかけられない、そういったものを市町村が代理で森林管理を行っていくと。その法律が可決成立してございまして、この法律につきましては来年の4月から施行されるという流れになっています。具体的には、細かいスケジュールという部分ではございませんが、おおむねの概要としてご理解をいただければと思います。

以上です。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

これは、復興特別税と違って、時限立法ではなくて、これから恒久的な財源というふうに理解してよろしいのですか。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

とりあえず、時限措置の法律という形には、まだそこまでの煮詰めも入っていないのですが、聞いてございませぬが、少なくとも平成31年度から譲与税の形でスタートして、それ以降、実際に平準化されてくる交付時期が平成45年度以降に満度になるようなところまで見越しているものですから、ほぼ恒久化するというふうに私どもは理解してございませぬ。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

わかりました。木の年齢というのは人間の年齢と違って長いので、こういう時限でなくて、本当に恒久的な財源で保障されるということは、計画的に整備されていく上で大変期待大きいというふうに思っております。細かいところはまだだということなので、また詳しいことが他にわかりましたら、よろしくお願ひいたします。

そのことをお願いして、質問を終わります。

**○議 長**

次に、2番齋藤徹君。

**○齋藤 徹議員**

先に通告いたしました2項目めの学童保育所児童館建設の見直しと町財政の今後の影響について町長にお伺いをいたします。

学童保育所・児童館の本体と一部外構工事が特定共同体による公募型指名競争入札で公告されましたが、入札が相次いで辞退されたことから、関係する機械、電気、設備工事等3件の入札中止が新聞等で明らかになりました。今後の学童保育所・児童館建設の見直しの考えと平成32年度着工目標の庁舎改築への影響と、それと、町財政の運営等についてお聞きしたいと思います。

1点目ですけれども、昨年一般町民を対象に200分の1の建築模型を展示し、また、1週間、10日にわたってパブリックコメントを実施しましたが、入札中止から1カ月が経過しており、住民町民への説明が必要ではないかと思うのですけれども、それについてお伺いをいたします。

2点目ですけれども、入札中止となったが、それぞれ建築主体、電気、機械等の予定価格で指名競争入札されたのかをお聞きしたいと思います。

3点目ですけれども、設計事務所と協議し、今後は辞退した業者にも事情を聞いて原因を調査し、施工内容の変更など対策をとると新聞等でそういうふうには報道されていますが、現時点での検討状況についてお伺いしたいと思います。

4点目ですけれども、入札着工工事が遅れることによって学童保育所・児童館の開設への影響と、今後予定されている庁舎への影響、また将来への町の財政運営、償還期日の変更、また財政指標の悪化、起債の変更等に影響は出ないのかについてお聞きいたします。

**○議 長**

酒森町長。

**○酒森町長**

齋藤議員ご質問の学童保育所・児童館建設の見直しと町財政の今後への影響についてお答えをいたします。

ご質問1点目の町民住民への説明及びご質問3問目の現時点での検討状況についてであります。子ども・子育て支援会議委員に対しては、先月末に会議を開催し、入札が取りやめになった経過について報告をいたしました。町民への説明、現時点での検討状況につきましては、現在、設計事務所において、町が指名業者から聞き取りを行った内容の検討を進めているところであります。設計事務所からは、6月末を目途に検討内容について報告したいとのお申し出があり、その検討した結果を受け、内容を精査してから、今後のことについては、議会、そして住民の方々にご相談をさせていただきたいと考えております。

ご質問2点目の入札中止となったが、それぞれ建築主体、電気設備、機械設備の予定価格

で指名競争入札されたかについてであります、予定価格については制令及び町の契約規則において取り引きの実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされており、今回、入札に付した建築主体工事外の予定価格については、その考えに基づき積算を行い、予定価格に決定し、指名競争入札の執行を行ったところであります。

また、公募型指名競争入札は、従来の指名競争入札と同様に、予定価格の事前公表を実施し、指名業者に送付する入札への参加案内に記載をしております。

ご質問4点目の学童保育所・児童館の開設への影響と、今後予定されている庁舎改築への影響、将来の町財政運営の影響についてであります、まず、最初に開設への影響ですが、入札ができなかったため工事着工も遅れるということとなり、当初予定しておりました平成31年4月の学童保育所・児童館施設の開設は難しく、入所を心待ちにしていた児童、保護者の方には申し訳ないと思っております。

庁舎改築への影響についてですが、庁舎改築工事の着工は、財源措置の関係から平成32年度を目標としているところであり、現段階で影響があるとは考えておりません。

財政運営の影響ですが、本事業の財源としては、国庫補助金の他に過疎対策事業債を見込んでおり、現在の借入利率で算定すると、平年時の償還額は年7,484万円、交付税措置を除く実質負担率が年2,245万円となり、実質負担額の総額は2億217万円程度となります。低金利政策や地方交付税の将来見通しに不透明な部分がありますが、交付税措置の少ない町債の償還が進んでいることや、経常的経費の抑制を図ることにより、財政指標の急激な悪化を招く可能性は低いと考えております。

また、事業が遅れた場合の起債の取り扱いについては、今後、関係機関と協議を進めてまいります。

## ○議 長

齋藤徹君。

## ○齋藤徹議員

それでは、何点かお聞きしますが、まず、子ども・子育て支援会議の関係について聞きたいのですが、この支援会議、5月末ということなのですか、5月30日に開催されていると記憶しております。そのときは、酒森町長はニュージーランドに射場視察でいまして、副町長が説明されたと思うのですが、経過説明の中で、これは町長が20名を任命していますので、各委員からはどのような意見が出されたのか、それについてお聞きしたいと思います。

## ○議 長

布目副町長。

## ○布目副町長

それでは、子ども・子育て支援会議での報告ということで、5月30日に招集させていただいて会議を開催したところでございます。

冒頭、私のほうから、今回の学童保育の入札が取りやめになった経過について挨拶含めて報告をしたところであります。5月17日に議員協議会で説明をさせていただいたものと内容的には同じ報告をさせていただきました。

その中で、どういう質問ということでございますので、主だった質問としましては、すぐにやってもらえる別な業者でも探したらどうかと、こういうご意見もございました。今、入札が取りやめになったので、今は原因を究明している最中だと、こういう話をさせていただきました。その後また、どんな状況というか、いつごろまでかかるかと、こういうお話もございましたので、期間としては、その後委託先のしておりました設計会社のほうから大体一月ぐらいかかると、今回も質疑の中で6月末ということで説明をしておりますので、おおむねそのぐらいという話も出ていましたので、一月ぐらい、そのぐらいかかるかなと、こういうお話もさせていただきました。

それからもう1点は、調査で、今、原因究明している最中と、こういう話もしましたので、その内容について子育て支援会議に対しても報告をしてもらいたいと、説明をしてもらいたいと、こういう話が要望としては出ておりましたので、原因が明らかになった段階で、会議をまた開催させてもらって報告させてもらおうと、こういうお約束といたしますか、しました。主立った内容というのは、このような内容でございました。

以上であります。

## ○議 長

齊藤徹君。

## ○齊藤徹議員

今の説明の中で、町長の諮問機関ですから、課題が出ているのでその辺は十分やっていたきたいのですが、今の副町長の説明の中で、入札が不調になったので、別な業者というか、私もそんなふうに思うのですが、例えば昨年、一般町民を対象に、先ほどお話ししましたように、建築の模型を展示して、パブリックコメントの実施の中でそれを見た町民や住民、特にそれを利用する子供たちは、確かに4月からこの新しい施設に通えるのだと、そういう夢を持って、多分、毎日古い学童保育所に通っていたと思うのですよね。

当初の予算、予定していた4月の開設は難しく、入所を心待ちにしている児童、保護者には申し訳ないと思っておりますと、今、町長から答弁いただいたのですが、それで、町のリーダーとして、今回は公募型指命競争入札をしたのですが、この金額で、このデザインで、この設備でやってくれる業者が、十勝管内、道内、ひょっとしたら町内にいるかもしれないし、一般平屋の木造一部鉄筋づくりですから、そういったことで公募型から一般競争入札に切り替えて、切り替えた中でももしかしたら受けてくれる業者がいるかもしれない。ひょっとしたら町内で、町長のためなら町内で事業を組んでやろうと、そういうところがあるかもしれないし、そうすると、子供たちの夢がかなうのですよ。4月開設は。

そういった入札方法とか入札条件を変えることも、政治的とかいろいろあるのですが、そういうことは考えられなかったのかを聞きたいのですが、

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど答弁の中でも申し上げさせていただきましたが、当初のもくろみであった平成31年4月の開設がかなわないという状況にあるということについては、申し訳なく思っているところです。入札を中止にさせていただいたというところで、まず、その要因がどこにあるのかというのは、きちんと私どもとしては把握すべきことが必要だということで、今現在の手続を踏んでいるところであります。

今後、その要因が明らかになって方向性が定まった段階では、今、議員がご指摘の方法についても、入札を新たにやるという部分が生じれば、そういう可能性も検討の中には当然出てくるかなというふうに思っておりますが、今現在は、今回の入札が中止に至った内容について私どものほうから設計を委託した相手方に対して検討を求めているという段階でありますので、その検討が出てきた段階で、そういうことも含めて検討していきたいというふうには考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

そういう入札方法もあるというのはわかりました。ただ、いまだにわからないのは、町が業者に聞き取りをして、それを設計業者にお願いしていると。そこはいまだにグレーなのですよね。それはまた後でお聞きします。

それで、今回入札となった、できれば金額を知りたいのですけれども、建築、電気、設備、それぞれの入札価格というのは幾らぐらいなのでしょう。

○議 長

暫時休憩。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○議 長

再開いたします。

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

それでは、各工事の予定価格ですけれども、消費税相当額を含んだ予定額で申し上げたいと思います。建築主体工事で5億3,619万5,160円でございます。電気設備工事で6,749万280円でございます。機械設備工事で7,649万8,560円となっております。

以上であります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ありがとうございます。

それで、今の三つの合計を足すと6億8,018万4,000円になるのですよね。それで、これは議員協議会で聞いているのですけれども、一般町民は知りませんので聞きたいのですけれども、平成30年度の当初予算額は7億969万1,000円でした。この差額2,950万7,000円の詳細について聞きたいのですけれども。

○議 長

高橋建設水道課長。

○高橋建設水道課長

当初予算と予定価格の差額でありますけれども、建築主体工事の当初予算額が5億5,363万2,000円、電気設備工事で7,442万5,000円、機械設備工事で8,163万4,000円、合計といたしまして7億969万1,000円の当初予算を計上しておりました。それで、今回、工事の見直しということで4月の議員協議会でもお伝えしたのですけれども、見直しを行った結果、建築主体工事では、遊戯室のクライミングウォールの中止、または太陽光発電設備の中止等を行いまして、今回1,743万6,840円の減となりました。設計の工事金額では、5億3,619万5,160円の設計額です。電気設備工事では、太陽光発電設備の中止、また防犯カメラの見直し等で693万4,720円の減となっております。それで設計金額が6,749万280円となりました。機械設備工事では、空調換気設備の見直し等で513万5,440円の減となりました。設計金額7,649万8,560円となり、工事費の合計では6億8,018万4,000円となり、全体では2,950万7,000円となっております。この見直しを行った工事価格を予定価格といたしました。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、当初予算から2,950万7,000円下げた中で入札をしたけれども、各業者は辞退をしたというのは、これは現実ですよね。それで、入札中止、不調になると一般的には金額は折り合わないのですよね。通常はね。それで、増額補正が通常の形だと思うのですけれども、今の段階では増額の補正は行わない方向なのか、それについて確認をいたします。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

入札不調になった場合には、金額の差異があるということで、そのことも要因として一つ

はあるのかなと思いますけれども、今の段階としては、昨日のご答弁でもさせていただきまして、原因の調査中ということでございますので、そこの中身をきちっと見て、内容かつ精査をして、その後どうするのかということが出てこないとなかなか一足飛びにそのところの増額といった話には今の段階ではならないのかなというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ということは、場合によっては、増額補正もあり得るという捉え方でよろしいのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私もこの学童からの関係では、他の議員からのご質問もいただいておまして、その中でご答弁を申し上げたところですが、今月末に上がってくる報告の内容を検討した中で、あらゆる方向を含めて検討させていただくということでもありますので、特定の部分について、これについては仮にこうですというようなことは、この場ではご答弁は差し控えさせていただきたいというふうに思います。いろいろな部分含めて検討を進めたいという思いではおりますので、その点については、現状でそういう答弁になるということについてはご理解をいただけないかなと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。場合によっては、ひょっとしたら増額補正もあるということもゼロではないということですね。可能性はゼロではないということですね。わかりました。

それで、ちょっと気になっているのは、議会とか子育て支援会議等では調査中、原因不明とかで、それは明らかにせず後から説明するというのですけれども、5月23日に開催された区長会議において町側からは学童の説明はされなかったのですけれども、一部の区長から学童保育所の不調になった件について多分聞かれたと思います。そのときに、副町長は設計事務所が業者を検討するとかいろいろ経過を説明したのです。その後、町長が、今後について設計事務所、指名業者と検討する、北海道の設計単価については部材単価、労務単価等乱高下している状況であり、実態に合わない状況になっていると説明しているのですよね。そういうふうに聞いています、私。

そうしたら、当初予算より労務単価を含め約2,950万円を下げた入札価格を提示した状況の中で、特別委員会から約1カ月間経過しているのですけれども、そんなに激しく部材単価、労務単価で、そんなに上下しているのでしょうか。乱高下というのは、証券取引所の

専門用語なのですよね。本当に激しくそんなに上下しているのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、議員ご指摘のとおり、区長会議の質疑の中で区長から学童保育の関係のご質疑があったので、その中で私のほうで答弁をさせていただきました。

道単価の乱高下というのは、私の説明不足であれば、それは申し訳ないなというふうに思うのですが、私も今回の入札がかなわなかったということも含めて、地元の業者の方ともちょっといろいろ情報のやりとりをさせていただいたところがあるのですが、私は建築の専門家ではありませんので、その辺については教えていただいた内容についてお話ししたつもりなのですが、道単価で定められている各種のいろいろな積算の項目においても、実際の実勢単価との価格差というのがあるのだよというのを改めて教えていただきました。その中で、道単価よりも安く手に入る部分、部材も含めてありますが、例えば労務賃等で、道単価で定められている労務賃よりも実際の工事現場での労務単価というのは、いろいろな労務によっては高かったり安かったりするところの乱高下という、上下の価格差があるという意味での私の発言でありましたので、設計段階から道単価が大きく動いているという説明をさせていただいたつもりはありませんので、その部分については、私の言葉足らずであれば訂正をさせていただきたいと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

やっぱり今、町長言ったように、道単価と実勢単価、そこは差があるのだと、高いものもあると。そうしたら、当初予算7億円で、2,950万円をいじらないでそのままやれば、ひょっとしたらその範囲で入札も可能性はあったということですよ。成立も。それはちょっとわからないのですけれども。

次に行きます。仮に6月末で設計事務所の目途が立ち、それを進めていった場合、いつごろ開設予定になるのか。もし6月に目途が立った場合、それと庁舎の改築工事、平成32年を目標にしているのですけれども、建設の遅れですから、事業が遅れた場合、庁舎の基本設計とか実施設計などで結構原課の負担が大きいと思うのですけれども、その辺は大丈夫なのかということを知りたいのですけれども。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

2点ほど内容的にはありますけれども、開設の目途の話がまず1点目ありますけれども、6月末を目途に原因がわかったとしてということなのですけれども、それから検討内容をも



らって、内容を精査して、方向付けをどうするかという大きな方向性の検討をしていかなければならないというのが1点あるかと思います。

一つとしては、例えば設計をもう一回多少修正をすとかという方法もあるかもしれませんが。そうすると、やはり結構な期間が、これだけの施設でもありますし、直す場所にもよりますけれども、相当な時間もかかると。かつ例えば修正するにしても、今の設計業者の今の業務の状況もあろうかと思えます。これは相手のことでありますけれども、そういったこともろもろ考えると、スケジュールはわかりませんが、結構かかるのかなというふうに、私自身は今思っています。

そうすると、先ほども補正予算という話もありましたけれども、そういったこともあればまたさらにコンセンサスを得て、その議論というのはかなり相当なエネルギー、時間もかかるのかなと思っています。そうすると、やはり今度は発注時期が遅れて、工期も冬にかかると、昨日もお話ししましたが、冬にかかると施工の難しさとかやりづらいというものも出てきますし、養生もまた出てくると。さらに経費もかかってくる。冬期発注になると設計の金額も変わって、その分だけでも増嵩するということがありますので、そうすると来年の4月は今の段階ではもうまず無理だなというふうに思っていますから、それがどのくらい延びるかというのは、正直そこまでは予測はまだついておりません。このままいけば、例えば今、半年遅れれば少なくとも半年以上は遅れていくのかなということになります。また、今度は手続だとか財源の関係もありますから、そちらのほうの起債の関係ですとか他官庁との調整もどうなるのかと、そこもありますので、そういった6月末に出たときに並行して、そのことも含めて検討していくと、こういう状況になります。

あともう1点、庁舎の関係でありますけれども、この後、庁舎の関係でまた近々ご相談をさせていただくという、こういう機会をお願いしておりますけれども、役場庁舎も防災の拠点ということでもあります。これまた、国からの財政支援も受けられる時期にということ大きな目標の時期にも設定しておりますので、これまた猶予ならないというのが正直なところでもあります。ですので、昨日も答弁させていただきましたけれども、現段階では、学童と重なる部分がありますけれども、今のところ、これはきちっと庁舎のほうはやっていかなければならないということでもありますので、影響がないのかと言われればないとは言いきれませんが、これはこれでやっていかなければならないと思っています。

あと、職員に対する負担、これも議員のほうからのご心配ということで、今お声がけいただきましたけれども、そういったことも努めて、ないような形で執行していきたいなというふうに思っております。

以上であります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

このままでは黙って半年遅れるのですけれども、開設は未定だと。庁舎の改築は防災拠点

なので予定どおり平成32年着工するのかなと思うのですけれども、開設が未定でしたら、優先順位をここで、学童保育所より先に防災拠点の庁舎を優先的にやると。その後、学童をゆっくりやるという、そういう優先順位も考えていかなければならないような気がするのですね。そうでないと、原課の建設水道課、水道もあれば上水道下水道、公営住宅、建設道路、かなり膨大な量を抱えているのですけれども、かなり職員の負担になるのですけれども、そういった優先順位を変える必要も今後出るのではないかと思うのですけれども、それについてどう思いますか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

昨日の同僚議員のご質疑の中でも答弁をさせていただいたつもりではおりますが、あらゆる可能性について検討したいというところには、当然、今、議員がご指摘のことも含んでいるというふうにご理解いただいて構わないかなと思います。あらゆる方向で検討させていただきたいというふうに思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、6月に目途が立った場合、その逆のパターンの場合、町長が一旦ここで立ちどまり設計から見直しをした場合に、そうすると年々地方交付税も減額されていっていますから、人口減少、事業が遅れると起債の取り扱い等も変わっていくのですけれども、次の事業に本当に影響が出ないのかということを知りたいのですけれども。

もう一つ気になるのは、過去の一般質問の中で、外壁等に町産材を使いたいと。また部材で森林認証材に類似した道産材という過去の答弁もいただいております。そういった中で、特に木の関係ですけれども、伐採、製材、加工といった過程の中で、ある程度の下準備、ある程度木材というのは乾燥期間が必要なのだと思うのです。そうすると、この事業が遅れることによって、そういう材に対して材の伐採、製材、加工等に相手の企業に対して影響が出てこないのかについてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

一般論の話になるかなと思いますけれども、学童保育所の中に町産材、あるいは道産材、認証材と同等といいますか、それに見合うものということで使う予定をしておりますが、そういったことはいろいろな私どものほうから、あるいは報道関係の中で知り得て、そういったものを一般的に準備するというか、商売といいますか経済行為でありますので、そういったことは市場の中で準備をしていくということが一般の中ではやっていくことなのだろうなと思ってはおりますけれども、私どものほうからこういったことをするのに、例えば何立米ど

ういった材料が幾らかかるということを、例えば注文しているとか何とかしているということは当然ないわけでありまして、影響がないかといったら、そのものが予定としては当然遅れたりとかということがあって、多少のそういう影響はあると思いますけれども、それ以上のことはちょっと私の認識の中ではないものですから、そういう影響はないかなと、懸念される部分はないかなとは思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ないだろうということなのですが、年度内に着工ができなかったら、今そういう木の関係ですが、決して相手が企業ですから、平成30年でもって、これに関しての予算への影響は出てこないということで認識してよろしいのでしょうか。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議 長

再開します。

布目副町長。

○布目副町長

それは、例えば一つの工事の中で、そういった材料が将来使われるという特定の企業が見込んで、例えば注文なり製造なりをしていたということに対する、一方、私どものほうの工事を中止したと、あるいは延期したといったことに対して、補償というか補填なのかあれですけれども、その部分は契約とか何とかというのは当然なされているものでもありませんので、発生はしないというふうに思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。それで、一番最初の根本に戻りたいのですが、大体の内容、仮にやった場合、やらない場合との経過がわかりました。

それで、学童を建てるときに、当初、業者のいろいろ聞き取りをして、それを設計業者をお願いしているという、その根本的な考えをもう一回確認したいのですが、当初の登録児童数が学童保育所登録数105名、通所予定者が90名、児童館の登録数が90名、通所予定者が30名ですが、今回の設計の見直しによって、登録人数だとか、福祉サイドですけれども、そういった変更もあり得るのか、そういうことも視野に入れて相手側にお願

ているのか、ちょっとそこを聞きたいのですけれども。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

利用者、学童部分、あるいは児童館分の90人、30人の定員の関係でありますけれども、その部分については、今の段階で原因を究明するということでもありますので、そこまでは、今は至っておりません。そこは、例えば90人を小さくする、30人をもうちょっと小さくして建物をコンパクトにするとかという、そういう話までは現段階ではいっておりません。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、福祉サイドで定数はいじらないのだということになれば、床面積の関係ですけれども、子供の床面積、多分最低基準が1.6平米だったような気がするのですけれども、それを計算すると、おのずと床面積も変わらないという条件、そういうことも相手側に伝えていくということですね。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

今の段階では事業費ありきということで、この事業費で例えば収まるにはどうしたらいいかといえば、今後の話をしたらそういうことも出てくるかもしれませんけれども、あくまでも今回は協力を願った業者からの原因を究明するというのが今やっている最中ですので、全体の1,405平米を、例えばもう少し小さくしてということは、これからの話の中に出てくるかもしれませんけれども、この間の段階では、そこを小さくするとかということは考えておりません。もともとやっぱり1,405平米でこういった機能が必要なのだと、そういう定員に基づいてのそういう建物の大きさが必要だということできたものでありますので、いまいまの段階でそこをまだ原因がわからないうちに一足飛びに事業費に合わせたような形というのは、今のところ指示はしておりません。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

なぜこんなことを言ったかという、基本的なことが変わってしまうと、定員が変わる、募集が変わる、1人当たりの面積が変わるとなると、最初の思いが変わってしまうのですね。そうするとそれは、一番最初の子育て支援会議の中でいろいろ出されているのですが、そこは絶対崩せないと思うのです。そこを崩してしまったら、学童保育所をやる最初からやる意味がなくなってしまうのですね。それをもとにして設計をしているのですから、そこは変え

てはいけないと思うのです。そうしたら、あとは、形をどうするか部材をどうするかしかないと思うのですよね。

それで、答弁の中で、現在、設計事務所において町が指名業者から聞き取りを行ってその内容を検討しているところであり、設計事務所からは6月末に目途をと、検討内容について報告したいとの申し出があったというのですけれども、それで一番わからないのは、最初から聞いているのですけれども、町が指名業者から内容の何を聞き取っているのか、そして、その内容を設計事務所に何を伝えて、何をお願いしているのか。これは昨日の2名の議員の一般質問からでもそこが不透明なのですよ。グレーの状態なのですよ。やっぱり皆さん一番知りたいのは、何で、町がどうして、どういうことを業者から聞き取ったのか、それを受けて内部会議でそれを次の設計事務所に何をお願いして、どういう形でお願しているのか。今の話の流れでいくと、面積は変えないと、定員も変えないとなると、あとは部材とか構造計算とか、あるものをなくすとか、そのぐらいしかも思いつかないのかなと思うのですけれども、それで再度そのグレーの部分をお聞きしたいのですけれども。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

具体的なその部分でありますけれども、指名業者といいますか、指名していた業者というのはあくまでも私どもがお願いをして、その内容について聞かせてもらえないでしょうかと、こういうことでお願いをして聞いたということでございます。何点かありますけれども、その部分は相手もあることですから、全て例えば、それが私ども言われたことに疑義といいますか、質問に対してのそれもやっぱり中身を検証して、例えばそうですねと、言われたとおりのことですねということがある程度こちらも納得した形でないとまずいものですから、そのことを委託の当初の設計会社のほうにお願いしているという段階でありますので、そこが全体的に明るみにとといいますか正確に出てこない、ある部分だけを切り取って説明をするというのはまた不足になったりとかということが出てくるという懸念がありますので、今の段階ではもう少しお待ちいただきたいというのが内容でありますので、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

そうしたらわかりました。町が業者から聞き取ったことはいろいろあるので、表に出せないこともあるのですけれども、そこで内部会議を開いたのでしょう。その内容について、それを設計業者にお願いしているのです。そこは明らかにしてくれないと、何を、一つでいいですよ、今のところ何も出てこない。何一つ。この部分はお願しているとか、例えば面積1,405平米だよと、もし予算が足りないのであれば、共有する部分の廊下とかそれは多少減らしてもいいよとか、例えばエコボックス四つあるけれども、四つ全部取っ払ってしま

うとか、そういったことを具体的に一つでもやっぱり町民に示していかないと、みんな受け取ることもグレー、出すこともグレーといったら、誰も町民納得してくれないと思うのですよね。そのことを、例えば町民も議会も皆さん知りたいのですよ。そうでないと、1カ月も1カ月半も投げておいたら、みんなそれぞれ思い思いに思ってしまうので、そこははっきりしなければ駄目だと思うのですけれども、それについてを最後にします。

**○議 長**

酒森町長。

**○酒森町長**

昨日の同僚議員のご質疑の中で、それぞれの公示について指名業者、共同企業体のほうから辞退の届け出がありましたので、その辞退の理由については答弁をさせていただきました。その中で、例えば機械設備であれば、こちらが公示した価格よりも自分たちの積算で原価が上回っているのだと。なので、入札できないというような辞退の届け出がありましたので、実際に相手方のご協力を得ながら、どういうところが違うのかというところをいろいろ情報として教えていただきました。それについては、そういうことだよということも含めて、設計を委託した設計事務所のほうにお伝えをしました。

もう1点は、こういう段階であるということも含めて、今、議員がご指摘のとおり、意匠について、構造体ではなくて、そういう部分について本当にこれが必要かどうかというところも、私どものほうから設計事務所のほうに問いかけております。その結果を待って、今後検討していきたいというところもありますので、今回の聞き取りを含めた分をお伝えした分、または私どものほうから、この場で今申し上げたとおり、デザインとか、そういうところで本当にこれが必要なかどうか、削減できないかどうかというところも問い合わせているという段階であります。

**○議 長**

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

今、町長が言ってくれたとおり、そういうことをもっと早いうちに町民や子育て支援会議に、こういうことをお願いしているのだと。単純に皆さんは価格が合わなかった、だから不調に終わったと思っているのですよ。それだったら価格を合わせればいいだけだから、そういうことをもっと早いうちに。だから今までは、昨日もそうですし、今日もそうですけれども、聞くほうもグレー、出すほうもグレーで、町民はやっぱり納得できないのですよ、そこは。我々も納得できない。そこはやっぱりきちんと明らかにしてほしいのです。きょうは今、町長の答弁である程度は理解できたのかなと思います。

それで、あと二つで終わりにしますけれども、もう一つ気になるのは、今回の基本設計の締結ですけれども、平成28年第4回定例会の行政の報告において、町長から世界的建築家である隈研吾氏の設計事務所と契約を締結しましたのでご報告申し上げますと、そういった随意契約の報告なのですよね。これだけ大きな事業をやるということは、町民からしたら、

はっきり言ってしまうと、トップダウンの締結なのですよね。なぜそこまでして、町長、副町長はその設計事務所との契約にこだわるのか。そこをもう一回聞きたいのですけれども。

**○議 長**

酒森町長。

**○酒森町長**

今、議員からご指摘のとおり、今回の学童施設の建築に当たって、隈設計事務所と随意契約により基本設計を結んだということであります。その経緯については、その段階において議員協議会等で私のほうからもご説明をさせていただいたということであります。その経緯については、大樹町と隈先生とのご縁があったということ、または子供たちの学童保育所・児童館を建設するに当たって、子供たちに夢と希望が持てるような、そういう施設づくりを行いたいという思いも込めて基本設計を隈先生のところをお願いをしたという経緯があります。

その契約に至る内容等については、私は私なりに議会、または町民の皆様にご説明をし、ご理解をいただき進めてきたということでありますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

**○議 長**

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

子供たちに夢と希望を与えるために、町としてもその設計事務所との今までのつながりがあるのでお願いをしたというのですけれども、それは町長と町側と設計事務所のつながりであって、町民にしては何もわからないことなのです。私はそう思うのです。

それで、最後ですけれども、この床面積で、このデザインで、このレイアウト、200分の1の模型で議会や一般町民もそういった形で認めたのですよね。議会もそれで基本設計も認めたのです。それが大きく変更されるということは、予算を認めているので、地方自治法では何の問題もないのです、デザイン変えても、形変えても。予算は通っているのですから。ただ、社会的背景だとか町民感情とか町民目線で考えた場合、なかなか物ががらっと変わってしまうと、理解を得られないのかなと思います。

先ほど言いましたように、これから庁舎もやるということになると、やっぱりもう一回優先順位を変えながらやっていかないと、役場全体の職員の負担もかかるし、大変な思いをすと思うのです。やっぱりまだ業者から聞き取ったこと、何を設計事務所に相談したかというのはある程度わかったのですけれども、まだはっきり明らかにされていないことです。そんな状態の中では、これ以後の建設は、私は認めることはできないのです。議会も基本設計、実施設計を認めたのですから、お互いに責任を持ちながらここは一度立ちどまって、今度庁舎の改築も目の前にしていますから、十分に町民の意見を聞きながら、今の設計事務所も含め設計からきちんと見直して、再度そういうことを一からやるというのも一つの方法ではないかと、私はそう思うのです。

昨日も同僚議員、先輩議員もお話ししました。再度立ちどまって見直すのが必要でないかと。町長の答弁もそれに近いような、匂わせたような発言、明言はできないと言ったのですが、それから1日が経っていますので、この辺について再度最後にお聞きします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回の学童保育所の建設に向けては、私なりに議会、そして住民の皆様に丁寧な説明をさせていただき、その段階段階においてご了解を得ながらお認めを得ながら進めてきたという思いでおります。ただ、残念ながら今回入札が執行できなかったという事態を招いておりますので、その部分については、今現在、聞き取りを行っているということでもあります。

議員ご指摘のとおり、この施設を建築するかどうかというところも当然検討しなければならぬかなというふうに思っているところでもあります。ただ、報告を待って、どういう形の予算でお認めいただいたものを執行できるかという判断は当然しなければなりませんし、それがこの段階としては非常に難しいというような状況があれば、それは立ち止まるなり、予算をお認めいただいたものを執行できない理由を町民、または議会の皆様にご説明をした上でご了解を得るというような作業も出てくるかなというふうに思っております。

答弁としては、ご納得なかなかないかなというふうに思いますが、全ての可能性を含めて、あらゆる方向を含めて今後検討していくという段階で、今の時間的な状況としてはご理解をいただけないかなと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、結果6月目途に至ってはどのような報告をされるかわかりませんが、具体的にどのような報告をしたかも私たちはわからない状況なのですよね。知っているのは、町長ないし副町長しかいないのですよね。原課はそれを言われたとおりに仕事をしているだけであって。ということで、今回、昨日の先輩議員、同僚議員2名も学童保育所に向けてそれぞれ質問されましたが、今後、設計事務所からどのような返答があるかわかりませんが、建てることは認めます。国も推奨していますし、大樹町も議会で3,600万円の設計を認めながら、建設費約6億8,000万円ですか、認めたのですから、認めますけれども、やっぱりこれだけ長く置くということはいろいろな住民感情も出ますので、もう一回住民周知をして、きちんとパブリックコメントをしながら、期待している子供たちに建物の夢と希望を持たせるように、やっぱり子供たちはあの建物であのデザインで学童保育所の夢を見ているので、もう一度原点に戻って、もう一回物を変えるのであれば設計から何か一から前から戻って、子育て支援会議や地域懇談会を通してやるというのもやっぱり優先順位を考えながらここは一度立ち止まるということを町長にお願いをいたしまして、一般質問を終わります。



○議 長  
休憩します。

休憩 午前 11 時 06 分  
再開 午前 11 時 15 分

○議 長  
会議を再開いたします。  
一般質問を続けます。  
次に、6 番菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは、さきに通告してありました 2 点目の流木対策にスリットダムの建設をということで、町長の考えを伺いたいと思います。

近年は、異常気象による大型台風の連続上陸や集中豪雨などで河川の上流域で発生した林地の崩壊や強風などで倒木となった樹木が予想外の増水で大量の流木となることが多い現実があります。海上を漂流したり、海底に沈下した流木は、漁業被害の発生だけでなく、処理事業には多額の経費が必要であること、流木を河川の途中で完全に捕捉することは困難であるが、ユニット構造のスリットダムは有効な手段だと考えるので、関係町村及び関係機関と連携して、国や北海道に早期の建設普及を要望することが大切だと考えるので、町長の考え方を伺います。

○議 長  
酒森町長。

○酒森町長

菅議員ご質問の流木対策にスリットダムの建設についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、近年、これまでの観測記録を上回る異常気象による豪雨が毎年のように発生をしており、河川の増水により、河岸の浸食や溪流沿いの斜面の崩壊などにより、土砂とともに流木が流出するなど、流木の発生が顕在化しております。特に、平成 28 年 8 月に発生した台風では、海岸まで樹木が流出し、漁業に大きな被害をもたらしております。流木災害は森林資源の滅失につながるとともに、人的被害や漁業等の産業活動への被害といった河川上流から下流域全体への悪影響が懸念されています。

ご提案のスリットダムは、上・下流の水、土砂の流れを遮断しない構造となっており、豪雨等により土石流が起きた場合に土砂や流木を食い止める働きを持っており、流木捕捉には有効な施設と言われております。

一方で、捕捉した流木や堆積した土砂を定期的に除去するなど、空き容量を確保しなければならないなど、適切な維持管理が求められます。大変効果的な施設と認識をしておりますので、関係機関と連携しながら、国や道に対して要望してまいりたいというふうに考えてお

ります。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

町で、町の予算でもって建設をするというものではありませんので、町長が最後にお答えになりました国や道に要請をしていくというのが大原則になると思うのですが、今回この話をする目的は、実は放置されている漁業被害対策として、新年度予算の策定に向けて国や道に早いスピードある動きでもって流木対策を進めていただきたいということが本意であります。

釈迦に説法になりますが、異常気象による豪雨の発生によって、予測を上回る河川の増水で上流域の流木が海に流れ出ると。こういう状況が大なり小なり長い期間繰り返されてきていました。そういう状況の中で、僕は現状として言われているのは、豊かな漁場を維持するには、豊かな森林との相互関係が非常に大切であるということと言うまでもないというふうに思っています。特に、歴舟川流域は広葉樹林でありますので、豊富な栄養が供給源となると言われています。しかしながら、森林から流出する流木が漁業被害を引き起こすという皮肉な状況もまた一方であるわけであります。

これは、今、日本の第1次産業、農業、漁業、林業等中心であります。この第1次産業の振興に対する国や道の考え方は、うがった見方をするわけではありませんが、どうも農業に対して非常に厚いというのは、これは紛れもない事実ではないかというふうに思います。ただ、漁業、林業に対しては冷遇とは言いませんが、二歩三歩後ろをいつているのではないかというのが私の一つの見解であります。

現実の姿として、町長が言われました平成28年の台風においても、やはり十勝で言いますと、被害を受けたという状況でいうと、農地や何かの被害は、道路を車で走ったりすると一般の人たちも目に映るわけであり。ただ、流木が漁業被害を及ぼしているという現実、海岸に打ち上げた流木、漂流している流木を処理するのに非常に大変だという現実の姿というのは、海まで行かないと見れない。だから、一般の我々に対しても目に映る度合いが違うし、どうしても一般の人たちも、あの農地の被害等は早急に必要でないかと、道路の橋を架け替えなければいけないと、そういうのが近々の課題に映るのですが、海のほうの被害については、なかなか目に映らないから、そういう被害もあるのだというふうに、そういう認識で国は道から投げられているとは思いませんが、何となく後追いになっていて、長年発生してきた量の問題はありますが、流木被害、漁業被害については発生したら処理をすればいいというような格好でもって、なかなか国が真剣に取り組んでこなかったという経緯があると思います。

歴舟川には、昭和30年後半から40年代、50年代にかけて建設されました川を堰き止める形の砂防ダムがかなりつくられております。しかしながら、当時は土砂災害を防ぐ下流の住民の生活を守る農地の被害を守るという形でもって、川をどんと堰き止める砂防ダムが

十勝だけではなくて全道に数多く建設されたのですが、町長の認識として、今、満水、満杯に堆積された土砂で溢れている砂防ダムというのは、流木を少なくする、そういう効果がこの砂防ダムには現状として僕はないという認識なのですが、町長の認識はいかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私も、昨年9月に経済常任委員会が行いましたスリットダムの視察には同行させていただき、実際に大樹町にあるスリットダムの状況については議員とともに拝見をさせていただきました。

スリットダムについては、流木を堰き止めるという効果があるというのを間近に見ておりますので、大変効果的なものだなというふうに思っているところであります。また、砂防ダム、大樹町の国有林も含めて河川に多数設置されております。ただ、砂防ダムは名前のとおり砂を堆積するという目的でつくられているダムでありますので、土砂が河川に流出して被害を与えるのを未然に防止するという効果はあるというふうに思いますが、砂防ダム自体が流木を堰き止められる、とどめておけるという効果については、さほど期待はできないかなというふうに思っているところでもあります。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

僕もそのとおりだと思っているのですよ。高さ20メートル、10メートル少々の砂防ダムができて、数年でもって、例えば満杯になってしまいます。土砂が溜まって上流までずっと、もうそれ以上溜まらないぐらいの土砂になってしまっているわけですから、上流から流れてくる樹木はその上を飛び越えて海岸までいってしまうと。

海岸まで流出する流木の量を減らす対策としては、これはなかなか進んでこなかったのですが、以前から冒頭言いました、スリットダムの建設が全国的にはあったわけでありまして。僕は、今、この流木を減らす対策として効果的なのは、上流のそういうところで流れ出る樹木を堰き止める、捕捉をするスリットダムの建設と、それと森林の適正な施業管理だというふうに思います。

スリットダムには、たまたま大樹に、全てを把握しているわけではありませんが、十勝には広尾の町内に古い木製のものと聞いているのですが、目で確かめたわけではありません。大樹町の大全には、規模は小さいのですがA型のスリットダムと言われるものがあります。ただ、これは林野庁が作製をしたもので、全道的には3基ぐらいしかないという話もあります。今年度、足寄の町に1個、道がつくるのではないかという、定かではありませんが、そういう情報もあるところでもあります。本州のほうは結構、A型、B型、それからL型といったかな、そういうものがあるのですが、北海道は遅れています。

特に歴舟川は急流ですから、樹木が流れ出ると、その急流に乗かって一気に海までいってしまうと。それが沈下をしたり漂流したりして漁業被害を及ぼすと。その繰り返しになっています。ということですから、僕が言った一つは、スリットダムの建設を国や道がもうこれ以上大きな漁業被害を繰り返さないというために、完璧ではなくても、数か質的なもので流木を捕捉して防ぐと。それと、上流の森林の管理をやはり荒れ放題ではなくて適正な管理をするという、この二つの方法を並列的に取り入れていくべきだというふうに思っているのですが、町長の考えはいかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

昨今の樹木の流出による流木の被害が激増しているというふうに思っております。その要因としては、気象の関係がまずあろうかなと思います。私も議員ご指摘のとおり、道有林、国有林も含めて森林の適正な管理が必要だということも痛感をしているところであります。

十勝には十勝圏活性化推進期成会という団体があって、それぞれ国・道に対して十勝圏が取り組む要望事項等を取りまとめて要請活動を行っております。その中で、私は産業建設委員会というところに所属しておりますが、その中で、例えば森林資源の循環利用による森林林業対策の推進であるとか、または、自然環境の関係等々において森林の適正な管理とその及ぼす被害対策に対する支援、または予防策をしっかりやるようにというような形で要請行動をまとめているところでもあります。

国有林の関係で申し上げますと、大樹町の上流域は西部森林管理署の所管であります。西部森林管理署の署長が9月のスリットダムの視察にも同行してくれましたが、その中でも西部森林管理署においてもスリットダムを設置しているのはこの場所だけだというご発言があったというふうに思っております。

今後、スリットダムの効用については、私は十分現場で調査をした段階でも理解をしているつもりでありますので、今後、必要性については、北海道または国のほうにもいろいろな場面を通じて要請をしていきたいというふうに思います。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

そういうことなのであります。

漁業者の皆さん方から、大樹町でも漁民の森を何回か植樹祭をやってきた経緯があるのですが、やっぱり漁民の方々から言われるのは、僕は国有林にいましたから、国有林がちゃんと管理しないから流木が流れ出てくるという指摘はずっとされてきました。私は個人的にやったわけではありませんが、そのことは否定する何物もなく認めざるを得ないのが実態だというふうに思っています。

今、町長もそういう理解がほぼ同じですので、ただ、ここから大事なのが、僕はスピード

感だと思っています。いつまでもいつまでもこの流木被害が漁業に影響を与えて、そしてその処理に毎年毎年多額の経費がかかると。これをいつまで繰り返すのではなくて、適正な方法があったらそれを取り入れて、少なくとも漁業者が安心して漁業に従事できるような状況をいち早くつくるべきでないかと。できれば、一気に全部いかなくても、新年度、平成31年度予算に、これは大樹の川だけをよくすればいいというものではありませんから、全道的な話、十勝管内、道東、太平洋岸といろいろあるのですが、そこは町長が言われたように連携をとって、そして強い意志でこれを実現に向けて取り組むと。そのことが一番大事。

僕はちょっと、自分もやっぱりまずかったかなと思うのは、僕は平成16年に大全にスリットダムができたときに、何回かいろいろな話はしてきましたが、漁業者とその話はしたことがありません。ただ、その時点では、ああいう形式のスリットダムがこれからどんどん普及をしていくのだろうなという認識をしていましたが、一向に進んでいないのです。ほとんど見に来る人もいない、林野庁もただつくりっ放しで、何か指摘をされたら捕捉された流木をアリバイ証明的に取り除くという、そういう状況になっています。

ですから、そういう状況でなくて、やはり効果のあるものをきちんとつくって、漁業の振興を図るということを強くいろいろな角度から、町長としては理事者の立場でもって他の町村と早急に議論をして、上に上げてというか、道と、そして国にこれを強くあらゆる手段を使って求めていくと。そして、早期に年次計画的にそういう被害を少なくするような対策がとられるように、釈迦に説法ですけれども、今、漁業問題はサンマのことだとカイカのことを含めて、サケ・マスも含めて非常に海水温の上昇やいろいろな状況があって非常に深刻な状況を迎えている実態があります。それに輪をかけて流木の被害でもって漁業に影響が出るという、そういう状況を少なくとも国や道の施策でもって、解消に向けて努力をすることが一番大事だというふうに思いますので、最後にもう一回、この二つをセットでもって上流のそういう森林の整備をきちんとする、それから流木を捕捉する効果があると言われているスリットダムを早期に建設をするという方向で進めていただきたいと思います。

先ほど2点目の森林管理の施業について、言いませんでしたが、昔は人力を主体にして小型機械での森林施業の中では森林の崩壊とか、それから流木が大量に流出するという状況は少なかったわけなのです。ただ、チェーンソーが開発されて、大型機械が森林施業に投入されて、そうすると大型機械が斜面を闊歩するというか素材を引っ張って歩くことになれば、道がたくさんつきます。これは土木の担当者であればはっきりするのですが、30度近い斜面に安全に大型機械が走行する道路をヘクターに100メートル以上建設すると、どれほどの土砂が削られて、その土砂が林内に捨てられるわけですから、そして、これは何も暴露ではありませんが、やはり木材業者はお金をかけないために、機械は利口ですから、バックホウでつかんだままで、昔はチェーンソーでちゃんと除去して、それをパルプに生産したのですが、大型機械はつかまえて根っこから引き抜くわけなのです。そうすると、林地は荒れます。そのつかまえてとった流木を土砂のところに捨てるわけですから、それに雨が降って水が押し寄せて、斜面と一緒に崩れるという、そういう状態で、原因ははっきりしてい

るわけであります。僕たちもそれは駄目だと言ったのですが、もうずっと続いています。

そういう状況が上流で林地の崩壊になって、その崩れたときに一緒に落ちてきた流木が海に行って、ですから漁業者の指摘のとおりであります。そういうことを二面的に強く認識を新たにして、林野庁そして国や道にスリットダムの早期の建設を求めていくという決意を伺って終わりたいと思うのですが、町長の決意を聞かせてください。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私も議員と同様、樹木の流出を防ぐためには、スリットダムと日々の国有林、道有林も含めた管理の充実が必要だというふうには思っているところでもあります。北海道に比べて府県でスリットダムが普及しているというところについては、府県での流出が非常に顕著だったということもあって災害対策で普及が進んでいるのかなというふうに思っているところ です。

昨今の北海道の気象状況を鑑みると、これから樹木の流出、そして流木としての漁業への被害というのは今後も増大していくという懸念がありますので、スリットダムの普及については、議員ご指摘のとおり、北海道または国のほうにもいろいろな機会を通じて私のほうからもお話をしていきたいというふうに思います。

過去に、実は国有林を所在する町村長の連絡会議等が年に一、二回開催されるのですが、その場で私どもの坂下水源における水道水の濁度の関係が顕著だったということも含めて国有林の荒廃の部分もその要因の一つではないのかという発言をさせていただいたことがあります。その中で、国有林管理署のほうでは、早急な対応、スピード感のある対応をとっていただき、大雨、一定量の降雨があった段階では、坂下浄水場の上流の水の濁度を毎日職員が来て写真撮影をしているという状況は今も続けてくれております。そういう部分では、現場の声を聞いてスピーディーに対応できるような、そういう体制を管理署のほうでもつくってくれているということもありますので、大樹町にあるスリットダムをぜひ大樹町以外の地域にも普及するようなそういう取り組みは、大樹町としてその効果をPRしていくということもその役割かなというふうに思っておりますので、あらゆる場を通じてしっかりと対応していきたいと思います。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

考え方を聞きましたので、ぜひそれが早期に実現するように、町長には全力での努力をお願いしたいというふうに思います。僕たちも、漁業者に対してPR不足もありました。資料が不足だということもありますが、ぜひスリットダムの効果、その実態を漁業者の方々にもお話をして、漁業者自らも自分たちの漁場を守る立場でもって強く要望していくような体制をつくるようお願いする機会を持っていきたいとも考えていますので、ぜひ町長にはご努

力をお願いしたいと。

また、新たな情報がありましたら、こういう取り組みをぜひということでお願いする機会もあるかと思いますが、そのことを最後をお願い申し上げまして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議 長**

次に、9番志民和義君。

**○志民和義議員**

通告してありました1点について、教育長に質問いたします。

学校給食費の無償化についてご質問いたします。学校給食費の無償化の動きが広がりつつあると聞いております。管内では、どのくらいの自治体が無償化を行っているのか。また、当町で無料化を実施した場合、どのくらいの予算が必要か。子供を育てる環境を整えるため、学校給食費の保護者負担の軽減、または無償化を行ってはどうか、お伺いをいたします。

**○議 長**

板谷教育長。

**○板谷教育長**

志民議員の学校給食費の無償化についてお答えいたします。

1点目の管内自治体の無償化についてですが、無償化を実施している市町村は3自治体で、一部補助をしている市町村が4自治体となっております。

2点目の当町で無償化を実施した場合についてですが、小中学校分では2,100万円、高等学校も含めると2,700万円の予算が毎年必要となります。

3点目の保護者負担の軽減、または無償化についてですが、学校給食法第11条において、義務教育学校の設置者において学校給食を提供するよう努めなければならないと規定されており、経費の負担については人件費、施設、設備を除く経費については、給食の提供を受ける児童生徒の保護者が負担することと規定されております。

一部の市町村においては、人口流出対策や子育て支援の施策として保護者の負担を市町村が負担している実態もありますが、本町では法の趣旨に基づく受給者負担の基本的な考え方や食育の観点を踏まえ、引き続き、保護者から徴収して給食を提供してまいりたいと考えております。

なお、経済的に困難な家庭については、現在でも就学援助の制度があり、該当する家庭の児童生徒の給食は支給されております。

**○議 長**

志民和義君。

**○志民和義議員**

既に7自治体ということになると、もう半分近くになってきているんですね。19市町村の中で。そういうことになると、もうそろそろ大樹町としてもやる時期に私は来ているのではないかというふうに考えています。

学校給食の食材費については、こういうふうには保護者負担というふうに定めているということなのですが、そのこのところの規定をそれぞれの自治体の判断で、今、子育ての環境というのは厳しいということなのですね。経済的なことばかりではないですけども。しかし、そういう今回大樹町も保育料、これを軽減するという措置をとったり、あるいは無償化する自治体も出てきて、そういうことが子育て世代が増えていくということも出てきていますので、このまんまいきますとだんだん遅れていくのではないかとというふうには私は心配しているのですよね。

どこまで無償化というのが、これは、基本的に義務教育は無償とするとなつてはいますが、どこを無償という定めがないと、前の質問をしてしばらく経つのですけれども、そういうふうには聞いたことあるのですが、やっぱりそこは国のどこまで広げるかというのは一つ自治体の判断で広げていっていただきたいというふうには考えています。

こういうことを、これの他にどうしてもかかるというのは、修学旅行だとかいろいろあるわけですね。ですから、そういうことから考えると保護者負担のぜひ軽減、または無償化していくと、給食費一つ無償化しても義務教育費の負担軽減になるというふうには私は考えますが、いかがでしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

子供は大人の愛を食べて大きくなると言われております。また、育児は育自です。子供を育てることによって自分自身が育ちます。近年、親の虐待等非常に悲惨な事件も起きております。親としての自覚、責任感、頑張り合う、助け合う、家族愛、教育の原点は家庭にあります。

昨日も申し上げましたが、学力向上、体力向上も望ましい生活習慣からでございます。非行少年は夜眠れない子供だと言われております。この後、コミュニティスクールについて議員協議会で説明申し上げますが、共通認識でぜひとも家庭と共有したいのが、ぐっすり眠るためにはどうしたらいいのか。たっぷり運動して、働いて、体を動かして、いい汗を流して、じっくり勉強、また健全な精神は健全な肉体に宿ります。親の愛情がたっぷり詰まった食事をきちんととることが非常に大事だということを学校現場だけでなく、家庭、地域と共有していきたいと思っております。そのためにも、父さん、母さん、頑張ってください。自分たちの給食費を払ってくれているのだと、これが非常に大事だと私は考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

子育ての精神論ということとちょっと観点が私は違うというふうには考えておりますが、もうそういう時期には私は来ているというふうには考えております。いろいろなことで生活困窮者のところに対して無償化したら、それは親の愛がないのかなんて、そういうことでは私はな



と思います。私は、もうそろそろこういう自治体の半分近くがそういう方向に向かっているということで時期がきているというふうに認識しております。ただ、教育長の立場としては、予算がどうしてもこちらに来ますので、予算要望しなければならないという側面もありますので、今後ともぜひ義務教育の国庫負担、保護者負担の軽減について、今後ともぜひ努力していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○議 長

以上で、一般質問を終了いたします。

休憩します。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎日程第3 陳情第1号

○議 長

○議 長

日程第3 陳情第1号庁舎改築に対する要望についての件を議題といたします。

審議が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、安田清之君。

○安田清之議会運営委員長

陳情第1号。

去る6月11日、本委員会に付託されました陳情第1号庁舎改築に対する要望については、6月11日委員会を開催し、審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条の規定により報告申し上げます。

当町が進めようとしている役場庁舎の改築については、少子高齢化社会、人口減少、町の財政問題など厳しい環境を考慮し、慎重に事業を進めなければなりません。

本陳情の要望、指摘は、新しい庁舎は防災拠点としての強固さを確保した上で、コンパクトな実用性と経済性を考慮すべきとの内容であります。

本陳情の趣旨には賛成するものの、本役場庁舎の建設位置などの具体的な内容が町から示されておらず、また議会として、今後役場庁舎の議事堂の機能等について検討を進める予定であります。意見書を提出する段階にないものと判断し、全会一致で趣旨採択すべくものとなりました。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議 長

委員長の報告が終わりました。  
これより、委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終了いたします。  
これより、討論に入ります。  
討論はありませんか。  
(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終了いたします。  
これより、陳情第1号庁舎改築に対する陳情書についての件を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、趣旨採択すべきものとするものであります。  
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は、委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。

◎日程第4 陳情第2号

○議 長

日程第4 陳情第2号北海道主要農作物の道条例の制定に関する陳情書についての件を議題とします。

委員長報告に入る前に、本陳情書については、提出者より氏名の誤りのため陳情書の差し替えの申し出がありました。訂正後の陳情書はお手元に配付したとおりであります。

なお、訂正内容は正誤表のとおりでありますので報告いたします。

それでは、審議が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、松本敏光君。

○松本敏光経済常任委員長

去る6月11日に、本委員会に付託された陳情第2号北海道主要農作物の道条例の制定に関する陳情書については、6月11日に委員会を開催し、審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条の規定によりご報告いたします。

我が国の食と農を支えてきた主要農作物の種子法、いわゆる種子法が本年4月1日に廃

止されました。同法のもとで稲、麦、大豆などの主要農作物は、農業者には優良で安心な種子が消費者にはおいしい農作物が安定的に供給されてきました。

しかし、種子法の廃止により、今後、種子価格の高騰、地域条件等に適合した品種の生産・普及などの衰退が懸念されます。また、地域の共有財産である種子を民間に委ねた場合、長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業は日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されます。

このことから、我が国の食の安全・安心、食糧主権が脅かされることであり、国民、道民にとっても大きな問題であります。

よって、北海道における現行の種子生産、普及体制を生かし、本道農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安払拭のために北海道独自の種子条例を制定する必要があることから、本陳情における意見書3項目上げます。

1、将来にわたって北海道の優良な種子が安定的に生産及び普及が図られ、生産者が安心して営農に取り組み、高品質な道産農作物が消費者に提供できるよう、北海道主要農作物の種子に関する道条例を早期に制定すること。

2、対象農作物については、稲、麦、大豆といった北海道農業に欠かせない農作物を位置付けるとともに、条例の円滑な推進に必要な財政措置と万全な体制を構築すること。

3、食糧主権の確保と持続可能な農業を維持する観点から、すぐれた道産種子の遺伝資源が国外に流出することのないよう、知的財産の保護を条例に盛り込むこと。

について、全会一致で採択するものと決しました。

なお、提出先については、北海道知事宛てであります。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、終わります。

#### ○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

#### ○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

#### ○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第2号北海道主要農作物の道条例の制定に関する陳情書についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択すべきものとするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり採択と決しました。

### ◎日程第5 陳情第3号

○議 長

日程第5 陳情第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障を求める意見書提出に関する陳情書についての件を議題とします。

審議が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、高橋英昭君。

○高橋英昭総務常任委員長

去る6月11日に、本委員会に付託された陳情第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書提出に関する陳情書については6月11日に委員会を開催し、審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条の規定によりご報告いたします。

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっています。

2018年度文科省の予算概算要求では、学校現場の働き方改革に関する予算として、9年間の教職員定数改善計画を要求しましたが、実現されませんでした。子供たちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員の多忙と超勤実態を解消することは必要であり、喫緊の課題です。そのためには、働き方改革の一環である「時間外労働の上限規制」に、義務標準法の改正を伴う抜本的な「教職員定数の改善」などが必要です。

また、厚労省から発表された昨年9月の国民生活基礎調査によりますと、子供の貧困率は13.9%、ひとり親家庭に至っては50.8%と、依然として厳しい状況となっています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改正、「高校授業料無償制度」への所得制限、家庭の貧困から教育ローンともいえる有利子の「奨学金制度」を利用せざるを得ない子供たちが返済に悩み苦しみ、家庭・子供の「貧困と格差」は改善されず、経済

的な理由で進学・就学を断念するなど、「教育の機会均等」が崩され、学習権を含む子供たちの人権が保障されていない状況になっています。

子供たちは、住む地域や環境に関係なく、平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。しかしながら、当町の教育環境の現状を鑑み、独自の特別支援員を配置し、きめ細かな子供の教育や教職員の労働環境改善に取り組んでおります。

また、当町においては、PTA会計から教育者への私費支出の実態は認められないなど、陳情の趣旨には賛同しますが、当町が先進的に取り組んでいる教育改革の実態にすぐわな  
い内容が散見されます。

よって、全会一致で趣旨採択すべきものと決しました。

以上、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議 長**

委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障を求める意見書提出に関する陳情についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、趣旨採択すべきものとするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。

◎日程第6 発委第1号

○議長

日程第6 発委第1号北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書についての件を議題といたします。

お諮りします。

本意見書については、さきに報告がありました経済常任委員会報告の陳情の趣旨と同様の内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

発委第1号北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議第1号

○議長

日程第7 発議第1号2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書についての件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ただいま議題になりました発議第1号2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書については、会議規則第13条第2項の規定により、西田輝樹君の賛成を得て提出するものであります。

それでは、議案の朗読をもって説明といたします。

2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書。

地方自治体は、高齢化が進行する中での医療・介護、子育て支援など社会保障への対応、地域交通の維持、森林環境政策の推進など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題に直面しています。

一方、公共サービスを提供する人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかなサービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるため、これに見合う財源が必要です。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特に「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されます。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観、中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

また、自治体基金は、景気動向による税収の変動、人口減少による税収減の地域の実情を踏まえた財政課題に対応する目的で積み立てており、財政的余裕によるものではないことから、基金残高を地方財政計画に反映させて地方交付税を削減するべきではありません。地域に必要な公共サービスの提供を担保するための財源保障が地方財政計画の役割です。しかし、財政健全化目標を達成するために歳出削減が行われ、結果としてサービスが抑制、削減されれば本末転倒であり、住民生活と地域経済に大きな影響を与えることは明らかです。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記。

1、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の充実など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。また、消費税、地方消費税の引き上げを予定どおり2019年10月に実施し、社会保障財源に充てること。

2、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要と公共サービスの提供に必要な人員を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

3、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模、事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止、縮小すること。

4、住民の命と財産を守る防災・減災事業はこれまで以上に重要であり、自治体庁舎を初めとした公共施設の耐震化や緊急防災、減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。

5、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税を算定すること。

6、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税、消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

7、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了時を踏まえた新たな財政事情の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税、法人税、酒税、消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

8、地方自治体の基金は、2004年度の地方交付税、臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体にかかわる国の突然の政策変更、リーマンショックなどの経済政策変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

なお、意見書案につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）宛てであります。

以上、本意見書の趣旨をご理解の上よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

#### ○議 長

これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民和義君。

#### ○志民和義議員

全体としてはいいとして、一つ、財源のことについて、記の1、消費税率の引き上げを予定どおり2019年10月に実施し、社会保障財源に充てることと、こうなっていますが、7番目に各対象国税4税（所得税、法人税、酒税、消費税）ですが、これに対する法定税率の引き上げを行うこととなっています。しかし、この中の大企業向け法人税というのは、これはもう減税されて消費税が増税された分、この法人税が引き下げられて、ちょうどプラマイゼロになるのですね。ですから、これは私、消費税だけに財源を求めるのではなく、やっぱり消費税は上げないで、そのまま法人税の増税を大企業、中小企業者は別です。また、大企業法人税が、特に輸出業者なんかはひどいですから、そういうことを私はぜひこの中に、消費税増税でなく、大企業法人税の引き上げということを入れたらどう



だという意見を述べたいと思いますが、いかがですか。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

お答えをしたいと思います。

最初に言われました消費税の関係につきましては、今、消費税10%に引き上げるというものが社会保障制度に充てるといふ、これをきちんと守っていただきたいというのが趣旨であります。ただ、議員から言われました法人税の関係につきましては、ここで触れていないのでありますが、その関係については今ここで、ぜひこの内容で意見書案として提出をさせていただきたいというふうに思います。そのことは改めて、ありましたらまた伺いたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長

他に質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

中身はおおよそわかる部分と、どうもこれ政治色が強い意見書なのかなという観点をしております。賛成議員がいて、意見書を出せるわけですが、まず名前でちょっとわからない、トップランナーというのはどういうことなのか、インセンティブ改革というのはどういうものなのか。

それから、もう一つ、大樹町に当てはめると、公共サービスの提供に必要な人員を確保せいと。大樹町は、人員は足りないという解釈でいいのかどうか。これは大樹町としての意見書ですから、その中身が若干的確に我々は考えづらい。今機能していないのかなと、うちの町は。そんなに足りないのですかね、うちの町。そこら辺をはっきりお答えいただきたいと思います。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

トップランナー方式というのは、歳出の効率化を推進する観点から、民間委託などの業務改革を実施して、それを実施している自治体に対して経費の水準を地方交付税の基準財源に反映させるということで、それによって民間委託を広げていくという財務省が設定をした財務大臣の諮問機関である財政制度審議会が方向付けをした内容であります。

それから、インセンティブ改革というのは、制度や奨励、誘因というような意味なのですが、意欲向上や目標達成のための刺激策として、これも経済財政諮問会議の有識者議員の提出資料の中で出てきた、カタカナ文章の文言でありまして、制度を通じた歳出の効率化ということが基本であります。

それから、サービスを提供する人員がということにつきましては、これは大樹町が全く

足りないということではありませんが、人員を削減しないで、少なくとも現状維持、それから充実を求めていって、今後、将来に向けていただきたいという趣旨でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

意見書というのは、大樹の実情を鑑みて出すわけですから、大樹は今、足りていると。そうしたらこの文言が変わるのではないかというふうに思います。意見書というのは、国に出すわけですから、うちの実情を出すので、もう少しこれ論議をする必要があるのだろうと。意見書は1人の賛成者がいればいいのだということでぼんぼん出して、論議をしないでいくと、これは問題になるので、これはやっぱり一回取り下げていただいて、この意見書について論議をするべきと私は思いますので、その考えはございませんか。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

全体的にそういう意見であれば、そのことは否定するものではありませんが、全体的な趣旨としては、地方の財政が悪化する中で、地方財政を圧迫しないような体制で、地方が元気に活動、自治体運営ができるような財政措置をしていただきたいというのが根幹でありまして、昨年の採択いただきました内容と大差ない状況での現状に合わせた全体的な内容でありますので、できればご理解をいただきたいというふうに思います。

○議 長

他に質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

それでは、質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、発議第1号2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議員の派遣について

○議 長

日程第8 議員の派遣についての件を議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

お諮りします。

ただいま議決されました議員の派遣について、変更を要するときには、議長に一任していただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、変更を要するときには、議長一任とすることに決しました。

◎日程第9 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第9 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、平成30年第2回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時37分